平成30年2月26日 開 会 平成30年3月16日 閉 会

平成30年第1回山県市議会定例会会議録

山県市議会

目 次

	2月26日	(月曜日)	第 1	号
--	-------	-------	-----	---

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	6
○開 会(午前10時00分)	7
○日程第1 会議録署名議員の指名について	7
○日程第2 会期の決定について	7
○日程第3 諸般の報告について	7
○日程第4 報第1号及び日程第5 報第2号	8
○日程第6 議第1号及び日程第7 議第2号	8
林市長提案説明	8
○日程第8 質 疑(議第1号及び議第2号)	9
○日程第9 討 論 (議第1号及び議第2号)	10
○日程第10 採 決 (議第1号及び議第2号)	10
○日程第11 議第3号から日程第46 議第38号まで	…11
林市長提案説明	12
○散 会(午前11時10分)	24
3月5日(月曜日)第2号	
○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	28
○出席議員	
○欠席議員	32
○説明のため出席した者の職氏名	32
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開 議(午前10時00分)	34
○日程第1 質 疑(議第3号から議第38号まで)	34

10番	吉田茂広議員質疑	34
奥田市	7民環境課長答弁	34
10番	吉田茂広議員質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
桐山福	i 社課長答弁	35
10番	吉田茂広議員質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
浅野水	道課長答弁	36
10番	吉田茂広議員質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
浅野水	道課長答弁	38
4番	加藤義信議員質疑	39
渡邊理	事兼総務課長答弁	39
4番	加藤義信議員質疑	39
柴田理	a事兼地方創生監答弁····································	39
4番	加藤義信議員質疑	41
山田産	[業課長答弁······	41
4番	加藤義信議員質疑	41
柴田理]事兼地方創生監答弁	42
7番	村瀬誠三議員質疑	42
長野ま	ちづくり・企業支援課長答弁	43
7番	村瀬誠三議員質疑	43
長野ま	きちづくり・企業支援課長答弁	44
7番	村瀬誠三議員質疑	
長野建	: 設課長答弁	44
7番	村瀬誠三議員質疑	45
山田産	業課長答弁	45
7番	村瀬誠三議員質疑	45
藤根消	\$防長答弁······	46
7番	村瀬誠三議員質疑	46
山田産	業課長答弁	47
7番	村瀬誠三議員発言	47
憩((午前10時45分)	47
開((午前11時00分)	47
14番	藤根圓六議員質疑	47

○休

○再

	渡邊理事兼総務課長答弁	48
	14番 藤根圓六議員質疑	48
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	49
	14番 藤根圓六議員質疑	49
	渡邊理事兼総務課長答弁	49
	14番 藤根圓六議員質疑	49
	渡邊理事兼総務課長答弁	50
	1番 寺町祥江議員質疑	50
	梅田生涯学習課長答弁	50
	1番 寺町祥江議員質疑	51
	梅田生涯学習課長答弁	51
	1番 寺町祥江議員質疑	51
	梅田生涯学習課長答弁	51
○休	憩(午前11時15分)	52
○再	開(午前11時15分)	52
	梅田生涯学習課長答弁	52
	1番 寺町祥江議員質疑	52
○休	憩(午前11時16分)	52
○再	開(午前11時18分)	52
	梅田生涯学習課長答弁	53
	1番 寺町祥江議員質疑	53
	藤田健康介護課長答弁	53
	1番 寺町祥江議員質疑	53
	桐山福祉課長答弁	54
	1番 寺町祥江議員質疑	54
	桐山福祉課長答弁	54
	1番 寺町祥江議員質疑	55
	藤田健康介護課長答弁	55
	梅田生涯学習課長答弁	56
	1番 寺町祥江議員質疑	56
	梅田生涯学習課長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	8 番 福井 德議昌 質疑	56

	久保田企画財政課長答弁	57
	8番 福井一德議員質疑	58
	久保田企画財政課長答弁	59
	8番 福井一德議員質疑	59
	久保田企画財政課長答弁	60
	8番 福井一德議員質疑	62
	山田産業課長答弁	62
	8番 福井一德議員質疑	62
	久保田企画財政課長答弁	63
	8番 福井一德議員質疑	63
	渡邊理事兼総務課長答弁	64
○休	憩(午前11時54分)	64
○再	開(午後1時00分)	64
	8番 福井一德議員質疑	64
	久保田企画財政課長答弁	64
	8番 福井一德議員質疑	66
	渡邊理事兼総務課長答弁	66
	8番 福井一德議員質疑	66
	渡邊理事兼総務課長答弁	66
	8番 福井一德議員質疑	66
	渡邊理事兼総務課長答弁	67
	8番 福井一德議員質疑	67
	渡邊理事兼総務課長答弁	67
	8番 福井一德議員質疑	67
	渡邊理事兼総務課長答弁	68
	8番 福井一德議員質疑	68
	長野まちづくり・企業支援課長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	8番 福井一德議員質疑	69
	長野まちづくり・企業支援課長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	8番 福井一德議員質疑	69
	久保田企画財政課長答弁	70
	8番 福井一德議員質疑	72

久保田企画財政課長答弁	·72
8番 福井一德議員質疑	.74
久保田企画財政課長答弁	.74
8番 福井一德議員質疑	·75
○休 憩 (午後1時30分)	.75
○再 開(午後1時30分)	.75
8番 福井一德議員質疑	.75
渡邊理事兼総務課長答弁	.75
8番 福井一德議員質疑	.76
柴田理事兼地方創生監答弁	.76
8番 福井一德議員発言	.76
12番 石神 真議員質疑	.77
桐山福祉課長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.77
12番 石神 真議員質疑	.77
桐山福祉課長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.77
○日程第2 議第39号及び日程第3 議第40号	.78
林市長提案説明	.78
○日程第4 質 疑(議第39号及び議第40号)	.79
○日程第5 委員会付託 (議第3号から議第40号まで)	.79
○散 会 (午後1時45分)	.79
3月13日(火曜日)第3号	
○議事日程	·81
○本日の会議に付した事件····································	·81
○出席議員	·81
○欠席議員	·81
○説明のため出席した者の職氏名	·81
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	·82
○開 議(午前10時00分)	.83
○日程第1 一般質問	.83
1. 12番 石神 真議員質問	·83
(1) 美山支所等の再整備計画は	.83

渡邊理事兼総務課長答弁83
石神 真議員質問84
渡邊理事兼総務課長答弁85
(2) 地方創生推進交付金について85
久保田企画財政課長答弁86
石神 真議員質問87
久保田企画財政課長答弁88
石神 真議員発言89
2.6番 操 知子議員質問89
(1) 高齢者と障がい者をとりまく現状89
藤田健康介護課長答弁90
操 知子議員質問92
藤田健康介護課長答弁92
(2)経済成長への現状93
山田産業課長答弁94
操 知子議員質問95
山田産業課長答弁96
操 知子議員質問96
○休 憩(午前10時52分)97
○再 開(午前10時53分)97
山田産業課長答弁97
○休 憩(午前10時55分)97
○再 開(午前11時10分)97
3.5番郷明夫議員質問98
(1) 市道幹線道路網計画の策定について98
長野建設課長答弁
郷 明夫議員質問
宇野副市長答弁
郷 明夫議員質問
宇野副市長答弁
4. 2番 加藤裕章議員質問
(1)鳥獣害対策について

	山田産業課長答弁	103
	加藤裕章議員質問	104
	山田産業課長答弁	105
	(2) クラウドファンディング型のふるさと納税について	105
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	107
	加藤裕章議員質問	108
	渡邊理事兼総務課長答弁	109
	加藤裕章議員質問	109
	林市長答弁	110
○休	憩(午後 0 時01分)	111
○再	開(午後1時00分)	111
5.	4番 加藤義信議員質問	111
	(1) AEDの普及と課題について	111
	藤田健康介護課長答弁	112
	藤根消防長答弁	112
	加藤義信議員質問	113
	宇野副市長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	加藤義信議員質問	115
	宇野副市長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
	(2) 「ひきこもり」対策について	116
	鬼頭学校教育課長答弁	117
	藤田健康介護課長答弁	118
	加藤義信議員質問	118
	藤田健康介護課長答弁	119
	(3) 中小企業対策について	120
	林市長答弁	121
	加藤義信議員発言	122
○休	憩(午後1時40分)	122
○再	開(午後1時55分)	122
6.	7番 村瀬誠三議員質問	122
	(1) 観光資源の開発・整理と情報発信について	122
	山田産業課長答弁	123

	村瀬誠三議員質問	125
	山田産業課長答弁	127
	村瀬誠三議員質問	128
	林市長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
7.	1番 寺町祥江議員質問	130
	(1) 新学習指導要領の小中学校における移行期間について	130
	伊藤教育長答弁	130
	寺町祥江議員質問	132
	伊藤教育長答弁	133
	(2) イクボス宣言について	133
	渡邊理事兼総務課長答弁	134
	鬼頭学校教育課長答弁	135
	寺町祥江議員質問	137
	渡邊理事兼総務課長答弁	137
	鬼頭学校教育課長答弁	138
	寺町祥江議員質問	139
	渡邊理事兼総務課長答弁	140
	寺町祥江議員質問	140
	渡邊理事兼総務課長答弁	141
○散	会(午後3時02分)	141
	3月14日(水曜日)第4号	
○議事	\$日程······	143
○本目	日の会議に付した事件	143
○出席	席議員	143
○欠盾	席議員	143
○説明	月のため出席した者の職氏名	143
○職務	めのため出席した事務局職員の職氏名	144
○開	議(午前10時00分)	145
○日程	呈第1 一般質問	145
8.	11番 上野欣也議員質問	145
	(1) ハリヨ公園の整備と管理等	145

長野建設課長答弁	146
奥田市民環境課長答弁	147
鬼頭学校教育課長答弁	148
上野欣也議員発言	149
(2) 教員の指導法の質的向上は図られているか	150
伊藤教育長答弁	154
上野欣也議員発言	156
○休 憩 (午前10時44分)	157
〇再 開 (午前10時50分)	157
9.8番 福井一德議員質問	157
(1) 東海環状岐阜山県第一トンネルのヒ素残土埋め立てについて	157
林市長答弁	158
福井一德議員質問	158
林市長答弁	159
福井一德議員発言	160
〇休 憩 (午前11時08分)	162
〇再 開(午前11時08分)	162
(2) 美谷学園児童養護施設の佐賀地域への移転計画断念の経緯について	162
林市長答弁	163
福井一德議員質問	163
林市長答弁	165
福井一德議員質問	165
〇休 憩 (午前11時29分)	168
〇再 開(午前11時33分)	168
林市長答弁	168
(3) 岐阜県国民健康保険運営方針(案)を受けての山県市の考え方について…	168
林市長答弁	169
福井一德議員発言	170
○散 会 (午前11時41分)	170
3月16日(金曜日)第5号	
○議事日程	171

○本日の会議	養に付し	た事件	‡·····						178
○出席議員						185			
○欠席議員.									185
○説明のため	り出席し	た者の	職氏	ሷ					185
○職務のため	め出席し)た事務	房局職	員の職氏名					185
○開 議	(午前1	0時00分	··· ({						187
○日程第1	常任委	委員会委	長員長	报告					187
○日程第2	委員長	長報告に	二対す	5質疑					191
○日程第3	討	論(詩	義第 3	号から議第40号	まで)・				191
8番	福井一	一德議員	反対	寸論					191
○日程第4	採	決(諱	義第 3	号から議第40号	まで)・				194
○日程第5	発議第	第1号	山県	市議会委員会条例	列の一部	部を改正す	-る条例の-	一部を改	
			正す	る条例について.					202
上野后	次也議会	全運営委	美員会	&員長趣旨説明·					203
○日程第6	質	疑							203
9番	山崎	通議員	負質疑						203
上野后	次也議会	全運営	美員会	委員長答弁					204
○日程第7	討	論							204
9番	山崎	通議員	賛成	寸論					204
○日程第8	採	決							204
○日程第9	特別委	を 員会の	最終	服告について					205
○日程第10	議員派	派遣につ	ついて	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					208
○閉 会	(午前1	1時12分	··· ({						209
○会議録署名	3者								209

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 2月26日 (月曜日)

○議事日程	第1号	平成30年2月26日
日程第1	会議録署名	議員の指名について
日程第2	会期の決定	について
日程第3	諸般の報告	について
日程第4	報第1号	専決処分の報告について
日程第5	報第2号	専決処分の報告について
日程第6	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	質 疑	
	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	討 論	
	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	採 決	
	議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第12	議第4号	山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正
		する条例について
日程第13	議第5号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第14	議第6号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第15	議第7号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
		する条例について
日程第16	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
日程第17	議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第10号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

日程第19	議第11号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の
		一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
		について
日程第21	議第13号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第14号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
		等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する
		条例について
日程第23	議第15号	山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例について
日程第24	議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
		を改正する条例について
日程第25	議第17号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第18号	山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改
		正する条例について
日程第27	議第19号	山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一
		部を改正する条例について
日程第28	議第20号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第29	議第21号	平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)
日程第30	議第22号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第31	議第23号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第32	議第24号	平成30年度山県市一般会計予算
日程第33	議第25号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第34	議第26号	平成30年度山県市介護保険特別会計予算
日程第35	議第27号	平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議第28号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第37	議第29号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第38	議第30号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第39	議第31号	平成30年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第40	議第32号	平成30年度山県市水道事業会計予算

日程第41 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第42 議第34号 新市まちづくり計画の変更について

日程第43 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第44 議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第45 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

日程第46 議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

日程第5 報第2号 専決処分の報告について

日程第6 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 質 疑

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 討 論

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 採 決

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第12 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正

する条例について

日程第13 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第15 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正

する条例について

日程第16 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

		一部を以上する条例について
日程第17	議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第18	議第10号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
日程第19	議第11号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の
		一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
		について
日程第21	議第13号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第14号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
		等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する
		条例について
日程第23	議第15号	山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例について
日程第24	議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
		を改正する条例について
日程第25	議第17号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第18号	山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改
		正する条例について
日程第27	議第19号	山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一
		部を改正する条例について
日程第28	議第20号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第29	議第21号	平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)
日程第30	議第22号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第31	議第23号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第32	議第24号	平成30年度山県市一般会計予算
日程第33	議第25号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第34	議第26号	平成30年度山県市介護保険特別会計予算
日程第35	議第27号	平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第36	議第28号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第37	議第29号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

日程第38 議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算

日程第39 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算

日程第40 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算

日程第41 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第42 議第34号 新市まちづくり計画の変更について

日程第43 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第44 議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第45 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

日程第46 議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について

○出席議員(14名)

1番	寺	町	祥	江	君	2番	加	藤	裕	章	君
3番	古	JII	雅	_	君	4番	加	藤	義	信	君
5番	郷		明	夫	君	6番	操		知	子	君
7番	村	瀬	誠	三	君	8番	福	井	_	德	君
9番	山	崎		通	君	10番	吉	田	茂	広	君
11番	上	野	欣	也	君	12番	石	神		真	君
13番	武	藤	孝	成	君	14番	藤	根	圓	六	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市	長	林		宏	優	君	副市	長	宇	野	邦	朗	君
教育	長	伊	藤	正	夫	君	理事総務課	兼 長	渡	邊	佳	宏	君
理事地方創生	兼 <u></u> 生監	柴	田	雅	洋	君	企画財 課	政 長	久伢	是田	裕	司	君
税務課	長	石	神		彰	君	市民環 課	境 長	奥	田	英	彦	君
福祉課	長	桐	Щ	藤	夫	君	健康介 課	護 長	藤	田	弘	子	君
産業課	長	Щ	田	和	哉	君	建設課	長	長	野		裕	君
水道課	長	浅	野	晃	秀	君	まちづくり 企業支援調		長	野	健	_	君
会計管理	里者	大	西	英	樹	君	消防	長	藤	根		好	君

学校教育 鬼 頭 立 城 君 生涯学習 梅 田 義 孝 君 課 長

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹村勇司 書記棚橋輝英

書 記 鷲 見 芳 文

午前10時00分開会

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(武藤孝成君) 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、12番 石神 真君、14番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(武藤孝成君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間とし、2月27日から3月4日、3月6日から12日及び15日を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの19日間とし、2月27日から3月4日、3月6日から12日及び15日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長(武藤孝成君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年12月から平成30年2月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告をいたします。

11月30日に平成29年第1回岐北衛生施設利用組合議会臨時会が開催され、関係議員と出席しました。

会議では、監査委員の選任同意、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更、財産の変更及び無償譲渡の議案を審議し、原案のとおり可決されました。

2月1日、瑞浪市において、第279回岐阜県市議会議長会が開催され、出席いたしまし

た。

初めに、会務報告があり、議案の審議に入り、平成30年度予算の可決並びに寡婦控除における適用基準の見直しを求める要望についてなど、2件の要望議案が原案のとおり採択されました。

2月14日、平成30年度第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員 と出席いたしました。

会議では、平成29年度補正予算及び平成30年度予算を審議し、原案のとおり可決されました。

2月16日に第115回全国市議会議員共済会代議員会が都市センターホテルにて開催され、 会議では、平成29年度上半期経理状況並びに平成30年度事業計画及び予算が承認されま した。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号及び日程第5 報第2号

○議長(武藤孝成君) 日程第4、報第1号及び日程第5 報第2号 専決処分の報告に ついては、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第6 議第1号及び日程第7 議第2号

林市長。

○議長(武藤孝成君) 日程第6、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第7、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2議案を一括議題として、市長に提案理由の説明を求めます。

○市長(林 宏優君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨日終わりました平昌のオリンピック、本当に幾つも感動的なシーンが思い浮かばれますけれども、日本人が大活躍をした今回のオリンピックでございました。またこれが2020年の東京オリンピックにつながればということを思っております。

さて、山県市が発足をした年度に生まれた子供たちは、来年度には義務教育最後の年度となる中学3年生となります。ちなみに、2007年に国内で生まれた子供が107歳まで生きるという確率は50%あるという学者もいます。

そんなに先を見るまでもなく、第4次産業革命とも言われる情報技術の進展が著しい

現代社会においては、今後、社会全体の仕組みや個々の生活スタイルは激変してまいります。こうした時代に対応できる子供たちを育んでいくことは本市の責務であり、子供たちの未来応援という視点により、持続可能な行政体系を構築していかなければなりません。

他方、本市自体は、発足して間もなく丸15年がたとうとしています。人間であれば義務教育を間もなく終わろうとしているところでございます。そのようなときに今後の本市の発展を目指していく上では、これまでに育んできた子育て支援や福祉の増進に加え、地域経済振興にも力を入れていく必要があるものと考えております。そうした視点のもと、議員各位におかれましても、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、報告案件2件、人事案件2件、条例案件18件、予算案件12件、その他案件6件の計40案件でございます。

それでは、まず、ただいま上程されました人事案件2件につきまして御説明を申し上 げます。

資料ナンバー1、3ページ及び4ページの議第1号及び議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、本市の人権擁護委員は8名ですが、このうち2名が本年6月30日をもって任期満了となることから、梅田牧男氏と山本美鈴氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議第1号の梅田氏は、山県市平井にお住まいで、平成27年7月1日から人権擁護委員として活動されており、今回2期目として推薦しようとするものでございます。

また、議第2号の山本氏は、山県市岩佐にお住まいで、長年小学校の教諭として勤めておられた方でございます。

お二人とも人権擁護の重要性をよく認識され適任でありますので、人権擁護委員の候補者として推薦したいと考えますので、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

日程第8 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第8、質疑。

これより議第1号及び議第2号の議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第1

号及び議第2号の議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号及び議第2号は、会議規則第37条第3項の規 定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、議第1号及び議第2号は、委員会 の付託を省略することに決定されました。

日程第9 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第9、討論。

これより議第1号及び議第2号の議案に対する討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論をどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第10 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第10、採決。

これより採決を行います。

議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とするこ

日程第11 議第3号から日程第46 議第38号まで

○議長(武藤孝成君) 日程第11、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例 について、日程第12、議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一 部を改正する条例について、日程第13、議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正す る条例について、日程第14、議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例 について、日程第15、議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一 部を改正する条例について、日程第16、議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第9号 山県市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第10号 山県市収入 印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第11号 山県市特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について、日程第20、議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につい て、日程第21、議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第 22、議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第23、議第15 号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につい て、日程第24、議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について、日程第25、議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正す る条例について、日程第26、議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第19号 山県市市営住宅管理条例及 び山県市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第20号 山 県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)、日程第30、議第22号 平成29年度山県 市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第31、議第23号 平成29年度山県市 介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第32、議第24号 平成30年度山県市一般会 計予算、日程第33、議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第34、 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算、日程第35、議第27号 平成30年度 山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第36、議第28号 平成30年度山県市簡易水道 事業特別会計予算、日程第37、議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計 予算、日程第38、議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第39、 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第40、議第32号 平成30年 度山県市水道事業会計予算、日程第41、議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約 の変更について、日程第42、議第34号 新市まちづくり計画の変更について、日程第43、 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第44、議第36号 北山辺 地総合整備計画の策定について、日程第45、議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画 の策定について、日程第46、議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について、 以上36議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) それでは、ただいま上程されました36議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、本定例会において御審議をいただきます諸議案の提案説明をさせていただくに 当たりまして、平成30年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただいた その後に、平成30年度の当初予算から順次御説明を申し上げます。

まず、本市の財政状況についてでございます。

平成25年度決算において本市が唯一の起債許可団体となったとき、多くの市民の方々がこうした事態を大変に心配されました。

本市の借金の総額は、平成21年度末は約368億円でございましたが、本年度末には本市 発足以来最小の約256億円となる見込みでございます。そして、平成30年度末には、この 最小値を更新し、約243億円とする予定でございます。

他方、本市の最大の歳入であります地方交付税は、人口の減少と合併算定替による加 算額の減額という状態が続き、今後もしばらくは厳しい財政状況が続いてまいります。

こうした中で、本市内初めてとなりますインターチェンジの供用開始が平成31年度に 予定されています。このインターチェンジの持つストック効果は絶大なポテンシャルを 秘めております。そのためには、本市といたしましては、これを最大限に活用し、これ を契機として本市が今なすべき施策につきましては、時機を逸することのないよう、積 極的に推進していかなければなりません。

次に、本市における地方創生についてでございます。

現在、本市以外にも多くの自治体が安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成を目指し、人口の増加、回復のための移住・定住施策を実施しております。

そうした中におきましても、最近は、長期的な定住人口でもなく、また反対に短期的な交流人口でもない、地域や地域住民と多様にかかわる関係人口、関係人口という言葉

が注目されてきております。このことは、国によるこれからの移住・交流施策のあり方に関する討論会における昨年4月の中間報告でも触れられております。そして、その報告書におきましては、移住者ニーズには、進学や就職、結婚や子育て、リタイアなど、ライフステージに応じた多様なものがあるため、将来的な移住・定住の希望を実現させる上では、中長期的な視点により、さまざまな段階を経た移住・交流人口策が有効であると述べられております。

こうした中、昨年12月、本市におきましては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び内閣府地方創生推進室並びに経済産業省中部経済産業局により、地域経済分析システムRESASを活用した政策立案ワークショップが開催されました。ここでは、市内企業の労働生産性を高めるとともに、魅力ある職場づくりを促進し、現在の子育で環境の充実度と合わせて、それらを市内外へ効果的に発信することにより、移住、定住が促進するのではないかといった方向性を見出されてもおります。

そのため、今後は、子育て支援、結婚・出産支援、企業の労働生産性向上、魅力ある職場づくり、移住支援、そして、効果的な魅力発信による認知度向上など、これらの要素の掛け算を目指すとともに、そうした要素の好循環を目指してまいりたいと考えております。

また、本市の公共施設等は、道路、橋梁、上下水道等を除いた建築系施設だけでも241 施設あり、その延べ床面積は約15万平方メートルとなっています。これらをそのまま維持しようとすれば、今後10年間で更新費用は350億円余りが必要になるという試算があります。さらに、その後の10年間では550億円が必要になるという試算でございます。

こうした更新というのは、現下の財政事情を鑑みればとても現実的な方法ではなく、 昨年6月には、公共施設等総合管理計画を議決いただきました。同計画におきましては、 建築系公共施設の延べ床面積2割削減と施設寿命の10年間延長という公共施設のマネジ メントを実施していくことが定められています。

そのため、時にはいわゆる既得権の排除も視野に入れる必要がありますが、議員各位を初め、市民の皆様方との対話を大切にしながら、少しでも多くの方の共感のもとに施設ごとの個別計画を策定してまいります。また、来年度からは、連携中枢都市圏の形成により、双務的、水平的補完の機能向上により、市民目線での行政サービス向上も目指してまいりたいと考えております。

さて、西暦2020年は東京オリンピックの開催の年でございますが、本市ではインター 開通後の大きなターンニングポイントの年でもございます。こうした時期が迫る中、来 年度には子育て支援課を新たに創設いたします。また、商工と観光産業の連携による振 興を目指すとともに、来年度から始まる国による森林環境税の創設を視野に入れた組織 再編も実施いたします。

しかし、そもそもふるさと山県の持続発展を推進していくことは、行政だけの力でなし遂げていくことはできません。議会と行政との連携は無論、自治会を初めとする地縁組織、福祉、文化、スポーツなどの公共的団体やNPO法人などの多様な団体が相乗的な効果を出していけるよう目指すとともに、女性、若者、高齢者、障がいや病気のある人やその家族等の誰もが差別されることなく、意欲と能力に応じて就労や社会参加ができるよう、そうした地域社会づくりを目指してまいりますので、今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

そこで、平成30年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきましたことを 背景とし、重点事項は、包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契 機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活用の3つを柱としております。

そして、今回のこの30年度予算のキャッチフレーズは、みんなの活躍・安心を目指す 積極型予算としております。ちなみに、このみんなといいますのは、一般的に社会的弱 者と言われる子供や高齢者、障がいや病気をお持ちの方、それを支える家族の方々にと どまらず、女性の活躍は無論、企業や団体を含んだみんなという意味でございます。

それでは、まず、資料4-2の1ページをごらん願います。

平成30年度の当初予算原案の総額は、一般会計が131億円で、対前年度約3.2%の増額としております。これは2年連続の増額で、一般会計の総額が130億円を超えるのは9年ぶりとなります。

ただし、特別会計においては、国民健康保険制度の改正、公共下水道の管渠工事がほぼ完了していることから大幅に減少しており、企業会計とを合わせた総額は214億7,178万8,000円と、対前年度約6.1%の減額としているところでございます。

- 一般会計においては、地方交付税の減少を見込むものの、新たに公共施設等適正管理 推進事業債のなどの有利な地方債を計上しております。
- 一方、歳出の削減に努め、実質的な財源不足による財政調整基金繰入れは前年度より 減額して予算編成しているところでございます。

右側の表で、市税は2,646万円の減少、地方交付税も8,000万円の減少としております。 この地方交付税につきましては、合併算定替による加算分の減少と国勢調査人口の減少 による減少を見込んでいるものでございます。ちなみに、合併算定替による加算分の減 額分は9割であり、平成31年度からは、いわゆる本市の一本算定へと完全移行となりま す。また、人口減少による分は、平成28年度から5年間で漸減とさせていますので、平 成32年度までは減少していくこととなります。

真ん中の表の地方債関係につきましては、国全体での地方財源不足を補塡するための臨時財政対策債の限度額は6,000万円減額するものと推測しております。

他方、有利な地方債であります過疎債は増額させ、辺地債等の活用を見込み、一般会計の発行総額は10億4,410万円と前年度よりも6,800万円増額させております。

下側の表の基金繰入れにつきましては、実質的財源不足を補う財政調整基金の繰入れを8億8,532万6,000円と前年度よりも減額して計上いたしております。

常勤一般職の職員数につきましては、来年度当初は287名としております。平成16年度の職員数は425名でございましたので、このときから168名の減、率で申しますと32.5%減となります。しかし、この職員数は、現時点において一定の行政サービスを維持していく上で想定していたよりも少ない人数と考えております。

かつて、本市の一般行政職の応募者数は、平成25年度29名、平成26年度は48名でございましたが、シティプロモーション事業による展開後の平成27年度は144名、平成28年度も88名で、競争率は15倍と18倍となっていました。しかし、現在の働き手の売り手市場が本市の職員にも影響してきているのか、本年度の応募者数は49名でございました。そのため、一定の将来的見込み水準職員が確保できなかったという実情がございます。そこで、来年度以降につきましては、もう少し本市の魅力を効果的に売り込むなどして、将来的な視点で有能、優秀となり得る職員の確保に努めてまいりたいとも考えております。

続いて、平成30年度当初予算における歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました3つの重点事項に加え、防災関係や行政内部経費等の4つの観点により、順次御説明させていただきます。

資料ナンバー4-3をお願いします。6ページ以降でございます。

まず最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍関係についてでございます。

これまで本市は、全国に先駆けた3歳以上児の保育料等の無償化、高校生までの医療費の実質的な全額公費負担など、子育て世帯の経済的な支援や各種子育て支援の施策を実施してまいりました。また、子供たちの健全な成長を育むため、自校処理による給食、ランチルームの確保、虫歯予防のフッ化物洗口のほか、放課後児童クラブの場所を学校敷地内へ移してまいりました。

今後も平成32年度から5年間の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、これらの施策を継続推進してまいります。

さらに、来年度からは退職後の先生等の協力を得て、全小学校の3年生の希望者を対

象とし、毎週1回の放課後子ども教室を開催いたします。

そして、平成32年度からの小学校での英語教科化も見据え、これまでの外国人英語講師に加え、日本人講師であるJTE学習支援員を配置するようにいたします。同時にプログラミング学習の必須化も視野に入れ、リースによる人型ロボットを2台導入するほか、デジタル教科書や電子黒板、大型モニター、タブレット、無線ルーターなど、教育ICTの導入を推進してまいります。

また、こうした子育て世代の支援とともに、子育てを一段落された就労意欲のある女 性の活躍も目指してまいります。

近年、働き方改革について盛んに論じられておりますが、多くの市内企業が雇用者の確保に苦労されております。こうした中で、魅力的な職場環境となる仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などにおける市内企業の課題を抽出整理し、その解決策の推進を目指してまいります。

そして、県内最小値となっています合計特殊出生率に鑑み、引き続き不妊検査、不妊治療費等の経費支援を実施するほか、結婚相談の需要増加を見据え、窓口を強化するなどして、結婚や出産の希望者の願いをかなえるような支援もしてまいります。

次に、インターチェンジを契機としたまちづくり関係についてでございます。

本市内のインターチェンジは、日ごとに供用開始が見えてきており、これに伴う道路 や河川等の改良を急ピッチで進めてまいります。また、このインターチェンジを生かす べく、新たなバスターミナル整備とそのアクセス道路等の整備を進めてまいります。

そもそも本市には鉄道の駅がありませんので、このターミナルにおいては、公共施設だけではなく店舗等の民間資本も誘致し、他市で見られる駅前機能のようなものが持てることを目指してまいりたいと考えております。

さらに、このバスターミナルを拠点としたバスの利便性向上にも目指してまいりたい と考えております。そこで、バスターミナル完成後に予定している新規路線等について 1カ月程度の実証実験をしたいと考えております。

また、地域が元気であるためには、地域経済の振興は欠かせません。未来投資促進法に基づき、水栓バルブ産業を地域特性とした地域経済牽引事業を推進してまいります。

具体的には、水栓バルブ関連企業の課題の改善、合同就職説明会による人材の確保、 プロモーションビデオの作成、生産性向上促進システムや先進設備投資を促進する補助 のほか、高校のデュアルシステム受け入れ支援を実施してまいります。

無論、本市で盛んな製造業は、水栓バルブだけではありません。そこで、商工会と協働し、多様な商工業者を取り巻く環境の活性化を目指し、経営発達支援や企業経営強化

セミナーに対する支援、耕作放棄地の活用、畜産や森林産業の振興にも推進してまいります。

他方、企業誘致につきましては、本市は産業団地等の造成はせず、進出企業の動向を 見きわめてから整備するオーダー型の手法を基本としてきております。こうした中で、 武士ヶ洞地内においては、本社機能を有した企業の進出が決まっています。そのほか岩 佐馬坂地内等の基盤整備のほか、現在整備中であります岐北厚生病院周辺のインフラ整 備も推進してまいります。

また、冒頭で申し上げましたように、移住・定住を促進するには、中長期的な視点のもと、さまざまな段階を経た施策が有効であると言われております。

そうしたことも踏まえ、市内関係者による観光コンテンツ活性化や田舎暮らし推奨企 画振興の施策を実施してまいります。

また、香り会館等の四国山香りの森公園では、民間のノウハウの活用を目指す指定管理者制度の導入をいたします。

グリーンプラザみやまにおいては、オートキャンプ場のリフレッシュ整備等により、 宿泊観光者等の利用増進を目指してまいります。

無論、多世代同居、近居を支援するふるさと暮らし奨励制度や住宅等取得祝金の制度 は継続し、空き家の有効活用も推進してまいります。

なお、こうしたことを広く認知していただくことが重要であり、魅力発信ウエブサイトにつきましては、本市の市民自身による発信力を高めることを目指すなどの改修も実施いたします。

次に、健康寿命の延伸と高齢者の活躍関係についてでございます。

健康寿命を延伸していくためには、申し上げるまでもなく、本人の取り組みが最も大切でございます。

そのため、集団検診においては、特に若年層の受診率向上を目指し、ウエブによる予約サービスを開始いたします。医療機関、社会福祉法人、介護事業者、NPO法人等の関係団体等と市が一緒になって健康づくりや介護予防を啓発するためのイベント、やまがた健康・介護フェスタを新たに実施いたします。

また、閉じこもり予防事業や介護予防・生活支援サービス、特定体育施設の無料貸し出し等も継続して実施してまいります。

心豊かな長寿社会を実現していくためにも、みやまジョイフル倶楽部の交流室に空調 設備を整備し、夏季、冬季を問わない施設利用増進を目指してまいります。

また、高齢者の活躍促進、生活支援サービスの拡充を目指し、シルバー人材センター

の事務局体制を強化してまいります。

なお、過疎地域等における出張販売については、燃料費等を助成し、継続していただけるよう支援してまいります。

こうしたことにより、国民健康保険税の税率の引き上げは極力先送りすることを目指 し、介護保険料の引き上げも極力抑止し、県内でも低い水準の介護保険料の維持を目指 してまいります。

最後に、防災や行政内部経費関係についてでございます。

市民が安心して暮らしていく上で、さまざまな災害対策は欠かせません。近年の災害や事故の複雑化等を踏まえ、来年度からは消防事務を岐阜市へ委託し、広域的な消防体制の強化を築いてまいります。

また、橋梁点検、耐震補修設計、補修工事のほか、耐震性防火水槽の整備も順次実施してまいります。

合併以来懸案となっております円原浄水場につきましては、カルシウムの析出被害の解消を図るためのROろ過膜設備、硬度処理設備を整備いたします。また、必要な水道施設の耐震簡易診断を実施し、水道管路の耐震化、更新計画を策定してまいります。

現在の防災行政無線につきましては、国の制度改正により、平成34年11月以降使用できなくなります。本市としましては、これをきっかけとして、防災行政無線のあり方について抜本的な検討をし、基本方針を定めた基本設計を策定してまいります。

なお、J-ALERT受信機設備機器につきましては、平成31年度以降利用できなくなるため、更新をいたします。

災害対策拠点の1つともなる本庁舎につきましては、建築後20年以上が経過しております。そのため、長寿命化の視点からも設備調査を実施し、大規模修繕改良計画を策定してまいります。

伊自良保育園の屋根、外壁、ピッコロ療養センターの屋根につきましては、施設の長寿命化を目指し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した改修を実施いたします。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1の5ページをお願いいたします。資料ナンバー1、5ページ でございます。

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、事業の積極的 推進と効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の一部を見直すことに 伴い、条例改正を行うものでございます。 次に、8ページの議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護条例及び情報公開条例において、個人情報等の定義の明確化を図るため、条例改正を行うものでございます。

次に、11ページの議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、消防事務の一部を岐阜市へ事務委託することに伴い、岐阜市から市災害対策本部への派遣職員として、山県消防署長の指名がありましたので、市防災会議においても、山県消防署長を委員として任命するよう、条例改正を行うものでございます。

次に、12ページの議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例による庶務担当課の変更及び新たに市長の附属機関として山県市いのち支える自殺対策推進委員会を設置するため、改正するものでございます。

次に、16ページの議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例第2条の山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、岐阜市へ派遣することとなる消防事務職員の実働可能職員を確保するため、新規採用者の消防学校での初任者教育期間を定員外とすることを追加する改正及び農業委員会の事務部局の定数を改正するため、条例改正を行うものでございます。

次に、17ページの議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例につきましては、議第6号 山県市附属機関設置条例の一部 を改正する条例において設置するいのち支える自殺対策推進委員会の委員報酬について 規定するため、条例改正を行うものでございます。

次に、19ページの議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月1日から都道府県と市町村が国民健康保険を行うこととなり、都道府県が国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされ、療養給付費に要する費用及び国民健康保険事業の費用について、都道府県が市町村に国民健康保険給付費として交付し、その交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用を都道府県が市町村から国民健康保険事業費納付金として徴収する制度に改正されました。

この国民健康保険事業費納付金について、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を 改正する法律の地方税法の一部改正により、市町村の国民健康保険税を国民健康保険事 業費納付金の納付に要する費用に充てるとされたため、条例改正を行うものでございま す。 次に、21ページの議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例につきましては、市民の利便性向上のため、収入印紙や県収入証紙及び郵便切手類を販売しておりますが、利用率が高いため、収入印紙等購買基金の額を増額するよう条例改正を行うものでございます。

次に、22ページの議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、支給認定証が任意交付化されたことに伴う支給認定に係る確認手続に関する改正及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、本条例が引用する法律条項について条ずれしたため、条例改正を行うものございます。

次に、24ページの議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によ る国民健康保険法の一部改正により、県も国民健康保険運営協議会を設置するため、本 市の国民健康保険運営協議会の規定を改めるよう山県市国民健康保険条例の改正を行う もの及び同法による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、住所地特例に 関する規定が改正されたため、山県市後期高齢者医療に関する条例の一部を改めるよう 条例改正を行うものでございます。

次に、26ページの議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護給付費等の見込み額の算出及び基金の取り崩しを踏まえ、第7期山県市高齢者福祉計画の介護保険料基準額の設定を行い、第7期の介護保険料を定めるため、条例改正を行うものでございます。

次に、28ページの議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年4月1日から施行され、本市の指定地域密着型サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について改めるため、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、42ページの議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、都道府県で実施している居宅介護支援事業者の指定の事務を本年4月1日から市町村が実施す

ることとなるため、その指定の基準、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、58ページの議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行され、主任介護支援専門員等の資格更新制度が導入されたため、条例改正を行うものでございます。

次に、59ページの議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律による中小企業信用保険法の一部改正により、特別小口保険の限度額が拡充することに伴い、中小企業者への貸付限度額、貸付期間及び返済方法について融資の条件を改めるため、条例改正を行うものでございます。

次に、60ページの議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県警察署前交差点の地下道入り口付近の不法駐車の自転車等の排除及び歩行者等の安全確保を図るため、新たに岐阜バス岐北線美山方面の山県警察署前停留所付近に自転車等駐車場を設置するものでございます。

次に、62ページの議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正により、認知症である者等の収入申告義務について改正されたことから、市営住宅管理条例及び単独市営住宅管理条例の収入申告義務について改めるため、条例改正を行うものでございます。

次に、64ページの議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、損害補償額の算定基礎額となる加算額及び加算対象が改正されたため、条例改正を行うものでございます。

次に、平成29年度補正予算について御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億9,460万3,000円を減額し、総額を129億5,125万7,000円とするほか、繰越明許費の設定と地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正予算の概要は、小学校の空調整備に係る追加補正、契約差金や実績での減

額補正などでございます。

具体的な内容につきましては、12ページ以降の款ごとに主なものを順次御説明申し上 げます。

まず、総務費のうち一般管理費と文書広報費は実績によるもの、財産管理費はいわゆるふるさと納税である寄附額がふえる見込みのため、同基金への積立金を増額するもので、自治振興費と企画費は実績によるものでございます。

次に、民生費、衛生費は、決算見込額を踏まえた増減額でございます。

農林水産業費につきましては、森林事業者から過年度の補助金返還分に伴う返還金を 計上しております。

商工費、土木費と消防費は、決算見込額を踏まえた増減額等でございます。

教育費の中で、中学校費の空調整備工事1,700万円は、国庫補助金等を活用し、伊自良中学校の空調整備をするための工事費で、その他は実績見込みによるものでございます。

続いて、9ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

歳入の多くは、歳出に連動した補正、または決算見込みによる補正でございます。

ちなみに、一番下にございます国庫補助金の中で、公立学校施設整備費補助金483万4,000円は、伊自良中学校の空調整備に係るものでございます。また、10ページの一番下の寄附金は、いわゆるふるさと納税分として2,200万円の追加をし、11ページの下から2段目の市債の中の教育債は、いわゆる補正予算債を950万円追加しております。そして、今般補正の財源余剰分につきましては、財政調整基金繰入金を7,793万6,000円の減額として計上いたしております。

次に、5ページの繰越明許費について御説明を申し上げます。

1番目の通知カード・番号カード関連事務委託交付金は、いわゆるマイナンバーに係るもので、国からの通知に基づき繰り越そうとするものでございます。次の市道11055号線道路改良工事は岐北厚生病院整備の関係で、山県ターミナル設計等業務委託は県公安委員会等との協議の関係で、林道災害復旧工事は地権者同意の関係で、年度内の完成が困難となることから、繰り越そうとするものでございます。伊自良中学校特別教室等空調設備整備工事は国の補正予算に係るものでございます。

6ページの第3表地方債補正は、伊自良中学校特別教室等空調設備整備工事に係る補 正予算債の追加のほか、今般の歳出補正に連動しているものなどでございます。

次に、25ページの議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億8,359万6,000円を減額し、総額を38億2,806万9,000円にしようとするものでございます。

歳入では、本年度の国県支出金、各種交付金等の額が確定的となったことにより増減 させ、今般の補正に伴い、予算上財源余剰となる分は国民健康保険基金繰入金を4,659 万6,000円の減額として計上いたしております。

歳出では、保険給付費、前期高齢者納付金、共同事業拠出金について、それぞれ実績 見込みにより増減させて計上しております。

次に、35ページの議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から5,329万円を減額し、総額を26億1,465 万9,000円にしようとするものでございます。

歳入では、国県支出金、支払基金交付金等の額が確定的となったことにより増減させ、 今般の補正に伴い、予算上財源余剰となる分は介護給付費準備基金繰入金を1,055万2,000 円の減額として計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費について、それぞれ実績見込みにより増減させて計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

次に、その他案件の6件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の66ページの議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、平成29年第4回定例会にて議決いただいた議第73号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約の附則の改正規定及び適用年月日を定める表の一部について誤りがありましたので、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正するものでございます。

続いて、資料ナンバー5をお願いします。

資料ナンバー5、議第34号 新市まちづくり計画の変更につきましては、合併特例債を活用できるよう新市まちづくり計画の計画期間の終期を平成29年度から平成30年度に1年延長するもの及び所要の変更を行うため、計画を変更するものでございます。

なお、本計画変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー6、議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、新たな事業の追加及び事業区分の変更を行うため、計画を変更するものでございます。

なお、本計画変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、第6条第7項の規

定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー7、議第36号 北山辺地総合整備計画の策定につきましては、旧北山村地域について北山辺地と位置づけ、観光、レクリエーション施設であるグリーンプラザみやまコテージ村及びキャンプ場改修事業を行う計画で、計画期間は平成30年度から平成31年度までの2年間でございます。

なお、本計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー8、議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定につきましては、本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進について定める計画で、計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。

なお、本計画の策定につきましては、山県市議会基本条例第15条第5号の議決事項に 該当するため、同条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー9、議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定につきましては、本計画は、老人福祉法と介護保険法の規定に基づき、老人福祉政策と介護保険政策の双方の視点を兼ねそろえ、一体的なものとして作成される計画で、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間でございます。

なお、本計画の策定につきましては、山県市議会基本条例第15条第3号の議決事項に 該当するため、同条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。
- ○議長(武藤孝成君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 なお、3月5日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時10分散会

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

日程第1 質 疑

○議事日程 第2号 平成30年3月5日

議第10号

議第11号

山県市議会定例会会議録

第2号 3月5日 (月曜日)

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正
	する条例について
議第5号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第7号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
	する条例について
議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
	一部を改正する条例について
議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の
	一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	について

する基準を定める条例の一部を改正する条例について

山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について

議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について

議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第30号 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 新市まちづくり計画の変更について 議第34号 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 議第37号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第38号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 議第39号 改正する条例について 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第40号 質 疑 議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第40号 委員会付託

山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第2

日程第3

日程第4

日程第5

議第3号

- 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 議第15号 を定める条例について
- 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について
- 議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第32号 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 新市まちづくり計画の変更について 議第34号 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 議第37号 議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第40号

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正
	する条例について
議第5号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第7号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
	する条例について
議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
	一部を改正する条例について
議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第30号 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算

議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 議第34号 新市まちづくり計画の変更について 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 日程第2 議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について 日程第3 議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第4 皙 疑 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 議第39号 改正する条例について 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議第40号 日程第5 委員会付託 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について 議第6号 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 議第8号 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について

議第13号

山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 議第14号 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 議第19号 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第28号 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 議第34号 新市まちづくり計画の変更について 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について

議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例について

議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○出席議員(14名)

1 番	寺	用】	拜	江	君		2 番	加	滕	裕	草	君
3番	古	Ш	雅		君		4番	加	藤	義	信	君
5番	郷		明	夫	君		6番	操		知	子	君
7番	村	瀬	誠	三	君		8番	福	井	_	德	君
9番	Щ	崎		通	君	1	0番	吉	田	茂	広	君
11番	上	野	欣	也	君	1	2番	石	神		真	君
13番	武	藤	孝	成	君	1	4番	藤	根	圓	六	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

巾 長	杯		左	懓	君	副 巾 長	子	野	邦	朗	君
教育長	伊	藤	正	夫	君	理 事 兼 総務課長	渡	邊	佳	宏	君
理事兼 地方創生監	柴	田	雅	洋	君	企画財政 課 長	久仍	民田	裕	司	君
税務課長	石	神		彰	君	市民環境 課 長	奥	田	英	彦	君
福祉課長	桐	山	藤	夫	君	健康介護	藤	田	弘	子	君
産業課長	Щ	田	和	哉	君	建設課長	長	野		裕	君
水道課長	浅	野	晃	秀	君	まちづくり・ 企業支援課長	長	野	健		君
会計管理者	大	西	英	樹	君	消防長	藤	根		好	君
学校教育 課 長	鬼	頭	立	城	君	生涯学習 課 長	梅	田	義	孝	君

空 盾 丑

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 棚 橋 輝 英

書 記 鷲 見 芳 文



午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第1、質疑。

質疑は、2月26日に議題となりました議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定についてまでの36議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 吉田茂広君。

○10番(吉田茂広君) それでは、議長から許可をいただきました。通告に従いまして 3点、御質問をいたします。

まず、最初に、議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算についてですけれども、資料4-2、34ページ、35ページにわたっております。

今回、制度改正ということで、県が国民健康保険、国保の運営主体となるということですけれども、国が示す手引きによりますと、市町村の事務の効率化、標準化、広域化を推進するとあります。これが、個々具体的にどのように国保の運営が変わっていくのか、そして、先ほど申し上げましたように、事務の効率化、標準化、広域化とありますけれども、職員の事務負担がこれによって軽減されることがあるのかどうか、市民環境課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田市民環境課長。
- ○市民環境課長(奥田英彦君) 御質問にお答えします。

今後の国保事業がどう変わっていくかにつきましては、議員、御発言のとおり、県が 財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を果たしていきます。ま た、市町村は、資格管理や保険税の賦課、徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい 事業を行うこととなりました。

県が財政運営の責任主体となることにより、負担金や交付金の申請事務は県が行うことになり、国への直接の報告がなくなるかわりに、県への資料の作成等の事務が発生することとなるため、現在とほぼ同じか、若干事務の簡素化が図られることが考えられます。しかし、事務の効率化、標準化、広域化については、特に大きな変化はないものと考えております。

また、今回の制度改正のタイミングでは、県内市町村の賦課方法及び保険税率を統一することはできませんでしたが、県の国民健康保険運営協議会運営方針では、県単位化という制度の改正、制度改正の趣旨に鑑みると、将来的には保険料水準の統一を目指しますとありますので、それに向けて調整していくことになれば事務量がふえることも考えられます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 吉田茂広君。
- ○10番(吉田茂広君) わかりました。

では、次にまいります。

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算の中で、資料4-2、18ページ、シルバー 人材センターの補助金について福祉課長にお尋ねをいたします。

年々シルバー人材センターの補助金がふえているということです。平成28年度予算で637万4,000円、昨年、平成29年度はワンコインサービスという新しい事業、その事業分を上乗せして710万円が予算づけをされました。本年度、さらに前年比39.44%、約4割増しの990万円が予算化をされておりますけれども、その内容はどのようなものになっていますでしょうか。また、国庫補助がありますけれども、その国庫補助が同額かどうかということ。

それで、通告をしておりませんので、お答えできたらということで結構ですけれども、 国庫補助に負担額の上限があると思いますけれども、その負担額の上限がわかりました ら一緒にお答えを下さい。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 桐山福祉課長。
- ○福祉課長(桐山藤夫君) 御質問にお答えします。

シルバー人材センター補助金280万円の増額につきましては、市長の公約でもあります 健康寿命の延伸を具体的に進めようとするもので、シルバー会員の拡大を図り、さらに 高齢者の活躍の場についても拡充して、生涯現役を目指そうとするものでございます。

増額の内容といたしましては、事務局体制を強化しようとするための事務局職員と役員の人件費でございます。

平成29年度のシルバー人材センターの職員数は、正職員3名、嘱託職員2名の計5名で運営されてきましたが、平成30年度は会員拡大と国が推進する高齢者活用現役世代雇用サポート事業による介護分野の仕事の開拓、提供等に取り組まれるための事務量増加に対応する職員を1名増員し、6名の体制とされる見込みでございます。

職員の内訳は、事務局長1人、次長1人、事務員2名、嘱託職員2名の体制となります。また、理事長については、決済の迅速化、事務の効率化を図るため、非常勤から常勤並みに改め、組織強化を図ろうとするものでございます。こうしたことに伴い、人件費として280万円の増額をお願いするものでございます。また、国庫補助金の額につきましては、市の補助額と同額の990万円を申請される見込みでございます。

なお、国庫補助金の限度額ということでございますが、限度額につきましては、シルバー人材センターの運営費に係る分と、それからサポート事業の事業費に係る分、これを合わせまして2,753万9,000円が限度額となります。内訳としましては、運営費のほうが573万9,000円とサポート事業のほうの限度額が2,180万円ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 吉田茂広君。
- ○10番(吉田茂広君) ありがとうございました。

シルバー人材センターに関しましては、以前からも議会でいろいろと議論がされております。補助金をいただいている団体が民業を圧迫することがないように、くれぐれも注意をしていただくということも大事かと思いますし、また、市長の公約のとおり、高齢者の生きがいづくりということも非常に大事なことだと思いますので、慎重に進めていただきたいと思います。

次に、3つ目の質問に移ります。

議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算について、資料ナンバー4-2、40ページ、円原浄水場硬度処理設備工事について、水道課長にお尋ねをいたします。

まず、この事業内容の具体的な説明をしてください。そして、現在のカルシウム等の付着によりますボイラー故障等の修理費を本市は補塡しております。その修理費の補塡が本工事をすることによって今後どういった効果が期待できるのか、お尋ねいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 浅野水道課長。
- ○水道課長(浅野晃秀君) それでは、第1点目の具体的な事業内容についてお答えをいたします。

現在、円原の浄水場では、場内の1号井戸及び円原川の対岸にございます2号井戸より取水をした原水を塩素滅菌のみして、皆さんの御家庭へ水道水として供給させていただいております。その結果によりまして、ボイラー等温水器に不具合を生じまして、長年皆様に御不便の思いをおかけしておりますこと、この場をおかりして深く御容赦いただきたいと思います。

今回の硬度処理設備工事の完了後は、RO膜と呼ばれる逆浸透膜によりまして水道水

の硬度を低減して、美山地域の皆様にお届けするものでございます。

資料ナンバー4-2の40ページにございます内訳につきましては、機械電気工事が 2 億4,850万8,000円ということでございまして、その内訳でございますが、ROの膜設備工事に 1 億4,515万1,000円と、それから制御盤や高圧受電盤中央監視装置の改造等に伴う電気設備工事に 1 億335万7,000円の合計でございます。

次に、その建築土木工事につきましては、RO機械室の新設、あるいは既設管理棟の 改造、場内配管等の工事で6,512万4,000円を計上させていただいているところでござい ます。

具体的な硬度低減装置の仕組みにつきましては、先ほど申し上げました2つの井戸水を日量3,720立方メートルのうち、2,700立方メートルを硬度除去処理いたします。残る1,020立方メートルの原水を混合しまして、現在の総硬度120ミリグラム、これ、1リットル当たりでございますが、120ミリグラムのものを50ミリグラムという程度に低減をさせるということでございまして、その後に塩素滅菌し、配水するものでございます。

ちなみに、この総硬度50ミリグラムといいますものは、カルシウムの付着問題を起こ していない山県市内の他の水道取水の水源地と同程度のものでございます。

2点目の御質問で、期待される効果につきましてでございますが、平成19年度にボイラー温水器等の故障修理補償を始めまして、本年2月まで11年間の補償額は5,056万円ほどでございます。これらの費用は、ゆくゆく不要となるわけでございますが、また、現在運用しております老朽化が大変厳しい、著しい西武芸水源地につきましては、更新整備の際に紫外線処理装置というものを導入しなくてはならないということになっておりまして、こちらを更新した場合の費用が3億2,700万円ほどの更新費と、それから更新後の年間の維持費が985万円程度と試算しておりますので、こういったものも実際にはもうやらずに、円原浄水場の硬度処理施設を整備いたしました後、旧美山町時代から計画しておりましたように、西武芸地域も西武芸水源地の水を使うのではなくて、ROの処理された円原の水を給水させていただいたほうが大変効果があるというふうに判断をいたしました。

また、そういった更新費用とか維持管理費が不要となるということでございますし、 先ほども申し上げたボイラー温水器等の故障修理の補償費も不要となってくるというこ とでございまして、十分な費用対効果が得られるものであるというふうに期待をしてお ります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 吉田茂広君。

○10番(吉田茂広君) 1つだけ再質問をします。

実は、ちょうどタイミングよくといいますか、市のホームページのほうに水道の経営 比較分析表というのがアップをされました。私も拝見しまして、ものすごく字が小さく て、本当に見えないんです。最近、老眼が進みまして、まずそこらの確認ですけど、こ れ、よく小さい字で書いてあるので、逆に見えないほうがいいのかなと思ったんですけ ど、でも、簡易水道、それから上水道事業を見ますと、おおむね数値としましては順調 な経営状況になっているということが見受けられます。

ただ、問題は、今回、質疑は行いませんけれども、公共下水のほうにかなり、接続率でありましたり、一般会計からの繰り入れでありましたり、今後、山県市の財政を圧迫する可能性があるのかなというようなことも思いました。

今、課長の答弁で、西武芸浄水場を今後設備更新しないというようなメリットがあるという話を伺いました。西武芸、中洞簡易水道というのは、給水人口は550人でありますので、そこに何億円というお金をかけるというのは現実的な判断ではないのかなというようなことも思います。

最後に、1つだけ聞くんですけれども、以前、乾の浄水場か、そこでクリプトスポリジウム対策のために設備を新しくしましたけれども、今回の西武芸でもしやるとするならば、クリプトスポリジウムの対策のためということでよろしかったでしょうか。それだけお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 浅野水道課長。
- ○水道課長(浅野晃秀君) 再質問にお答えをいたします。

西武芸水源地におきましても表流水から影響を受けやすい、一応取水ということにはなっておりますが、表流水の影響を大変受けやすいと。周りの雨水とか、あるいは隣の武儀川の水の大変影響を受けやすいという状態になっておりまして、こちらを更新する場合は、やはりクリプトスポリジウム対策ということで、紫外線の装置を導入することになってくるかと思われます。

そこを整備いたしますと3億何千万円というような金額がかかってくるということは、 先ほど、吉田議員もおっしゃられたように、乾のほうの浄水場につきましては、さほど 給水人口が余りないわけなんですが、今度の西武芸となってまいりますと、大変給水人 口が多いということで、設備費も随分大きなものとなってまいります。

以上でございます。

○議長(武藤孝成君) 吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤義信君。

○4番(加藤義信君) それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に従い3点 質問させていただきます。

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算、資料4-2、16ページ、庁舎等設備調査 及び大規模修繕改修計画策定業務委託料について総務課長にお尋ねをします。

本庁舎の建設以来、20年以上が経過し、長寿命等を目指していくための調査と計画の 策定ということで、業務委託料として1,300万円計上されておりますけれども、大規模修 繕となると、今、庁舎がどんな状態になっているのか心配をするところでもありますが、 その根拠と、どれぐらいの規模を想定されているのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、御質問にお答えします。

本予算は、庁舎及びふれあいセンターの設備等の劣化状況などを調査するものでございまして、具体的な内容としましては、建築基準法に基づく定期調査に加え、外壁や空調などの各種設備、雨漏り等の影響が出ている天井、車庫等などの劣化状況を調査することを予定しております。それらの調査結果によります施設の劣化状況を踏まえまして、修繕の緊急度を判定するほか、効率的な修繕に係る年次計画を立てることを目的としております。

中長期的な修繕計画を策定することによりまして、施設の長寿命化を見据えた修繕に係る概算工事費の検討がスムーズに行うことができ、予算の平準化も図ることができると考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) ありがとうございました。

それでは、同じく資料の4-2、ページ26、地域経済牽引事業について、柴田地方創生監にお尋ねをいたします。

この事業全体の事業費9,450万円という、12月補正から3年計画の地方創生推進交付事業として補助率2分の1ということでありますが、平成30年度予算で4,100万円が計上されております。平成31年度へつなげていく事業として、結果を求めてみえるとも思いますけれども、具体的に平成30年度の取り組みの内容と内訳をお聞かせください。

- ○議長(武藤孝成君) 柴田理事兼地方創生監。
- ○理事兼地方創生監(柴田雅洋君) 御質問にお答えします。

今、御質問があった地域経済牽引事業、水栓バルブ製造業リノベーション事業のメニューなんですが、前回にもお答えしましたが、3つのメニュー、人材確保、生産性の向上、それから将来性の向上、この3つで構成されています。

平成30年度の取り組みの内容は、資料4の116ページ、こちらのほうの右側にもう少し 詳しく内容が書いてあります。それを見ていただくと、3つの委託事業と、それから3 つの負担金、補助金及び交付金を考えております。

まず、人材確保についてなんですが、この6つの取り組みの中の2つ目の人材確保育 成事業と6つ目の人材確保支援補助金が人材確保になっております。

2つ目の人材確保育成事業委託というのは、インターンシップによる早期の人材確保を図ることを目的に、学生に魅力で印象的な企業であることを感じてもらうため、企業側受け入れ勉強会を実施するもの、それと中小零細企業では出展しづらい大手就職あっせん企業主催の合同説明会に、水栓バルブ業界で合同参加し、企業の認知度の向上を図り、学生の就職につなげることを目的とする。それと、従来のニーズにより、働きやすい環境やワーク・ライフ・バランスを実践することで、人材確保のPRとなるための検討の業務というものでございます。

6つ目の人材確保支援補助金については、地元の若者流出防止策として、市内唯一の 高校である山県高校、ここと、来年度、デュアルシステムに取り組むということでやる んですけど、その取り組みに対して支援をする補助金事業、例えば作業服とか安全靴と か、そういうものを支援していきたいと思っております。

続きまして、生産性の向上、これについては、1つ目の支援業務委託と4つ目の生産 性向上補助金、それから5つ目の先端施設投資補助金を考えております。

1つ目の支援業務委託については、今年度開発をしている現場診断ツール、これを本格的に実施しようとするものでございます。

2つ目が、近隣大学に新製品等の開発に係る技術の提案、それから合同研究、実践等を行ってもらうことで、関連ゼミ学生等にインターンシップにより企業の魅力を感じてもらうようなものを考えています。

4つ目の生産性向上補助金につきましては、生産管理システム、これが行政が補助することによって導入を促すというもの。また、効率性をさらに高めるために、関連企業間の合同に必要な情報を共有できるようなもののモデルを導入して、その購入費を補助するものを考えております。

5つ目の先端施設導入補助金につきましては、市内企業の技術者のモチベーションを 高め、革新的な開発が生み出せる体制を整えるということ。また、新製品を、技術案を 近隣大学等の助言を受けることで、精査、それから実施を行い、必要な設備投資を補助 する補助金事業を考えております。この補助金事業は、岐阜県が承認した地域経済牽引 事業計画、これを策定した事業者のみを対象と考えております。 最後に、将来性の向上については、3つ目のプロモーション業務委託を考えております。中小零細企業では出展しづらい首都圏等で行われる大規模な異業種交流に参加して、水栓バルブ発祥の地、山県を認知してもらい、販路開拓とかBtoB、企業間取り引きを目指すものでございます。

この水栓バルブ発祥の地、山県を全国的に周知するために、プロモーション映像の制作をするもの、また、新製品開発とか販売によるプレスイベントを考えております。 以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 数々の取り組みで、予定と実績が伴わない場合もあるかと思いますけれども、中小企業発展のために、活力ある人なりをぜひとも尽力していただければというふうに思います。

続きまして、同じく資料4-2、26ページ、美山キャンプ場管理費について。

指定管理施設のグリーンプラザみやまから少し離れた場所にあるオートキャンプ場ですが、その整備費ということですけれども、どのように整備をされるのか、また、オートキャンプ場には、ここ数年、どれだけの方が利用されたのか、産業課長にお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えします。

まず、1点目の整備の内容といたしましては、造成工事として、盛り土、通路の舗装、 芝張りなどで約2,300万円、施設の事務所等の改修として、トイレの設置、シャワー室の 設置、設計管理費を含め約2,450万円、バンガローの3棟設置ということで、約1,250万 円でございます。

あと、2点目の、数年でどれだけの方が利用されたかということにつきましては、平成27年度にモニター利用ということで3件の利用がありました。平成28度、平成29年度は、モニター利用はございませんでした。あと、通常の利用、これは有料で3,000円ということなんですが、平成27年度がゼロ組、平成28年度、平成29年度がともに3組ということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) それでは、再度質問させていただきますけれども、大変に少ない 利用者だということが印象ですけれども、次、柴田地方創生監にお尋ねをいたします。このオートキャンプ場は、チラシにも、ホームページで確認させていただきましたが、

市のホームページでも掲載をされておりません。できなかったのかという理由も含まれるかもわかりませんけれども、公共施設の廃止が計画される中、指定管理施設に市が6,000万円の予算を計上されるということですけれども、地方創生監として費用対効果について説明をお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 柴田理事兼地方創生監。
- ○理事兼地方創生監(柴田雅洋君) 再質問にお答えします。

現在のキャンプ場なんですけれども、私も4月早々見させていただきました。

行くと、コンクリートがらというんですか、これは多分車道になるんですけれども、 これが敷かれているただの広場で、トイレも見たら、壊れている、シャワーもないとい うところ。

先ほど産業課長もお答えしましたが、ここ、去年、今年度の3組についてどういう方々が泊まったかとお聞きしたところ、少年団というところでございます。また、平成27年度、モニターをされたということで、そのときの声としましては、トイレが壊れている、シャワーが欲しいという不満の声があったということで聞いています。このような状態の中では、家族づれとか、例えば大人の方々が楽しめるようなキャンプ場としてはやはり敬遠されるのではないかと私は考えているところでございます。

今回の整備の内容、先ほど産業課長が言われていましたが、いわゆる車道というんですか、アスファルトの車道と芝の広場、それからトイレとシャワーがある。あと、一部、簡易的なバンガローの設置というものはすごく投資というものではなくて、家族とか大人が楽しんでいただく最低限度の設備だと考えております。

その中で、やはり平成31年度東海環状自動車道高富インターが開通すると、ますます交流人口が増してくると思われます。山県市の観光拠点の1つで、自然が豊かなグリーンプラザみやまのキャンプ場が開発と同時に整備されることは、宿泊の交流人口がふえるということで、いろんなところに波及される、数字であらわせられないようないろんな意義などのストック効果があらわれると考えていますので、ぜひ今回のキャンプ場の整備、実践することが有効だと考えております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君の質疑を終わります。 続きまして、通告順位3番 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。まず、1番目、山県市小口融資条例の一部を改正する条例についてです。私、答弁者として産業課長にお願いをしてありましたが、先ほど、まちづくり・企業

支援課長のほうからお答えいただくということで、御了解をさせていただきたいと思います。

議第17号、資料1の59ページ、ここに第6条第1号、1,250万円を2,000万円に改めるというふうになっております。貸付限度額を増額した理由は何か。それから、2点目、融資の焦げつき対策についてどのような対策をとっているのか。商工会員以外に融資を受けた例はあるのか。この3点をお尋ねしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) お答えします。

1点目の融資限度額を増額改正する理由は、まず中小企業信用保険法の改正があり、 限度額が引き上げが可能となりました。

本市の今までの融資の実績等を見てみますと、おおむね500万円程度が平均的でございますが、中には限度額いっぱい、現在の限度額のいっぱいの1,250万円を融資している例もあり、今回引き上げることとしました。

小規模事業者、企業者においても、先端機械への更新等が生産性を維持、向上させる ために必要な時代となってきており、こうした方々にも適用できるよう、今回改正を行 うものでございます。

2点目の融資の焦げつき対策でございますが、市の審査会で経営状況や過去の代位弁済の有無など、確認をしております。また、実際に融資する金融機関においてもリスクが及ぶため、経営相談等を行っていくこととなると思われます。また、商工会員であれば、巡回による経営指導も行っております。

3点目の商工会員以外にも融資を受けた例というのは実際にございます。例えば、平成28年度においては7件の融資がありましたが、このうち3件は、商工会員以外でございました。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) わかりました。

ごめんなさい、本当は再質問をするつもりではなかったんですが、1点、お尋ねします。

商工会以外にもそういう7件の融資があったということ、僕もそれはいいことだと思 うんです。

それで、先ほどおっしゃったように、焦げつき対策として審査会をやったり、経営状況を把握したり、一番肝心なのは、商工会の経営指導員だろうと思いますが、巡回して

みえるということなんですが、商工会員以外だとそういう巡回が多分ないのではないか と思うんですが、そこら辺はどのように補塡をしてみえるのかだけお尋ねしたいと思い ます。

- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) お答えします。

商工会員であれば巡回指導というのが入ってくるわけでございますが、この小口融資を受けられる際に商工会員以外の方が希望された場合は、商工会に入っていただくように、かなり強くお願いはしているところだというふうに聞いております。

また、先ほども少し言いましたが、信用保証協会のみならず、今、貸し手の銀行さんが2割ほどのリスク負担をするということになっておりますので、こちらの銀行さん、市内市中銀行においても経営状況のリスクを負うわけですから、経営状況の相談等には積極的に入っていただいているものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) わかりました。こういうふうに中小企業を一生懸命フォローして あげていただきたいと思います。

続きまして、2点目、山県市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第18号、資料1のページ60ページに記載してありますが、これは、今年度、仮にそういう駐輪場をつくるということでありますけれども、今後のランニングコスト、また、どのように管理していかれるかについてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 長野建設課長。
- ○建設課長(長野 裕君) 御質問にお答えいたします。

今回、新たに駐輪場として追加となる施設につきましては、一昨年に岐阜バス岐北線 美山方面の山県警察署前停留所に設置されました待合所の北側、舗装部分に隣接して設 置するものでございまして、3月中旬の完成を見込んでおります。

施設の概要でございますが、自転車等が6台程度収容できる縦2メートル、横幅5.5メートル、高さ2.2メートルの自転車置き場として一般的に販売されている製品でございます。それで、コンクリート基礎によりまして、さびに強いとされる高級ウレタン塗装仕上げの角形鋼管の支柱でございまして、屋根には亜鉛メッキ鋼板が使用されておりますので、御質問の次年度以降におけるランニングコストにつきましては、当分の間は特に要しないのではないかと考えております。

また、2点目の管理方法につきましては、既存の他の自転車等駐車場と同様に、担当

職員が定期的に巡回をいたしまして、放置された自転車及び施設の損傷などの確認及び 点検作業を実施しておりますし、今後も実施してまいりますので、よろしくお願いいた します。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 今後、バスターミナル構想もあります。近くにそういう駐輪場というのは必要になってくるだろうと思いますし、バスターミナル以北についても、ターミナルということであれば、そこに地域の人たちが自転車を置けるような場所というのは必ず必要となってくるのではないかなというふうに考えております。

ただ、これにランニングコストがたくさんかかるよということになると問題になってきますし、また、管理するのに放置自転車を撤去するのに大変苦労するということになってくると、これも困る。いろいろ、今後、問題が出てくるかもしれません。そこら辺も十分今後は注意しながら設置をしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、繰越明許費についてお尋ねをいたします。

議第21号、資料3のページ5、林道災害復旧工事についてお尋ねします。

説明のとき、事業進捗しなかったのが地権者との問題との説明でございました。もう 少し詳細がわかれば教えていただきたいと思います。さらに、進捗する見通しはあるの かどうか。それから、これはいつ発生の災害なのかどうかをお尋ねしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えします。

まず、1点目の事業が進捗しなかった地権者との問題の詳細についてでございますが、 これは、仮設進入路に支障木がございまして、地権者立ち会いを実施して了解を得る必 要が生じたため、時間を要することになったということでございます。

2点目の進捗の見通しについては、支障木のある地権者、こちらに了解を1月の中旬 ごろに得ることができましたので、6月末ごろまでには復旧できないかと考えておりま す。

3点目のいつ発生の災害かということについては、平成29年8月18日の豪雨によるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) ありがとうございました。もう復旧の見通しがついているという ことであれば結構です。

続きまして、消防費についてお尋ねをいたします。

議第21号、資料3の19ページ、ここの備品購入についてお尋ねをいたします。

これ、備品が全部でどのくらい購入されたのかどうか。それから、金額が結構大きいんですけれども、1,000万円を超えるような備品があったのかどうか。あれば、また具体的には何か、教えてください。

- ○議長(武藤孝成君) 藤根消防長。
- ○消防長(藤根 好君) 御質問にお答えします。

まず、1点目の備品件数について御説明いたします。

平成29年度の第2次補正予算案件として、消防広域化に伴う岐阜市基準の備品を整備 したところでございますが、備品種別ごとに契約いたしまして、その件数は6件でござ います。

詳細を申し上げますと、小型動力ポンプ、空気呼吸器などの一般警防備品が1,635万円、 熱画像直視装置、高圧ガス充填装置等の特殊救助備品が831万円、潜水器具、救助用ボートなどの水難救助備品が268万円、半自動除細動器、自動式人工呼吸器などの救急備品が887万円、広域化後の山県消防署及び美山分署に必要となる仮眠室用ベッド167万円、岐阜市の無線電波を受信するための消防救急デジタル無線受信機が645万円、以上、6種類50品目の備品を購入いたしました。契約額の合計は4,436万円でございます。

続いて、2点目、備品の金額について御説明いたします。

高額な備品といたしましては、先ほど申し上げました高圧ガス充塡装置が1基525万円、 小型動力ポンプが1基183万円、半自動除細動器が1基189万円、救助用ボートが一式114 万円と、1基当たりで1,000万円を超える備品はございません。

以上で説明を終わります。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) わかりました。

ちょっと金額がでかかったので、ひょっとして1,000万円を超えるのがあるのかなという心配をいたしまして、また、多分、これ、入札関係は企画財政課のほうでやられたのだろうと思いますけれども、高額の備品に関しては、やっぱり注目をされているので、十分市民が納得いくような契約方法をとっていただきたいという要望だけ出して、これについては終わらせていただきます。

続きまして、観光コンテンツ活性化業務委託についてお尋ねをいたします。

議第24号、資料4の120ページ、この観光コンテンツについての具体的な委託内容を教 えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えいたします。

具体的な委託内容につきましては、平成29年度に実施しています観光コンテンツ創出事業で、観光コンテンツを8メニュー作成いたしまして、アソビューのレジャー体験サイトに登録をいたします。これが一過性の事業に終わらないように、2年目の事業として、コンテンツの磨き上げ、さらなる事業者を育成するためのセミナーなどの開催、刊行冊子や外部広告の運用によるプロモーションなどの提案をいただくということでございます。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 実は、こういう観光コンテンツ、特にソフト事業というのは、私もちょっと担当したことがあるんですが、なかなか目に見えた成果というのは1年ぐらいでは出てこないと。継続性が必要だろうと思うんですね。前にも申し上げましたけれども、観光を持続してずっと維持していく、それは産業にもつながってくるというふうに僕は考えているんです。ですから、このメニュー、ブラッシュアップされるというような話も今聞きましたけれども、そういうのをどんどんどんだんだん積み上げていって、山県市のイメージアップにつながる、これは企画財政課長も、前、答えておられましたけれども、そういう山県市のイメージアップを図れるようなメニューにしていかないと、5年たっても一緒だったよということではいけないと思うんです。

あえて聞きませんけれども、ブラッシュアップされるならこういうソフト事業は活性 化していくと思いますので、ぜひブラッシュアップを怠らないようにしていただきたい。 以上を申しまして、質問を終わります。

○議長(武藤孝成君) 村瀬誠三君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 続きまして、通告順位4番 藤根圓六君。
- ○14番(藤根圓六君) それでは、議長の許可をいただきましたので、今回、3点、質問させてもらいます。

議第24号、平成30年度一般会計予算の中から、資料4-2、ページ16、集落支援員報

酬について。これは誰なのかということと、何名なのかということと、職務内容、その 3点について質問させてもらいます。総務課長、お願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、御質問にお答えします。

総務課の予算案の集落支援員につきましては、自治会連合会会長の9名を対象とする ことを予定しております。

集落支援員は、設置要綱におきまして、地域の実情に精通した者などに市長が委嘱することとなっておりまして、自治会長との兼務についても要綱第4条の2に明文化されているところでございます。

予算額の積算根拠としましては、おおむね週5時間程度の業務への従事を想定しており、月20時間程度で2万円の報酬を予定しております。ただ、自治会連合会長は、4月交代の方も多く、担当していただく課題等につきまして調整する必要があるため、委嘱は早くとも5月になることから、1人11カ月分の22万円の9人分で、198万円を予算に計上しております。

職務内容につきましては、地域の状況調査及び課題の整理、地域の問題解決及び活性 化に係る取り組みの企画や実施、地域住民や関係者による会議や意見交換会の開催、市 への定期的な報告といった業務を予定しております。

集落支援員の業務に係る具体的な課題としましては、例えば地域行事や伝統芸能の維持、継承、空き家の有効利用などを想定しておりますが、現在、関係課において検討中でございます。

委嘱につきましては、自治会連合会会長の9名全員に対し一律5月からということではございませんで、市から具体的な課題を提示させていただき、業務内容を御説明した上で、委嘱を受けることに了解いただいた会長に課題を選択していただきまして、さらに関係課と調整を行っていただき、業務内容に対応できると市と御本人が判断された場合に委嘱することを予定しております。

- ○議長(武藤孝成君) 藤根圓六君。
- ○14番(藤根圓六君) 了解しました。

1つだけ要望しておきますけれども、特に自治会長さんは地域のことが一番詳しいので、特に最近、空き家状況等、できるだけそういう状況を知らせてもらうように要望しておきます。

それでは、2点目ですけれども、同じく資料4のページ17、危険空き家等除却補助金というのが今回載っていますけれども、それがもし該当場所がわかっていたら、それと、

同じようなことですけど、その対象者、戸数分等についてまちづくり・企業支援課長に お尋ねいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) お答えします。

該当箇所という点でございますが、現在のところ、どの危険空き家が該当しているかというところはございません。募集により、この制度に合ったものであれば行っていきたいということで、対象となるのは市内全域でございまして、補助対象者は、市が危険であると認めた空き家の所有者、またはその相続人等で、解体工事の資格を持つ市内業者により除却を行う方でございます。

3点目の件数ですが、平成30年度については、上限40万円ですので、3件分を見込んでございます。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 藤根圓六君。
- ○14番(藤根圓六君) 了解しました。

同じようにまた要望しておきますけど、特に倒壊寸前の家が結構あるわけなんですけど、市内には、通学路とか、そういったところは当然危険だから即ですけれども、地域によっては、あの家を壊してくれとか、いろいろ僕らも話があるんですけれども、ひとつ、そこら辺、担当課で基準をきちっと決めていかないと、要望があった場合になかなか難しいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それでは、3点目へ入ります。

同じく資料4のページ41の美山支所の管理委託料として369万6,000円というのがありますけれども、内容だけ少し説明をお願いいたします。総務課長、お願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、御質問にお答えします。

美山支所の管理委託料の内容につきましては、電気設備保守点検委託料が22万5,000円、消防設備保守点検委託料が14万5,000円、浄化槽保守点検委託料が213万2,000円、警備委託料が38万2,000円、自動ドア保守点検委託料が2万9,000円、清掃委託料が58万9,000円、貯水槽の清掃が5万7,000円、支所周辺の雑草除去が12万6,000円でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 藤根圓六君。
- ○14番(藤根圓六君) 再質問します。

今、内容の中で、浄化槽の管理委託料が200うん万円というふうにありましたんですけれども、当然、これは美山町の職員が100名以上おったときと同時にあれだけの建物とい

うことで、多分浄化槽が規模が決まっていて、現在は三、四名ということですので、ひとつ維持管理業者と話をしまして、多分くみ取り料にしたって、多分きれいな水をいつもくみ取っておるような状態ですから、我々も集会場等で使用が少ないからというふうで頼んだことがあるんですけど、回数を1回にしてくれとか。その辺、一遍、総務課長、管理業者と話をしてもらいたいと思うんですけれども、お願いします。

答弁できればお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、再質問にお答えします。

浄化槽の体積につきましては、施設の面積によりまして、現在370人槽というものが設置されていると聞いておりますが、浄化槽の規模は施設面積によって決まっておりまして、これまで縮小を検討したことはないというふうに聞いております。

施設自体も平成34年に建てかえを予定しているということもございまして、浄化槽自体を改装するというようなことは想定しておりませんが、議員御指摘のとおり、実際に現在の使用状況は極めて少人数の人間で使っておると思いますので、そういったことが交渉可能かどうかも含めまして、1度検討させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 藤根圓六君の質疑を終わります。続きまして、通告順位5番 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質疑をさせて いただきます。

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算について、5件の質疑と介護保険特別会計 予算について1件の質疑をさせていただきます。

1件目、資料4-2、32ページになります。

新規の事業ですが、放課後子ども教室推進事業の具体的な内容をお聞きします。

前回の議会一般質問のほうで、こちらの事業、予算確保に努めていくというお話もあったんですけれども、その具体的な内容をお聞きしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 御質問にお答えします。

平成30年度から取り組む放課後子ども教室は、山県市独自の呼称、スタディー・ハビット教室と命名し、市内の全小学校の3年生の希望者を対象として、各校それぞれ週1回、11クラスになりますけれども、6時限目の45分間、算数、国語を中心に学習支援を行うもので、主たる目的は、低学年のうちに学習習慣を身につけさせることにあります。

これには、市内の教員のOBの方を中心に、コーディネーター2名と各学校の子ども 教室を実施していくために必要となる学習支援員数名ほどに携わっていただき、取り組 んでまいります。

この教室の対象を3年生としたのは、学習習慣定着のための働きかけは、小学校3年生までは効果が見られるが、それ以降は特別な方法しか難しいというアメリカの研究結果などを参考に、市内の小学校の校長会で方向を示してもらったものでございます。事業費は374万2,000円で、国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。

当事業は初めての取り組みであることから、実施の段階で工夫をこらしながら、放課 後子ども教室、スタディー・ハビット教室の実施に努めてまいりたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

全小学校の3年生が対象ということでお聞きしたんですけれども、これは強制といいますか、全児童必ずということになるのでしょうか。学校の授業の後の事業になると思いますので、現在ですと、御両親が働きに出ている方などは、放課後児童クラブのほうに学校の授業が終わるとその児童は行っていると思うんですけれども、そういった児童も全対象としてこの6時限目ということでやられるのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 希望者を対象といたしておりまして、当然、保護者のほ うの同意を得て、保護者からのお申し込みによって、出された後、実習をしていくとい うことでございます。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。

次の質疑に移らせていただきます。

同じく資料4-2の32ページです。無形民俗文化財調査研究等事業補助金の、今回、 減額がされているんですけれども、そちらの理由と、また、減額されたんですが予算が 今回上がっています。その内訳と内容をお聞きしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 御質問にお答えします。

今回、減額を行います無形民俗文化財調査研究等事業補助金は、事業主体であります

山県市伝統文化地域活性化実行委員会に支出するもので、事業実施に当たり、予算額は476万3,000円全額を年度初めに支出する予定でございましたが、国から当該実行委員会に直接交付される補助金の概算交付が受けられることとなったことから、全額を支出する必要がなくなり、国の補助金に係る分を今回減額補正しようとするものでございます。

その補助金額は296万3,000円で、予算上、不用額となるものでございますが、他の文化財において緊急を要する修繕が発生しましたので、この不用額から43万5,000円を流用したため、今回の減額補正額を252万8,000円としております。

事業の主な内容につきましては、平成27年度から本年度まで実施しております専門調査員による民俗文化財調査の追加調査や本年度刊行する報告書の原稿執筆、報告書の印刷製本、2月18日に花咲ホールで開催いたしました無形民俗文化財記録映像上映、民俗芸能講演会となっておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 失礼しました。

減額の補正は、ただいま説明しましたように、平成27年度から平成29年度までの3年間の民俗資料の調査ですね。これが本年度で終了したことによりまして、来年度はもう啓発事業というものが残るということで、大きく減額をしております。大変失礼しました。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 済みません、その啓発の事業の、この予算の内訳と内容がわかれ ば教えていただきたいです。
- ○議長(武藤孝成君) 暫時休憩。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- ○生涯学習課長(梅田義孝君) しばらく時間をいただきたいと思います。
- ○議長(武藤孝成君) それでは、次の質問。 寺町祥江君。
- \bigcirc 1番(寺町祥江君) 次の質問に移らせていただきます。 同じく資料 4-2、18ページ、新規の事業になります。

やまがた健康・介護フェスタの具体的な内容を健康介護課長にお尋ねいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 御質問にお答えします。

資料4、平成30年度当初予算の概要、18ページ、やまがた健康・介護フェスタについて、内容を説明させていただきます。

今年度、第7期高齢者福祉計画を策定していく中で、必要な人が必要な介護サービスを使うこと、介護にならないためには若いうちから健康に気をつけること、フレイル予防など、さまざまな意見が出ました。そして、計画をつくることよりもそれを実行していくことが大切であると話し合い、計画を冊子だけでは終わらせないために市民の皆様にも計画を説明していくこと、自分自身の健康を考えていただく機会や介護サービスはどんなものがあるか、知っていただく機会をつくろうと考えて予算を要望いたしました。

具体的には、行政のみならず、職種の垣根を越えた市内の医療機関や社会福祉法人、介護事業所、NPO法人、健康に関する各種団体様にお声がけをし、実行委員会を立ち上げ、保健福祉ふれあいセンターを開催場所とした市民の皆様に集まっていただけるフェスタを1日開催したいと思っております。

介護サービスを知ることができるブース、介護予防体操などが体験できるブース、認知症に対して相談ができる認知症カフェ的なブース、健康相談ができるブース、骨密度や血管年齢などがわかるブース、介護用品などを使用できるブース、食に関するブースなどを予定しております。

予算の積算内容といたしましては、実行委員会の謝金、消耗品費、賄い材料費、警備 やマイクロバス運転委託料、テントや机のリース料、健康器具の備品代などを合わせて 151万4,000円予算要望いたしております。

予算の財源といたしましては、長寿社会づくりソフト事業交付金を申請いたしておりまして、10分の10の補助を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

同じく資料 4-2、18ページです。

新規の事業になります。

子供の貧困対策実態調査業務委託料の具体的な内容を福祉課長にお尋ねいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 桐山福祉課長。
- ○福祉課長(桐山藤夫君) 御質問にお答えします。

子ども貧困対策実態調査業務委託料につきましては、貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、子育て世帯の実態や経済的支援のニーズなどを把握して、今後の施策を検討するために実施するものでございます。

実態調査は、小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒及びその保護者並びに小学1年生の保護者の全数調査を予定しております。おおむね1,200件程度となる見込みでございます。

調査の項目につきましては、県においても来年度同様の調査が行われますことから、 こちらの県の調査に合わせて行いたいと考えております。

調査方法につきましては、回収率向上のため、調査票の配布や回収を教育委員会、または学校の協力を得て実施したいと考えております。

なお、この事業につきましては、内閣府の地域子供の未来応援交付金の対象事業でありまして、補助率は4分の3で112万2,000円の国庫補助金を計上してございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。

内閣府ということだったんですけれども、内閣府が出している実態調査の項目の具体 事例には、今、課長がお話しありましたように、自治体が今後実施しようとしていく施 策の利用意向の把握に関する項目なども含まれているものがありました。県と一緒にな ってということで実態調査を行われるということだったんですけれども、今行っていな いそういった貧困に対する施策の意向というものもしっかりと把握できるような調査に していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

同じく資料4-2、20ページの新規の事業、病児保育利用者助成金の内容を福祉課長にお尋ねいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 桐山福祉課長。
- ○福祉課長(桐山藤夫君) 御質問にお答えします。

病児保育利用者助成金につきましては、病児保育の利用者のうち、生活保護世帯、市 民税非課税世帯及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を3人以 上扶養している多子世帯の利用料の全額、または2,000円を上限に助成し、経済的負担の 軽減を図ることを目的としております。

平成28年度の利用実績から助成対象世帯を推計いたしますと、非課税世帯に属する児童は45人、多子世帯は51人となり、合計96人に利用料の2,000円を乗じた19万2,000円を予算計上しております。なお、生活保護世帯においては、現在、病児保育の利用対象となる児童はございません。

この助成事業に対しては、岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業により、本市が助成した額の2分の1が補助されることから、歳入予算に5万1,000円を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

資料4-2の37ページ、地域包括支援センター委託事業の今回増額になっているんですけれども、その増額理由をお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 御質問にお答えします。

資料4-2、平成30年度当初予算の概要37ページ、地域包括支援センター委託事業増額について説明させていただきます。

地域包括支援センター委託所業につきましては、平成29年度は、地域包括支援センターを2カ所の社会福祉法人に委託したことによります委託料が3,140万円、地域包括支援センター運営委員会の委員報酬と費用弁償を合わせて12万円が予算化されております。

平成30年度の予算は、資料4の予算書232ページの上段をごらんいただきますと、増額の委託料のほかに委員報酬と費用弁償が6万4,000円増額となっております。地域包括支援センターの委託料につきましては、3カ年の長期継続契約となっておりまして、平成29年度から平成31年度までは同額でございます。

地域包括支援センター運営委員会とは、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を 継続するために、地域の高齢者に必要な援助や支援を行うために、地域包括支援センタ ーの設置に関すること、センターの運営及び評価に関することを協議いただく委員会で ございます。毎年、年2回ほど開催しておりますが、平成30年度は新しく委託しました 地域包括支援センターの点検評価を実施するため、さらに委員報酬を数名分追加しており、その分が増額となっております。実際に健康介護課の職員とともに事務所や書類の 点検、収支について契約どおり行っているか等を確認し、委員会や決算での報告をする ものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 以上で、寺町祥江君の質疑を終わります。

[発言する者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 先ほどの件でございますが、74万円の内容でございます。 これにつきましては、今まで調査をしましたものの報告書に基づいて、文化財の普及 啓発事業というようなことで、リーフレットを6団体、重要無形民俗文化財の6団体が ございます、これの団体の分、6種類、これを5,000部、各5,000部を印刷するものと、 それから公開講座というのを開催いたしているというような内容でございます。 以上でございます。
- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 済みません、今リーフレットをつくられるということをお聞きしたんですけれども、この啓発は、リーフレットもそうなんですけど、市内に広げていく目的であるのか、市内外といいますか、外向けでもあるのかをお聞きしたいです。
- ○議長(武藤孝成君) 梅田生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(梅田義孝君) 当然、市内も、また市外も、DVDのを作成しましたけれども、それも市外のほうにも配布をいたしております。リーフレットにつきましても広く周知、普及を図っていきたいと考えております。
- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 福井一徳君。

○8番(福井一徳君) 議長から御指名をいただきましたので、通告書に基づいて13件質問をしたいと思います。

まず、1点目、北山辺地総合整備計画の策定について。

議第36号、北山辺地総合整備計画の策定、資料が7あります。

この計画は、平成30年度から平成31年にかけてグリーンプラザみやまコテージ村及び キャンプ場の改修工事のために新たに策定されようとしています。

この参考資料には、オートキャンプ場整備に関する資料が見当たりません。先ほど、 別の議員の質問で答弁がされていました。辺地法による辺地債の目的として、その地域 との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るというふうに目的がなっています。辺地債の目的と今回の総合整備計画の策定、グリーンプラザのオートキャンプ場の整備がどのように結びつくのか。

また、以前、私の質疑の中でも、本市は非常に厳しい財政状況にあるということで、 高富の町なかのトイレが、年間70万円維持費がかかるので見直しということで、閉鎖に なったりしています。このような財政状況の視点の立場から考えて、今回のこの事業の 緊急性や必要について説明をお願いしたいと思います。

また、オートキャンプ場の整備事業、金額的には4,800万円相当になるわけですけれど も、ここには最初から資料が添付されていませんので、その提出も含めてお願いをしま す。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 御質問にお答えいたします。

このオートキャンプ場の整備事業の参考資料は、担当課は私どもではありませんが、 先ほど明細が理事のほうから、地方創生監からお答えあったので、その内容だというふ うに御理解いただきたいと思います。

それで、最初に、辺地債と辺地総合整備計画との関係について、まずお答えをさせて いただきます。

まず、平成30年度当初予算案において6,630万円の辺地債を計上しておきながら、策定 しようとしております北山辺地総合整備計画においては、平成30年度と平成31年度にお いて1,800万円しか記載されていないことにつきましては、時間的なそごがありまして、 大変不明瞭となっておりますことをまずもっておわびを申し上げます。そこで、こうな っている実情につきまして、まずは御説明申し上げます。

辺地総合整備計画の事務手続等につきましては、当該辺地を所管する市町村議会での 議決が必要となります、今回ですが。ただ、その前に県知事との協議が必要であり、議 決後には総務大臣へ提出するということになっております。なお、この県知事との協議 におきましては、今般上程しておりますこの計画以外にも、辺地度点数算定表ですとか、 辺地度点数算定基礎図等も含んで協議することになっているものでございます。

そうした中におきまして、グリーンプラザみやまのキャンプ場につきましては、指定管理者の第三者評価でもありますモニタリングにおいても、営業時期等において多様な利用者の拡大を目指した取り組みを求めるというような講評をいただいておりまして、その後、特にオートキャンプ場等の利活用のあり方については、検討を重ねておったところでございます。

そうした段階で、本辺地総合整備計画について県知事との協議が始まりましたが、さらにその後において、平成30年度、今般の当初予算を策定する段階で、最終的には辺地債6,630万円を計上するということにしたため、時間的なそごが生じているものでございます。なお、私もそもそも辺地債と辺地総合整備計画との関係は、当然整合しているべきだとは考えております。

ちなみに、辺地総合整備計画の策定や変更に当たって県と協議する機会というのが1年に2回ほどございまして、例年ですと、来月にもその照会が来るものと思われますので、その際には、その時点でより正確なものに変更する協議をし、本年第3回の定例会へ変更議案の上程をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、この事業の緊急性や必要性について御説明申し上げます。

まず、当該辺地の対象であります北山地区の人口は、資料にも書いてございますが、 昭和30年から約88.5%人口減少し、若年人口の割合が約5%であるのに対しまして、老 年人口の割合は、約67.4%ともなっている地域でございます。

こうした過疎地域にあり、かつ辺地でもある地域において、今般のグリーンプラザみやまの整備は、交流人口の拡大を目指す上でとても重要な施設でございます。また、当該施設は、本市で最も宿泊者数の多い施設であり、本市の認知度の向上にも大きく寄与するものでございます。

さらに、本市の地勢を考えますと、市南部での地域経済効果が市北部に及ぼす影響というのは低いと考えられるのでございますが、市北部での地域経済効果というのは、途中、道中というのがありまして、市南部に及ぼす影響は可能性が高いものと考えられます。すなわち、グリーンプラザみやまの整備というのは、特定地域ですとか、特定団体のためだけのものではなく、本市全体に及ぼす効果は極めて大きいものがあると考えられるわけでございます。

こうした中で、今般、元利償還金の8割が地方交付税に算入される辺地債を活用しようとするものでございますが、これが似たような制度で過疎債があります。過疎債の根拠となります過疎地域自立促進特別措置法は、平成32年度末で失効することになっております。そうしたことを踏まえまして、この制度が存続するうちに有効活用していこうという趣旨でございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 今、緊急性、必要性についてお話がありました。交流人口の拡大、

市北部の経済効果、多大な効果を与えるという話で、特定団体だけのためにやっている わけではないと。しかも、8割が交付税で措置をされるというお話でしたが、そもそも これは、以前、ここの整備のために4,000万円ぐらい、ずっと連続で見て。二、三年前の 議会で上程されたと思うんですが、そういう整備もされてきました。

これの要するに緊急性。緊急性という、必要性という面で言うと、この規模からいくとちょっと納得できないんですが、もう少し説明していただけますか。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 先ほども答弁いたしましたように、要素としては、どこまでの緊急性があるかというのは主観の問題、客観の問題があるのでございますが、 1つには、過疎債も平成32年度末までという限られた期間であります。辺地債も何にも明示しておりませんが、いつもまでも存続する制度ではないというふうに私は考えております。

仮に平成32年度やった場合に、まだ平成32年度まで放置すればいいじゃないかという お考えもあるかもしれませんが、全員協議会の場でも御説明いたしましたけれども、こ の枠がどれだけとれるかというのはわからない。今から枠どりにいって、早く確保でき れば早く整備できます。できない場合には、したたかに制度が廃止になる前に有効活用 したいというのが1点でございます。

それと、平成31年度末にはインターチェンジが開通するということは、国のほうでは 目指されておりますが、これが開通してからの宣伝ではなくて、議員もそう御認識があ ると思いますけれども、開通する前に整備をして、これをきっかけとして交流人口の拡 大を目指すべきであると。そういった点からいきますと、何年か先にというような悠長 なことは言っておれないのかなということを思っておりまして、そこら辺、私どもは緊 急性だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) じゃ、次に行きます。

グリーンプラザみやまの整備工事についてということで、平成30年度の一般会計予算、 資料4の119ページです。

山県市の指定管理者導入及び運営のこういうガイドライン、この中には、4として、利用料金制度が定められています。地方自治法の242条に基づいて、指定管理者が施設の利用にかかわる料金を直接指定管理者の収入として収受することができるという制度としています。そして、5年間の指定管理の議決の際に、私が提出を求めた資料から試算

しますと、平成25年からの指定期間の3年間、利用収入の伸びが3,227万円、3,479万円、3,893万円と、指定管理の3年間で約120%ぐらいの伸張になっています。

この中で、人件費を見ると、平成25年は1,369万円、平成26年が1,629万円、平成27年が1,813万円と、3年間で132%の伸びになっています。最終利益は、平成25年57万円、平成26年が80万円、最終年度が300万円。つまり、今回のオートキャンプ場4,800万円による整備によって、利用者が増加して利用収入がふえた場合は、指定管理者の収入増加に直結することになります。指定管理というのは、そもそもそういう構造になっているということですが、余り利益を出さなくても人件費をふやしていけば、決算上は問題ないと。

今回の整備事業は、このような状況をつくりだすことになってくるのではないかと。 後押しのようにも受けとれますけれども、その点についての財政の立場からどのような お考えをお持ちなのか、見解を求めたいと思います。

このキャンプ場やコテージ村は、山県市民の特別な優遇措置は全くなく、残念ながら 予約もとりにくい。山県市民の利用率は少数であることも報告されています。外壁修理 が必要としても、4,800万円かけて新たに整備をするのであれば、そもそも協定書の内容 の変更が必要になってくるのではありませんか。市民のための先行予約枠の設定など、 そういった追加も含めた新たな協定書見直しと、議会への詳しい報告が必要だと考えま すが、見解を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 御質問にお答えいたします。

まず、グリーンプラザみやまの利用料収入について、財政の立場からのお尋ねをいただいたところでございますが、財政の立場から申し上げますと、近年、利用料収入が増加しているというのは、大変望ましいことだと考えておりますし、今後さらに伸びていけば、過疎地域で、辺地地域でもある地域の交流人口の拡大は大変望ましいことだというふうに認識をいたしております。

また、利用料収入が増加しているということは、一般的には、当然利用者も増加しているということでありまして、先ほどもお答えしましたように、本市の認知度向上の効果にも大きく寄与するとともに、市全体に及ぼす地域経済効果も期待できると考えているからでございます。

そこで、実際にふえた利用料の、今度お尋ねがあるのは利得分配、配分についてでございますが、そもそも指定管理における指定とは、ちょっと、ここ、難しいんですが、契約行為ではなく、指定という行政行為であります。そして、いわゆる協定書は、議員

御発言の本市のガイドラインにありますように、指定処分の付款として、法的効力をもって官民の権利義務を定めるものというふうに規定しておるところでございます。

そうした中で、当該ガイドラインにもございますように、市と指定管理者との信頼関係の保持の観点から、さらには、これを見守る他の事業者の信用度も考慮すれば、利益が出たから市にも分配してほしいと言うべきではないと考えております。むろん、逆に、損失が出たから市に補塡してほしいと言われましても、基本的には対応は当然できません。このことは、かつて香り会館の経常赤字が続いていたときにも、市は補塡せずに、指定管理者は指定期間を全うした実績があることからも御理解いただけるものと思います。

次に、今般の整備後の協定の変更についてでございますが、私は当該施設を所管する 立場にはございませんが、今般、御質問を受けまして、平成28年3月に本市が締結いた しましたグリーンプラザみやまの管理に関する基本協定書を見てみました。

その協定書の第15条第1項においては、山県市と指定管理者との間での協議を経て、本施設の本来の効用を維持するために必要な管理施設の改造、増築については、甲、甲というのは山県市ですが、が自己の費用と責任において実施するものとすると規定されており、今般も本市が実施しようとして予算化しているものでございます。

また、その協定書の第51条では、本業務に関し本業務の前提条件や内容が変更したとき、または特別な事情が生じたときは、甲と乙との協議の上、本協定の規定を変更することができるものとするという規定がございます。ですので、これらをもとにして、協議の上、変更すべきかどうかを判断していくことになるものと考えられます。

当然、私は当該施設を所管する立場にはございませんので、財政の立場において一般論でお答えをさせていただきますと、理想的には、この利得は一定の割合で分配するのがよいのではないかと考えております。つまり、利用料収入が増加した分については、一定の配分割合のもとで市と指定管理者とが分配するということでございます。これによりまして、市も指定管理者自身も一定のインセンティブのもとで協働によって利用料収入を目指していくことができると考えられるからでございます。

ただ、今般の整備は、早くても来年度、全員協議会でも申し上げましたように、確保できた辺地債の枠によっては、翌年度以降への先送りも視野に入れているものでございます。まして、この整備によりましてどれだけ増加するであろうかという料金収入の実績もわからないところでございます。そのため、具体的には、整備完了のめどが立った際に、先ほど御説明した協定の規定をもとに、双方協議の上、変更すべきかどうかを含めて判断していくことになるものと考えております。

しかし、一般的には、当該施設の指定管理期間というのは平成32年度末でございますので、その後の指定管理のあり方の際に、市が交渉する有利な応募条件として考えていくことが現実的ではないかと考えております。

以上、長くなりましたが答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 今、答弁の中で、指定管理者制度の運用の実績で、見直し等々も 含めて今後協議をしたいというお話だったと思います。

私、4,800万円というかなりの高額の追加投資ということになるので、そういう意味では山県市民の利用条件の向上ということを、今後、具体的な見直しの中で進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、この件についてはこれで終わりにして、次、グリーンプラザみやまの指定 管理者納付金60万円についてお尋ねをします。資料は4の30ページになります。

今ありましたように、実際に利用がふえていく中で、納付金60万円ということがここの中に書いてあります。この納付金を受け取る根拠について説明をしていただきたい。また、60万円という金額が提示されていますけれども、そもそも指定管理については、先ほどの説明があったように、市としてきちっといろんな整備をしていくということが前提になっていますが、財政上厳しいとか言われる中で、いろいろそういう整備に対しては、例えばこういうものを充てていくということも今後考える必要があるのではないかというふうに思いますので、その点も含めてお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えいたします。

平成27年度にグリーンプラザみやまの指定管理募集をした際の申請書の様式のほう、こちらの項目に市への納付金についての項目があり、平成28年度からグリーンプラザみやまの指定管理をお願いしている特定非営利活動法人、コミュニティ美山が、申請時に年間60万円の納付金を支払う計画であるということで記載して、納付しているものでございまして、平成28年度から5年間はお支払いいただくということになります。

ただし、市への納付金という項目は、必ず記載する必要はないということに申請書に も記載しております。また、減価償却に充てるというようなことは想定をいたしており ません。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 先ほど、企画財政課長とのやりとりとも関係してくると思うんで

すが、指定管理の募集の際に、市への納付金ということを項目に書いたということで、 それに基づいて支払う計画だというふうに言われました。そういう意味では、指定管理 の募集に際しては、今後とも全ての指定管理の事業がありますよね、そういうところに こういう納付金の項目等を含めてやっていく考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思い ます。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 指定管理者制度が利用できる公の施設につきましては、 議員も御承知のとおり、さまざまな多様性がございます。例えば、今のグリーンプラザ みやまの場合は、事業性が高い。できることであれば、民間事業者が営利を目的として やっていただければ、越したことはないんですが、なかなか地理的条件等から公が税金 を多少投入してでもやらなければならないということがあります。例えば総合体育館で すとか、児童館とか、ものによっては多様なものがあります。

今後、市として、今、例えば今回は収益性が高いものがございますので、私、先ほど申し上げましたように、一般論として、収益、売り上げをお互いに頑張り合って、両方ともウィンウィンになるような分配方式を目指してまいりたいとは考えておりますが、施設によってはそうじゃないものもありますので、この山県市にとって、市民において全ての人が得するようなというか、税金の効率的な使い方においては、個別施設に応じて新しい手法等も、全国的なことも視野に入れながら、ベストな方法を検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) おっしゃるようにいろいろな指定管理にも状況があるというのは 理解しておりますので、今後、具体的な検討の中で、事業性の高い部分については検討 をして、見直しをしていくというようなことも含めてお願いをしたいと思います。

それでは、次、行きたいと思います。

資料4ページの39、市の防犯協会負担金160万円についてお尋ねをします。

毎年、同額の予算が計上されていますけれども、市の防犯協会は実際にどのような活動をされているか、また、協会の規模やメンバーの構成はどうなっているのかをお尋ね したいと思います。

ちなみに交通安全協会の取り組みは、私たち、目に見えて、私も参加して、議員も参加したりしていますが、市民には触れるところとなりますが、防犯協会についてはどのような中身かということについてお聞きしたいと思います。

○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

防犯協会は、犯罪のない明るい社会をつくることを目的として、地域における自主的な地域安全活動の促進、青少年の健全育成、犯罪情報の提供や防犯意識の啓発などの活動を展開しています。

協会の具体的な活動としましては、子供を犯罪から守る活動として、防犯ハンドブックや緊急ホイッスルの配布、こども110番の家の看板配布などを行っております。犯罪被害防止に係る広報活動では、中学生や高校生向けのリーフレットの配布、イベントなどにおいて特殊詐欺や自転車盗難、連れ去り被害等の防止に関する啓発などを行っております。それ以外にも、防犯意識向上のための啓発リーフレットを発行し、広報やまがたとともに市内全戸へ配布したり、防犯啓発に貢献された団体、個人の表彰を行ったりしております。

協会の構成は、会長は山県市長、副会長は山県市自治会連合会会長が就任しておりまして、役員には、山県市商工会会長、山県市消防団長、山県市生徒指導連携強化委員会会長、山県市金融機関防犯協議会会長など、13名から構成されており、顧問は山県警察署長、事務局は山県警察署生活安全課となっております。

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。議場の時計で13時より再開します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) それでは、引き続いて質問させていただきます。

魅力発進ウエブサイト改修業務委託料について、議第24号で平成30年度山県市一般会計予算、資料4の42ページです。

YAMAGATA BASEの改修業務委託について1,000万円の予算が計上されています。改修等運用業務を含めて、どのような委託内容になっているのか。それから、サイトの更新がされなかったときがあったようですが、運用上について何かそういう問題があったかどうか、今後はどのように改善されるのか、委託先も含めてお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) お答えさせていただきます。

特に本市の自然の魅力発信に重点を置いた本市のYAMAGATA BASEにつき

ましては、議員も御存じのとおり、市内外からの好評をいただいているところでございまして、フェイスブックでのいいね数、いいねの数ですが、本年2月には累積で7,000件を超えておりますし、インスタグラムですとか、ツイッター、ラインなどを含めたSNSのカウント数も1万8,000件を超えておりますし、このサイトへのアクセス数は、当初目標100万PVというのを目指しておりましたが、これも達成できる見込みとなってきております。

ただ、正直なところ、これほどの注目度を浴びますと、新しい情報発信はそれなりの質、クオリティーが必要になってまいりますし、そのために経費もかかってくるという実情にございます。そのため、議員御発言の11月かなと思いますが、11月などの更新していなかった時期というのは、特に何か問題があったわけではございませんが、市職員による兼務事務の繁忙性ですとか、委託業者、委託先業者からのネタのはざまであったというのが実態でございます。

本市の認知度向上を目指す上で、金額さえいとわなければ、現在の社会においては恐らくテレビ放映が最も効果的だと考えられます。ほかにも全国紙での全面広告ですとか、乗降客数の多い駅でのポスター掲示など、さまざまな手法は考えられますが、必要な経費は最低でも数千万円から数億円は必要となりましょうから、本紙においては、地方創生関連の交付金を活用して、シティプロモーションを展開してきておりますが、このYAMAGATA BASEもその一環でございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、このサイトでの新しい情報発信においても それなりの質で発信しようとすれば、かなりの経費がかかるというのが実態でございま して、このYAMAGATA BASEの今後につきましては、これまで閲覧してきて いただき、本市を理解していただけている方々のお力をおかりし、理想的には市民自身 による3万人総発信サイトを目指してまいりたいと考えており、そのための改修を目指 しているものでございます。

こうした考え方のもとで、本年度は本市のアンバサダー、いわゆる大使で制度を設けたところでございますが、正直申し上げますと、その運営方法については、まだ手探りな状態であるのも事実でございます。

そこで、このサイトの改修につきましては、以上申し上げたことを踏まえまして、なるべく委託内容の詳細は限定をせずに、幅広い民間分野からのお知恵をおかりしたいという思いでの委託料でございますので、最終的な詳細につきましては、御提案いただいた内容をもとにして詰めてまいりたいというのが現在のところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) かなりフェイスブック、SNSもすごい実績になっているという ことで、私もずっと見ていてそう思うんですが、かなりこういう分野での情報収集とい うのはふえているので、なるべくその中身については、質を上げる方向でぜひ検討して いただきたいというふうに思います。

それでは、続いて6件目、庁舎管理夜間宿直業務委託料ということで、45ページのと ころに載っています。

これ、見ていますと、昨年が636万3,000円になっていますが、今年度は48%アップ、946万6,000円ということで、増額されています。主なこの中身についてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

本委託業務に関しましては、今年度と内容に変化はございません。

本業務の見積もりにつきましては、警備員の事業者の管理経費を含めた人件費に日数を掛けて単純に算出されたものを見積もりさせていただいておりますが、主に人件費の 上昇分が増額理由でございます。

近年の人材不足に加えまして、特に本業務は夜間業務のため、超過勤務手当や深夜勤務手当等の上昇分も含まれているため、その影響は大きくなっているのだと思われます。なお、経費削減のために内容を見直すことも検討いたしましたが、本業務は夜間の宿直業務ですので、削減できるような業務内容が特になく、内容の変更による削減はなかなか難しいというふうに考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 中身についてはほとんど変わらないけれども、人件費の上昇ということですが、48.8%というのは急激ではないかなと思うんですが、これはあいみつなり何なり、そういう結果でこういうふうになっているのでしょうか。
- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 再質問にお答えします。

現時点の契約している業者に見積もりをお願いしているところですところですけれど も、今年度契約している業者の警備員の方も既に10名以上交代をされておりまして、深 夜業務に係る人材の確保が非常に難しくなっているというふうに考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 今ちょっとお尋ねしたんですが、今、契約業者という話ですが、

ほかを当たったりとか、そういうことはないのでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 現時点では1社にお願いした見積もりでして、今後、 もちろん契約に至るまでにつきましては、複数業者からの見積もり等を精査しまして、 適切な価格を設定して入札を行いたいと思っております。
- ○議長(武藤孝成君) 質問をかえてください。福井一徳君。
- ○8番(福井一徳君) 質問、変えなくてもいいんでしょう。

[発言する者あり]

○8番(福井一徳君) そういうルールだった。

7点目、集落支援員については、先ほど同僚議員が説明されましたので、中身はわかりました。それを受けて1点だけ。

自治会長さんのところに、9名に委託をするというお話でした。それで、実際に市のいろんな業務、たくさんあったりして、自治会長はなかなか大変だというのも聞いておりますが、そもそも住民の自治を担う部分と行政との関係でいえば、どんどんどんとんどの要するに行政の中に組み込まれてこういう形になっていくというのはなかなか大変ではないかと思うんですが、そこらあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

集落支援員の業務内容につきましては、先ほど述べさせていただきましたけれども、 そもそも自治会長さんは、そういった取り組みの一端は担っていただいていると、現時 点でも、というふうに考えておりますし、それの拡大版という取り組みの中で、先ほど も述べましたけれども、週5時間程度、こういった業務を委嘱しても対応可能だという ふうに言っていただける自治会長さんにのみ委嘱をさせていただこうと考えておりまし て、多分に自治会長さんの中でもお忙しい方もいらっしゃいますので、そういった方に はなかなか委嘱は難しいと考えておりますので、先ほども申し上げましたが、全自治会 長、連合会長さんに委嘱をするという方向ではございませんので、あくまで対応してい ただける方のみ委嘱させていただくというふうに考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) それでは、次、情報推進管理ネットワーク機器保守委託料についてということで、47ページのところです。

ネットワーク機器保守委託料で4,915万3,000円の委託料が計上されています。

実は、2017年に公取委員会がデジタル消防メーカー5社の談合を摘発して、課徴金納付命令を出されていて、山県市でも今検討とされているという、申請などをされているというふうに思いますが、なかなかソフト分野というのは、内容の妥当性についてわかりにくいところもあると思うんです。これ、一括して自治体のところ、相当の開発をしているところの指示に基づくものなのか、市が独自の委託契約に基づいてこうした内容を決めているかどうか、委託料の精査はどのようにされているか、お尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

本委託は、山県市独自の委託契約でございまして、その内容は、情報系ネットワーク 運用保守やファイルサーバー運用保守、業務系システム運用保守、インターネット接続 系ネットワークシステム保守など、機器の保守料、ソフトウエア等のライセンス料となっております。

契約につきましては、機器トラブルやシステム障害発生時において迅速かつ適切に対応する必要があるため、当市のネットワーク構築業者との一者随意契約を現時点では予定しておりますが、その委託料につきましては、別の事業者からの見積もりと比較しまして、その適正性を確認してまいりたいというふうに考えております。

なお、本委託のうち、相当部分を占めます総合行政情報システムの運用保守につきましては、窓口業務を中心に37のシステムを統合したクラウド型のシステムでございまして、岐阜県内35市町村の共同利用システムとなっております。それは、岐阜県市町村行政情報センターと本年度10月から平成34年9月までの長期契約というふうに締結をしております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 了解をしました。

保守関連のところが多いということなので、多分当初の計画に対する何%というような基準で設定をされているかというふうに思いますが、中身については、いろいろ検討して精査をしながらやっていただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に行きます。

地域振興美山支所地域おこし協力隊報酬についてということで、資料4の50ページのところにあります。

地域おこし協力隊というのは、総務省から1人400万円ほどの補助金が出されているということですが、996万円の詳しい内容についてお尋ねをしたいと思います。

本人に支給される部分、給与とか交通費とか家賃等々あると思いますが、その内訳を

お願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり・企業支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) お答えします。

まず、平成30年度の地域おこし協力隊員は5名を予定しております。

本人に支給される報酬は、1人当たり月額16万6,000円の12カ月分で、199万2,000円となります。これの5名分で996万円ということになります。旅費については、費用弁償としまして5名分で総額17万円を見込んでおります。本人に支給されるというのは、これが該当すると思います。

家賃につきましては、市が直接借り上げて費用を負担し、活動に必要なその他の経費、 例えば物品等の購入についても市が契約して相手方の業者に支払うことになっておりま す。車両等の借り上げ、これに伴う燃料費なども同じでございます。

1人当たり400万円のうち、報酬には約200万円、社会保険料や家賃、その他の活動に 必要な経費200万円ということになります。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 直接的な費用について200万円ということで、残りの200万円がそれぞれの諸費用ということですが、これは、実際にはいろんな分野によって多分違ってくると思うんですが、それは、例えば5名分の中の200万円ですから1,000万円分ですかね。どういう管理でされているか。1人の支援員に対して残りの200万円をその人が携わるところについて全てを使うのか、それとも全体でプールをしながら運用しているか、このあたりについてお願いします。
- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり・企業支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) 再質問にお答えします。

一人一人活動計画というものを立てられるんだろうというふうに思っております。これに必要な経費ということで、お尋ねの全部の1,000万円をプールして誰が使うかということではなく、一人一人の活動費として約200万円を充てているものということで、共通のものについては、車両などの借り上げ料などについては共有して行っているものと考えております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) それぞれの活動計画に基づいて残りの200万円については支出をしているということで、1人当たり400万円という総務省からの金額で運営するということ

ですね。わかりました。

それでは、続いて、議第24号、平成30年度の一般会計の中で、資料4の53、公共交通の実証実験の委託料についてお尋ねをします。資料4の34ページもあわせてお願いします。

実証実験の業務委託の内容、運用委託の市内循環線右回り、左回り、それから美山地域のデマンド型交通、岐阜大学病院への直行バス、それぞれの内容と金額についてお尋ねをしたい。

公共交通の運行補助金の乾乗り合いタクシーの補助金に関する調書が資料4-4にありますが、平成27年から開始した乾乗り合いタクシーは、利用者は変わらないんですが、費用が535万円から825万円に54%も増加しているということで、以前、議会でも質問し、乾についての実験についてはうまくいかなかったという副市長の評価もありました。

こういう実態を踏まえて、新しい多分改善をして実証実験をやらないと意味がないというふうに思いますので、美山地域のデマンド型交通の実証実験というのは、本当に市民や高齢者の足を守るものとしてどのような内容で考えてみえるか、それから、あわせて市内の循環線の右回り、左回り、どのようなイメージで具体的に想定されているのかを教えていただきたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 御質問にお答えいたします。

議員、御発言のように、本市では、2019年度にインターチェンジが開通することを見据えた公共交通網形成計画におきまして、市街地循環線と岐阜大学病院線の新設、美山地域の昼間のデマンド型交通を実施したいと考えております。そして、それに先駆け、その需要を見きわめるとともに、課題等を整理しようとするため、それぞれ1カ月ほどの実証実験をしたいと考えているものでございます。

まず、市街地循環線と岐阜大学病院線について、現在考えていることを御説明申し上げます。

これらの試験運行につきましては、ジャンボタクシーの借り上げ方式で実施したいと考えており、委託先は、市内で唯一のタクシー会社である高富タクシー、またはその親会社である日の丸タクシーへ200万円程度で委託したいと考えているところでございます。

市街地循環線の運行区域は、基本的には病院や店舗の集中する高富地区と富岡地区で ございまして、将来的にはバスターミナルですが、今はありませんので、完成前は現在 の岐阜バス整備工場を起点とした周回コースを想定しております。右回り、左回りとい うのは、時間帯に公平性を期すためにと、そういう案もありますが、決定しておるわけ ではございません。

具体的なコースにつきましては、運行前にしかるべき方々と検討して決定していきたいと考えておりますが、利用の多い病院や店舗のほか、当該地域で希望される自治会集会施設も周回したいと考えております。なお、この自治会集会施設等につきましては、実際の運行の際、試験運行じゃなくて、実際、本格運行する際には、一定の需要がない場合には、岐阜市さんなどと同様、一定の基準のもとで当該迂回を休止するよということを十分周知した上で供用開始していきたいと考えていることがポイントではないかとも思っております。

岐阜大学病院線につきましては、将来的には、先ほど言いましたように、バスターミナル、完成前は現在の岐阜バス整備工場を起点とし、梅原地区と伊自良の南地区になりますが、を通って、なるべく迂回は避けつつ、岐阜大学病院へ直結する路線を考えております。

この2つの実証実験におけるジャンボタクシーの借り上げ時間は、市街地循環線が1 日8時間ほど、岐阜大学病院線が11時間余り、平日の20日間ということを想定しております。ただ、具体的な運行本数等につきましては、現時点では未定でございますが、この限られた借り上げ時間において、より分析に効果的で合理的な運行を目指すとともに、実施前には広くわかりやすく啓発してまいりたいとも考えております。

次に、美山地域のデマンド型交通について現在考えていることにつきまして、乾乗り 合いタクシーとの違いも踏まえながら御説明を申し上げます。

まず、利用可能地域ですが、基本的には美山全域を対象にしたいと考えております。 また、最終の到着地点でございますが、将来のバスターミナルを目指すため、現在の岐 阜バス整備工場までは来られるようにしたいと考えております。

これについては、本来は、乾線、岐北線の幹線との競合を避けるために、本来は岩佐 地内にとどめたいところではございますが、岩佐地内には現在適当な待合場所はないで すし、新たに設けるということも現実的ではないため、そのように考えているものでご ざいます。

また、運行方式についてでございますが、本格運行は別としまして、この試験運行につきましては、市社会福祉協議会へ223万3,000円ほどで委託したいと考えております。 現在も外出支援サービスは社会福祉協議会へ委託しておりますし、同協議会は、谷合地区において北部デイサービスを運営しており、その送迎等の実績があることと、その送迎のはざまの活用によりまして低廉なコストで実施できそうだからでございます。

そこで、同協議会と事務レベルでの話し合いをしておりますが、これまでの検討の中

では、基本的には利用者の登録制とすると、予約は当日でも対応すると、なるべく近い時間でも対応するようにすると。乗り合い場所は、戸口までは無理でも、公道の辻あたりまでは送迎をすると。そして、運行は葛原方面、北山方面、乾方面の3方面での運行とするといったような内容を話し合いの中では目指しておるところでございます。ちなみに、これらの実証実験における利用料金は、当然無料でございます。

なお、本市におけるこうした規模の実験は初めてことでありまして、限られた1カ月の間にその需要を見きわめ、課題整理等をしようとするものであり、手探り状態の中におきましても多様な学識者ですとか、運輸局、県の指導を受け、コンサルタントによる分析等により、より効果的なものとなるよう目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 具体的な中身についていただいたんですが、1つは、予約のシステムをどのように考えられているかということと、それから、美山地域なんかもいわゆる定時、定路線のバス停方式でやるのか、それとも、それではなくて全く予約が入ったら動くというような形にして運行されるのか、これは美山だけではなくて、ほかのところもそうですが、そこの中身についてお聞きをしたいのと、それから、こういう実証実験は、いろんな意味での市民の期待とか要望があると思うので、やっぱり周知徹底というのが一番のポイントだと思うんですよ。だから、そういう意味ではあらゆる方策をとって、この実証実験で自分たちが実際に利用してみてどうかということの評価がきちっと出るような取り組みをしていただきたいということと、あと、この実験はいつごろから1カ月間やられる予定かという点をお聞きしたいと思います。
- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の予約システムにつきましては、私は、議員と同様に、業者さんのを見せていただいたことがあるし、その前には別な業者さんのも見せていただいたことがある。また、他市の実際の運用も見せていただいたことがありまして、私もそういうのを想定しておったんですが、社会福祉協議会と実務レベルで詰めますと、社会福祉協議会は、今のデイサービスの送迎や何かからいって、そんなシステムを使わなくても運転手の勘によって対応できると言うんですね。

例えば、カーナビなんかで事前に登録しておけば、そこへとんと登録するだけなので、 特殊なシステムを使わなくてもできると今は言っております。ただ、果たしてできるか どうかは私も一抹の懸念はあります。ただ、運転手等を踏まえて協議の中では、絶対できるんやと言われるものですから、実証の段階ではそれを信じてまずやってみたい。余分な新たなシステムを使わなくてもできるものであれば、それに越したことはないと思いますので、それはそこを見守りたいなと。

やはり予約システムのほうが合理的であれば、当然、本格運用の際には取り入れるということも、またこれも試験せなと思いますが、そこも視野に、全く排除はしていませんが、現時点では、そういった運用を考えておるところでございます。

2点目の乗降、バスについてですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、戸口まではなかなか難しい。とはいえ、今のようなバス停というところじゃなくて、例えば美山地域においては、辻のある程度車が行けるところまでは行くと。それは運転手さんのことで、玄関口まで行けるようなことであれば、それを排除するものではないんですが、基本的には戸口へまで行きますよと保証するものじゃなくて、辻先、公道の辻まではなるべく行くようにしようということを今は社協とは詰めておるところであります。

他方で、高富につきましては、これは民家がたくさんあるものですから、辻先といってもすごいあって、乗っておる人にしてみれば、とまってとまってというのも、これまた逆なデメリットも出てきますので、基本は各単位の自治会ごとに、先ほど言いましたように、自治会の公民館までは行けるように目指そうかと。ただ、私のところへ来てもらっても必要ないよというようなところまでやくやく行く必要もないので、そこは各自治会と詰めながら、希望されるのかどうかを踏まえていきたいと。

そのために、先ほど言いましたジャンボタクシー、南部につきましてもジャンボタクシーで試験したいと思っていますので、今は行けないような自治会にも入り込めるのが1つ、それと、路線バスについては、基本的にはバックできないものですから、Uターンの場所やなんかが必要ですが、ジャンボタクシーで行けば、ある程度狭いところまで行けますので、最初は、試験運行としては自治会のところまで。それは、地元によっては自治会よりもここのほうが場所がいいんやというところもあって、一定の乗り入れ場所が確保できれば、そこを変更することはやぶさかではないですが、基本はそのように考えております。

また、3点目の議員御発言の周知、これは私どもも本当にそう思っております。そのために、一刻も早くやりたいのは実情でございますが、やっぱり周知期間と、それからそれまでに多様な意見を整理する期間が必要なので、できれば夏を目指したいんですが、秋ごろになるのやないかなということは思っております。ただ、ターミナルができるまでは、実際上、あと2年ぐらいですので、まずこれをベースにしてやってみて、もしそ

の次、再来年度のときにやるとしたら、もうこれは本格運行を目指した周知を兼ねた運行になっちゃうと思いますので、本当に実験的にデータをとるための実証実験としては、来年度が本格やと思っていますので、特にいろんな多様なところにお働きかけをするのがいいんですが、私は、基本的に思っていますのは、やっぱり加入率の高い自治会長さんのところには何度も足を運んだり、先ほど言いましたように、利用がないところは行きませんよとか、利用がなければほかのところを優先しますよということを十分御理解いただいた上で、たくさん利用啓発をしていただいて、利用率の向上を目指していきたいというふうに考えておりますので、議員のほうにおかれましても広く周知のほうを御協力いただければ幸いかと思います。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) それぞれの単位は自治会ということでしたので、これ、百三十幾 つある自治会という意味なのか、それとも9つぐらいになるか、そこらあたり、どの規模でやろうとされているかということを一遍聞きたいのと、それから、今、タクシー関係のところは、相乗りの実験を東京でもやっていますよね。名古屋でもやっていますし、それからスマホでの予約の仕組みだとか、どんどんそこらあたりは変わってきているんですね。営業所ごとに必ず出勤というのも遠隔でオーケーになっているとか、条件としてはかなり使い勝手がよくなってくるので、そういう点も全部含めて検討して、いろいろよりよい中身になるように検討していただきたいと思います。

自治会長と言われた点だけ、どの規模でやろうとされているか、お聞きします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) これ、市街地循環線は、基本的には公共施設ですとか、 病院とか診療所、店舗が集中している、先ほど言いましたように、高富地区と富岡地区 を主体にというふうに考えております。それで、それぞれの単位自治会になりますので、 高富ですと24だと思います。富岡が31か32。この五十五、六を基本として。

ただ、自治会が近接しておるところには、やくやくそこまで行くかどうかは別として、 最大限、56ぐらいになると思いますけれども、ここをマックスにしながら合理的な方法 を詰めていきたい。

先ほど言いましたように、借り上げで、実は距離路線で見積もり、岐阜バスの見積もりをとったんですが、距離路線になりますし、岐阜バスは運転手の確保、車両の確保が困難だということで、今回は地元のタクシーさんの協力を得てやろうと思っています。借り上げをやりますので、時間借り上げですので、私のところがどのようにやるか、し

かも利用料金をとりませんので、運輸局の指導やなんかも受けないものですから、基本 的には。よりよい方法を模索しながら、自治会の方々とも話し合いの機会を持って、よ り効果的な方法を半年間のうちには目指してまいるとともに、十分試験として使ってい ただけるような、啓発には善処してまいりたいと考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一徳君。質問をかえてください。
- ○8番(福井一徳君) ありがとうございました。

それでは、次、償還金、利子及び割引料、過年度の……。

[発言する者あり]

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ○8番(福井一徳君) 平成30年当初予算の概要、市長のリトアニア出張についてという ことで、資料4-2の15ページ、市長のリトアニア訪問の趣旨と今後の山県市にとって の意味、訪問中の日程及び随行者、どのような中身になるかについてお尋ねします。
- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

昨年6月、山県市ホストファミリーの会との交流を目的に、リトアニアのパクルオイス市から市長と市関係者、13歳から18歳の学生の方など、合計で27名の方が当市に訪問されました。その縁をきっかけといたしまして、昨年12月に設立されました岐阜リトアニア友好協会の顧問と理事に、それぞれ山県市長と山県市ホストファミリーの会の代表の方が就任されました。

友好協会では、岐阜とリトアニアとの友好交流促進に資する学術、観光、経済、留学生、文化等の交流、関係諸機関及び関係団体との連携、ネットワークの構築などを目的としております。その目的の一環としまして、来年度は山県市のほうから訪問する方向で現在検討しておりまして、旅費を予算化させていただいたものでございます。

どのような面で友好交流を図っていくのがよいかなど、具体的な目的や協議すべき内容につきましては、今後、友好協会との情報交換などを行いながら検討させていただく 予定をしております。

随行者につきましては、そういった調整のもと、具体的な目的を決めていく段階で関係課が決まってまいりますので、文化面での交流が主となる可能性は高いと考えており

ますが、現時点では未定であるため、総務課で予算化することとなったものでございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) ぜひ成果が上がるように市を挙げて頑張って行ってきていただき たいというふうに思います。

それでは、最後の質問ですが、平成30年度当初予算の概要で、地域経済牽引事業について。

先ほど同僚議員も質問をされていましたが、私、以前も議会で地場産業の育成という 点でお尋ねをしていますが、ことし、大幅な予算をつけて進めるという話でしたので、 医療分野への応用も含めた研究等々について、どんなところまで進んでいるかというよ うなことについて、この事業計画の具体的な段取りをお聞きしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 柴田理事兼地方創生監。
- ○理事兼地方創生監(柴田雅洋君) 御質問にお答えをします。

まず、地域経済牽引事業計画、来年度の計画については、先ほど加藤議員のときに御御説明したとおりでございます。

その中で、医療関係分野の応用についてなんですが、実は、今現在、中部経済産業局、 経済産業省の中部の部署の地域経済部、次世代産業部のヘルスケア産業室、いわゆる医 療関係の産業をやっているところと岐阜県の新産業・エネルギー振興課、ここと連携し て、山県市の水栓バルブ業界に対して医療機器産業等の育成事業、これが先ほど言った ように国と県のほうで来年度手を挙げようとしているんですけれども、これがうまく予 算化したら連携していきましょうという方向で今調整を始めています。

その際なんですけれども、やはり水栓バルブ業界の方とうまくマッチングするというところでは、ことしの1月に立ち上げた山県市水栓バルブ産業意見交換会、こういうプラットフォームの場でうまくマッチングできたらと考えております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) ぜひ地場産業の育成に力を注いでいただいて、新しい事業と雇用が生まれていくと、そのことが今後の少子化対策の一因にもなるように頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長(武藤孝成君) 福井一徳君の質疑が終わります。 以上をもちまして、発言通告による質疑は終わりました。 ほかに、質疑はありませんか。

石神 真君。

○12番(石神 真君) 前もって発言通告はしておりませんが、2点ほど気になったことがございますので、所管課長にお尋ねをいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

資料ナンバー4-2、ページ18、民生費で66万円、新規事業だと思いますが、買い物 弱者対策支援事業補助金ということで、弱者対策支援事業というのはどういうもので、 また、どの地域をあらわすのかと、また、上限40万円、2業者、これは何に使う金額を 計上してあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 桐山福祉課長。
- ○福祉課長(桐山藤夫君) 御質問にお答えいたします。

買い物弱者支援のどの地域をということでございますが、現在、美山地域において2 業者さんのほうで買い物支援ということで、移動販売のほうを行っておられますが、こ の美山地域を行ってみえる2業者さんへの支援ということで考えてございます。

内容につきましては、移動販売に係る車のガソリン代とか修理費、そうしたものを予 定しておりまして、1者当たり40万円を上限と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 大体どこら辺というのは納得できましたので、了解させていた だきます。

じゃ、続いてもう一問、先ほど寺町議員も質問された中で、1つ明確にしたいところがありますのでお願いいたします。

資料ナンバー4-2の18、子供貧困対策実態調査業務委託料の中で、山県市としては、 貧困というのはどのラインをもって貧困といって、この調査を行うのか、お尋ねをいた します。

- ○議長(武藤孝成君) 桐山福祉課長。
- ○福祉課長(桐山藤夫君) 御質問にお答えします。

どのところから貧困ということでございますが、山県市において貧困線というところでどこからという部分については規定しておりませんし、国においてもある程度の基準は持っておりますが、どこからが貧困線ということは明確に基準としておりませんので、国民生活基礎調査による貧困線というところを申し上げますと、等価可処分所得、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額としており

ますので、いわゆる所得のある人のを順番に並べまして、真ん中の所得、その真ん中の 所得のさらに下の真ん中、全体が1,000万円で、真ん中が500万円、その半分が250万円と いうことで、その250万円以下が貧困線というふうに捉えられるかと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 以上で、石神君の質疑を終わります。

ほかに、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定についてまでの36議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 議第39号及び日程第3 議第40号

○議長(武藤孝成君) 日程第2、議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上の2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) それでは、ただいま追加上程されました2案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、条例案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー10の1ページの議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年8月の人事院の給与改定に関する勧告等に基づいた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、37歳以下の職員について、国に準じて平成27年1月1日に抑制された昇級を回復する措置を講ずるため、平成29年第4回定例会において議決していただいた山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則に3項を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー11をお願いいたします。

議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

東深瀬地内の第64工区支線管渠工事の推進法による下水道管布設工事中に用排水路管の基礎柱に掘削の先端が当たり、掘削できなくなったことから、施工工法の検討及び用

排水路管の管理者であります県との協議が必要となり、年度内完了が困難となることから、繰越明許を設定するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を 賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

日程第4 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第4、質疑。

これより、議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について及び議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予 算(第3号)の2議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

○議長(武藤孝成君) 日程第5、委員会付託。

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第40号 平成29 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)までの38議案は、会議規則第37 条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(武藤孝成君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

3月7日は総務産業建設委員会、8日は厚生文教委員会が、それぞれ10時より第2委員会室で開催されます。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時45分散会

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 3月13日(火曜日)

○議事日程 第3号 平成30年3月13日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺	町	祥	江	君	2番	加	藤	裕	章	君
3番	古	JII	雅	_	君	4番	加	藤	義	信	君
5番	郷		明	夫	君	6番	操		知	子	君
7番	村	瀬	誠	三	君	8番	福	井	_	德	君
9番	Щ	崎		通	君	10番	吉	田	茂	広	君
11番	上	野	欣	也	君	12番	石	神		真	君
13番	武	藤	孝	成	君	14番	藤	根	圓	六	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市	長	林		宏	優	君	副市	ī 長	宇	野	邦	朗	君
教育	長	伊	藤	正	夫	君	理 事総務詞		渡	邊	佳	宏	君
理 事 地方創生	兼生監	柴	田	雅	洋	君	企画 課	財政 長	久傷	民田	裕	司	君
税務課	長	石	神		彰	君	市民理課	環境 長	奥	田	英	彦	君
健康介 課	·護 長	藤	田	弘	子	君	産業調	課長	Щ	田	和	哉	君
建設課	長	長	野		裕	君	水道詞	課長	浅	野	晃	秀	君
まちづく 企業支援		長	野	健	_	君	会計管	理者	大	西	英	樹	君
消防	長	藤	根		好	君	学校教 課	教育 長	鬼	頭	<u> </u>	城	君

生涯学習 梅田義孝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹村勇司 書 記 棚橋輝英

書 記 鷲 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(武藤孝成君) 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○12番(石神 真君) それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問、2問ありますが、2問とも今まで質問した中の確認のようなものでございますが、よろしくお願いいたします。

最初に、美山支所等の整備計画はということで、昨年、第2回定例会で、北部地域活性化拠点について質問をさせていただきました。

そこで、美山支所、山村開発センターの維持費が莫大になることから、平成31年度を めどとし、公共施設等管理計画を推進する第一歩であると御答弁をいただきました。新 聞にもでかでかと出て、北部地域を活性化するんだという山県市の姿勢がよく見えた記 事もありました。

その後、山県市有線テレビ事業のお話がありまして、平成35年度完成に向けて事業を 進めたいというお話がその後出てきまして、現在、職員は支所等の整備に向けて継続さ れるのか、それとも、または特別チームを設置して進めるのかということで、理事兼総 務課長にお伺いをしたいのですが、やはり、迅速にスピードよく話を進めていただきま したが、その有線テレビのことがありまして、おくれている理由、そういうものについ て再度確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、御質問にお答えします。

美山支所等の再整備につきましては、昨年6月、美山支所等再整備に関する意見交換会を開催し、美山北部地域の自治会連合会長や利害関係者と、施設の建てかえを含めた 再整備の方針に関する意見交換を行いました。

施設の建てかえにつきましては、出席者から特に異論はなく、おおむね了承いただきましたので、山積する課題の検証や解決策の検討を行い、具体的な整備方針の作成を進

めてまいりました。

課題を検証し、整理していく段階で、新たに有線テレビのサブセンターや防災無線装置、水道監視装置など、支所の解体前に移設が必要な施設が複数あることが判明し、当初想定していなかった課題への対応が必要となりました。特に、有線テレビのサブセンター移設につきましては、CCNによる有線テレビ施設の光ファイバー化を進める中で、3年程度で不要となる同軸ケーブルの設備を、多額の費用をかけて新設することは現実的ではないことから、再整備の方針への影響を考慮しながら検討を進めてまいりました。

このような設備に関するさまざまな課題の検証や解決策を検討した上で、昨年8月に 第2回意見交換会を開催しまして、複数の具体的な整備案を提示させていただきました。 その提示内容や意見交換会の結果につきましては、昨年8月の議員協議会で御報告させ ていただいているところでございますが、出席者からは、北部地域の行政の拠点にふさ わしい施設となるよう、建てかえ後の景観を含めた総合的な判断が必要であり、早期の 再整備は不要で、現在の支所の跡地に建てかえることを希望するとの御意見でございま した。

市としましては、この意見交換会での総意を尊重しまして、改めて整備方針について 検討を重ねました結果、平成31年度をめどとした再整備計画を見直し、有線テレビ施設 の光ファイバー化整備後の平成34年度着工を目指してまいりたいと考えております。

現時点での今後の具体的なスケジュールとしましては、平成30年度に支所機能や併設する多団体の事務室に係る必要面積などの精査、その他必要な機能について、美山北部地域自治会連合会や利害関係者の方からの御意見をお伺いしながら検討を行い、平成31年度に基本構想の作成、平成32年度に基本設計、平成33年度に実施設計を行い、平成34年度の工事着工を目標に進めてまいりたいと考えております。

なお、職員体制につきましては、特別のチームの設置までは考えてございませんが、 事業の遂行に遅滞がないよう着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 詳しく説明をいただきました。特別なチームはつくらないけれ ども、着実に進めていくということで、期待をしております。

今の答弁で私が思ったことが、今の現時点の建物のところを建てかえるということと、 あとは、地元、北部地域に合った建物にしていくという話でございます。大体、前もお 伺いしたときには、美山地域だから、美山の木を使った立派なものをつくりたいという 御意見でございましたが、この今の説明の中で、基本構想、それから基本設計、こうい うものに向けて、大体どこら辺までの建物を考えてみられるのか、それとも、昨年質問したときに、洞戸の支所、あれを見本としていただきたいとお尋ねをしましたが、やっぱり山県市もそのようなものでつくっていきたいということで考えて、やっぱり大手企業でなく地元の建築さん関係を利用していただくようお願いしたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 再質問にお答えします。

まず、どこまでの規模を検討しているのかということですけれども、それにつきましては、来年度、関係者の皆様とお話をしていく中で、必要な機能を、どういうものが施設に必要なのかということを詳しく検討してまいりたいと思いますので、1年かけて、そういったところをしっかり詰めて、それを踏まえて規模を考えていきたいと思っております。

あと、洞戸の支所ですが、私も少し拝見をさせていただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、その施設に必要な機能がどういった機能であるのかというところがまだしっかり検討できていないというところでもございますので、来年度いっぱいかけて、そういったところを詰めてまいりたいと思います。

あと、地元の物資というか、木材等を活用したということにつきましても、必要な機能が決まって、施設の規模がある程度見えてきた段階で、そういったものをどういうふうに活用できるのかというのを、また、そこについても検討させていただきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) まだ、何事もこれからだということでございますので、なぜ地元の建築屋さんというか、いつもは大体、設計会社に何か、何でもかんでもお願いするという形でございますが、やはり地元の企業さんのイメージというものを大事にしていただきたいということで、今、お願いしただけでございますので、粛々と進めていただいて、できれば前倒しできるところは早目に前倒しして進めていただければ幸いかと思いますので、よろしくお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、地方創生推進交付金についてということでお伺いをいたしますが、これ も、平成29年12月の第4回定例会で、一般質問で、30年度の予算についてのお尋ねをし ました。そのときには、有意な補助金や交付金を利用して、しっかりと見据えて、30年 度に向けて予算をつけていきたいという話でございました。 そこで、今回は、その交付金についてですが、その2段といったらおかしいですが、その次の続きのような質問でございますが、国が平成30年度の予算案を12月22日に閣議決定をいたしまして、そこで引き続き地方創生推進交付金も確保されたと、この今国会で議決されればそれが通るということでございますが、この地方の自主的かつ先駆的な取り組みを支援するこの交付金を山県市のためにどのように活用していかれるのか、どのような予算づけをされたのか、また、そこで、本市の目玉はまだあるのかということで、お尋ねを企画財政課長にお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 御質問にお答えいたします。

自主財源力の低い本市におきまして、国や県の補助金等を有効に活用していくことは避けられない要素でございます。中でも、議員御発言のように、地方の自主的、主体的な取り組みを支援することとされております地方創生交付金につきましては、これまでも最大限に活用してきてはおりますが、今後も活用していく必要があるものと考えております。

そもそも、この地方創生関連の交付金が創設された、これ、平成26年度補正ですが、 実質的には、27年度当初というのは全額国費でありました。そのため、当初は移住、定 住、合計特殊出生率の向上等を目指し、新しい施策へのチャレンジとその検証も兼ねて、 さまざまな取り組みをしてまいりました。

しかし、現在は、特別交付税措置等を除けば、基本的な交付金は2分の1の補助となっており、本市においては、具体的な成果を上げるという面で、より慎重な取り組みが必要になってきているとも言えるわけでございます。

こうした中で、平成30年度においては、この地方創生交付金を活用しようとしている ものとしましては、今のところ、田舎暮らし推奨加速化事業と、水栓バルブ製造関連産 業成長ものづくり事業であり、これらはいずれも本年度着手済みの継続事業となるもの でございます。

前者の田舎暮らし推奨加速化事業につきましては、名古屋市に近い田舎暮らしを推奨 すべく、本市のさまざまな魅力をシティープロモーションにより発信していくとともに、 さまざまな団体と連携し、空き家の利活用を促進したり、観光振興を推進していこうと するものでございまして、平成30年度当初予算原案には2,300万円計上させていただいて いるものでございます。

他方、後者の水栓バルブ製造関連産業成長ものづくり事業につきましては、市内企業 等が人材確保に苦労されている中で、人材定着推進を目指した合同就職説明会や、高校 でのデュアルシステムの受け入れ支援、そして、労働生産性、効率性の向上を目指した 経営改善ですとか、IoT等の先進設備への投資や新製品開発などの支援のほか、魅力 的な職場を認知していただくためのプロモーションビデオ作成など、平成30年度当初予 算原案には4,100万円を計上させているものでございます。

次に、目玉はあるのかとのお尋ねがございましたが、あえて目玉と申し上げるとすれば、私はこの水栓バルブ製造関連産業成長ものづくり事業ではないかと考えております。 そもそも本市における地方創生の目的は、移住・定住人口の増加による人口減少の抑止または維持、そして、市民の分配所得の向上という2つの視点であると考えております。

前者の移住・定住者の増加を目指す上では、中長期的な視点により、さまざまな段階を経た施策が有効であると言われており、最近では、長期的な定住人口でなく、短期的な交流人口でもない、地域や地域住民と多様に関わる関係人口という言葉も注目されてきておりますが、御案内のように、こうしたことに関しましては本市も少なからず取り組んできているところでございます。

他方で、市民の分配所得の向上を目指す上では、これまでも旧農耕法ですとか現在の農村産業法と連動した市企業誘致条例に基づく事業所設置奨励金や雇用促進奨励金のほか、市企業立地促進条例に基づく工場等設置奨励金や雇用促進奨励金の制度がございましたが、今般のような労働生産性、効率性の向上を目指した先進設備投資ですとか、新製品開発などへの支援を地方創生というカテゴリーで取り組むということは本市では初めてのことであり、リーディングケースともなり得るからでございます。

昨年12月、内閣官房、内閣府、経済産業省によりまして、地域経済分析システム、RESASを活用した政策立案ワークショップが本市で、本市をテーマとして開催されたところでございます。ここでは、市内企業の労働生産性を高めるとともに、魅力ある職場づくりを促進し、現在の子育て環境の充実度とあわせて、それらを市内外へ効果的に発信することにより、移住・定住が促進するのではないかといった方向性が見出されてもおります。これは、そうしたことを踏まえての施策でもございます。

今後におきましても、子育て支援、結婚、出産支援、企業の労働生産性向上、魅力ある職場づくり、移住支援、効果的な魅力発信による認知度向上などのそれぞれの要素の掛け算と、それらの好循環を目指し、こうした地方創生の活用を図ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) それでは、再質問のほうをさせていただきますが、今、課長の ほうから地方創生交付金を利用した継続事業、それと労働生産性、効率性の向上を目指

した先進設備投資や新製品開発などへの支援が、地方創生の取り組みで本市では初めて のことであると言われました。

今回の目玉的なものというのも、これが確実に取り組んでいただく中でのかと思っておりますが、そこで、今年度、地方創生交付金を生かしたこの取り組みも、私なりに説明をいただきまして理解するものでございますが、また、これ以外にも、まだ本市において今後有利に活用できる交付金やとか補助金、また、事業債についても同じ交付金ですので、お伺いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田企画財政課長。
- ○企画財政課長(久保田裕司君) 再質問にお答えをいたします。

先ほども発言いたしましたが、自主財源力の低い本市において、国や県の補助金等の有効活用ということは、さまざまな施策を推進していく上で、極めて重要な要素の1つだと認識をいたしております。

そのため、福祉、教育などの個別、特定目的の補助金をしたたかに確保していくということは無論のことでございますが、地方創生交付金や社会資本総合整備交付金のような地方の自主的、主体的な取り組みが支援される制度については特に研究をして、確保していくことが重要だと考えております。

そうした面からは、後年度の償還額の一定分が普通交付税に参入されるという、有利 な地方債の活用という視点も重要だと考えております。具体的には、公共施設等の整備 や長寿命化のための公共施設等適正管理推進事業債、市町村合併の特典でもあります合 併特例債、災害対策の緊急防災・減災事業債のほか、過疎地域を対象とした過疎債や、 辺地地域を対象とした辺地債などがございます。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、事業費の90%が起債でき、償還額の半分程度が普通交付税に措置されますし、合併特例債につきましては、事業費の95%が起債でき、償還額の70%が普通交付税に措置されます。緊急防災・減災事業債、過疎債、辺地債につきましては、これらは事業費全額を起債することができ、緊急防災・減災事業債と過疎債は償還額の70%、辺地債は80%が普通交付税に措置されるという大変有利なものでございます。

ただし、合併特例債につきましては、御案内のように個別自治体ごとにその発行限度額がございますし、辺地債と過疎債につきましては、毎年、国と県によって市町村ごとに発行枠が配分されるという制度がございます。そのため、合併特例債につきましては、より効果的な発行を、そして、過疎債と辺地債につきましては、必要な発行枠の確保に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、本市はかつて県内唯一の起債許可団体となった経緯がございます。現在はこれを脱し、今後の市債残高は本市の最小値を更新していく予定ではありますが、依然、県内の他の自治体と比較すれば、人口当たりの市債の残高は多い状態にはございます。そうした面からも、起債の発行に当たりましては、中長期的な視点のもとに、適切な財政運営に努めながら発行してまいりたいと考えております。

それと、これらの有利な地方債につきましては、それぞれに発行できる年度が、時限立法的なところがありまして、限られております。そこで、そうした時機を逸することのないよう、限られた発行期間の中で、有効な、適切な有効活用を目指してまいりたいとも考えております。

また、先ほど水栓バルブのことを言いましたが、これはリーディングケースで、他の 産業もこれに引きずられて、地域経済が発展していくことを期するものでございます。

今後、冒頭の地方創生推進交付金を初め、こうした有利な制度を最大限に活用して、 適切な財政運営のもとで、地方創生の目的であります移住・定住人口の維持、増加、市 民所得の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) いろいろと有利なものも御説明いただきました。

そこの中で、再々質問は今回いたしませんけれども、自主財源の低い本市において、 今後、一生懸命有利なものを使って市政運営をしていくんだというお話でありますので、 本市が少しでもよくなるよう努力していただいて、今回、私の質問を終わらせていただ きます。御清聴ありがとうございました。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で石神 真君の一般質問を終わります。 通告順位2番 操 知子君。
- ○6番(操 知子君) 議長の許可をいただきましたので、今議会において2件、一般質問を行います。

質問番号1番は、高齢者と障がい者を取り巻く現状として、健康介護課長へお尋ねします。

総務省国勢調査によると、山県市の世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加を受けて増加傾向にあり、一方で、3世代世帯は2015年には1,211世帯と減少傾向が続き、世帯数人員も1985年からの30年間で1.02人減少しており、世帯の小規模化が進んでおります。

中でも高齢者世帯においては、1985年から2015年の30年間で高齢夫婦のみ世帯は5.5 倍、高齢単身世帯は4.9倍に増加しており、高齢化率は県の平均値以上を推移し続け、2015 年には32%となっております。

また、岐阜県によると、山県市における障がいのある人の状況は、身体障害者手帳所持者数は2015年に減少しているものの、精神障害・療養手帳所持者は微増しており、2015年時点で1,663人が何らかの障がいによって手帳を所持しております。要支援、要介護者の数としては、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も年々増加しており、認定率も2007年度の12%から、2015年度末では13.8%と増加しております。

そこで、4点、お尋ねします。

1点目は、要介護者、障がい者における捜索を含む出動と徘徊の防止策、早期での救助策、また、課題について。

2点目は、要介護者、障がい者における地域、自治体とのかかわりと課題について。

3点目は、高齢者における孤独死の現状と相談体制、相談実績、また、早期の対策に 関する課題について。

4点目は、健康寿命における生きがいづくりの現状と変化、活躍の推進、また、課題 について。

以上、4点について、健康介護課長へ所見を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、高齢者人口の増加により要介護認定者数は年々増加しております。認知症を発症されての相談や、認知症による介護認定も増加しております。要介護者とは、認知症を発症しておられる方のこととして答弁申し上げます。

1点目の要介護者、障がい者の捜索を含む出動と徘徊防止策、早期救助策、課題につきましては、平成28年度の山県警察署の行方不明者の届け出23名中、認知症に該当する方が4名、平成29年度2月末までの行方不明者の届け出23名中、認知症に該当する方が2名とお聞きしております。

そのほかに、山県警察署での保護者数は毎年50人を超え、平成28年度、認知症の疑いがあると判断された方が15名、障がい者が2名、今年度は2月末までで、認知症の疑いがあると判断された方が9名、障がい者が1名ということでございます。また、届け出のない徘徊による行方不明者の実態につきましては、把握できておりません。

認知症高齢者の徘徊の防止、早期救助策として考えられるのは、認知症について家族や地域の方が理解し、情報を隠すのではなく、共有できる地域をつくり上げていくことが一番であると考えております。

今回の第7期高齢者福祉計画の基本目標3にも、認知症施策を総合的に推進していく

ことを掲げておりますが、課題としては、御本人も家族も認知症と気づいていないこと、 認知症とわかっていても、なかなか24時間見守っていられないことであると思います。

障がい者が行方不明になる背景といたしましては、本人の状態や家族環境などが大きくかかわり、一人一人の状況が異なっています。その防止策や救助策といたしましては、過去に御家族の方にGPS機能つきの携帯電話の所持をお願いした事例がございます。行方不明者や保護につきましては、山県警察署へ届け出され、対応をされておりますが、障がいの状況は把握されておりませんから、山県警察署の担当者と市担当者の関係を今後密にして、連携を図りながら対処していくことが必要だと考えております。

2点目の要介護者、障がい者の地域や自治体とのかかわりと課題につきましては、介護認定を受けられた高齢者や障がいのある方々は、それぞれに関係のある相談員を通じて、福祉サービスの提供を受けておられます。みずから、または家族からの声が届く場合は、こうしたサービスを受けたり、かかわり合いを持つことができますが、その声が届かない人たちが抱える問題は、地域の方々、民生委員さん、保健師などと連携し、情報を共有することにより問題を発見し、解決していくことが必要と考えます。

3点目の高齢者の孤独死の現状と相談体制、相談実績、早期対策に関する課題につきましては、高齢者の孤独死の現状については把握できておりません。理由は独居であるということでしょうが、今年度から委託になりました地域包括支援センターが窓口となり、高齢者の相談全般を受け付けております。来所だけでなく、電話や自宅への訪問などで、4月からの10カ月間で受けた相談は2,519件となりました。その中には独居の方の相談も多くあります。

地域の方々、民生委員さん、保健師などから心配や問題を抱えた高齢者の情報は地域 包括支援センターに届けられ、各職種を超えた連携で速やかに解決できるよう情報を共 有していく仕組みの構築が必要と考えます。

4点目の健康寿命における生きがいづくりの現状と活躍推進と課題につきましては、現在、本市においては、健康で自立して暮らせる期間である健康寿命が平均寿命に比べて約12歳低くなっております。健康寿命の延伸のために、疾病予防と健康増進、介護予防を推進するほか、高齢者の皆様が生きがいを持ち、元気に生活できるために仕事にかかわったり、趣味の教室に通われたり、活躍できる場所をいつまでも持っておられることだと思います。

本市における生きがいづくりの現状につきましては、美化活動や見守りボランティア活動、グラウンドゴルフやゲートボールといったスポーツと、幅広く活躍されている老人クラブや、定年を迎えた後も働くことを通じて地域社会の活性化に貢献されている山

県シルバー人材センターは代表的な生きがいづくりの場であると認識しておりますが、 会員数や加入率が横ばいの、または減少しているというのが現状でございます。

市民の生活実態や変化、活躍推進と課題につきましては、近年、地域によって差はありますが、住民同士のつながりが弱くなってきていたり、御近所づき合いがなくなってきたりしており、地域住民が集まる行事や集いの場に気軽に参加できる環境づくりが課題と捉えています。

先ほども申しました第7期高齢者福祉計画の基本目標1に、高齢者が活躍できる場の 充実を掲げておりますので、この実現に向けて努力してまいりたいと考えております。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○6番(操 知子君) 再質問へ入ります。

1点目において、岐阜県警ではみまもりCUBE、社会福祉協議会では見守りセンサーとあります。認知症の早期発見とともに、対象者個人における設置助成による推進を、また、地域や市内における対策も推進していただきたいと思いますが、見解を求めます。

3点目において、介護者、要介護者、周囲の協力機関、それぞれの立場からの情報を 共有し、より温かい包括支援の構築を推進していただきたく存じます。

4点目において、シルバー人材センター、老人クラブは健康や収入を含める職として の機会となりますが、会員数や加入率が横ばい、または減少している理由に関する見解 を求めます。

以上、1点目、4点目における2点について、健康介護課長へお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 再質問にお答えします。

議員御発言の岐阜県警が始めましたみまもりCUBEサービスは、部屋の出入り口に 取りつけ、ドアを開けると家族の携帯へお知らせが入るもので、そのほかに、感知に合 わせて事前登録しておいた家族の声やブザーで本人に知らせる機能もあります。

昨年8月から平成31年3月末までの期間サービスで、20機あるそうですが、3カ月間のモニター期間は個人負担がかからず、その後は事業者との月9,000円の個人契約となります。利用実績は、モニター期間利用が7件、その後の継続利用は1件であるとお聞きしております。

市社会福祉協議会では、今年度より見守りセンターいまイルモのサービスを開始されております。内容は、ひとり暮らしの高齢者が安心・安全に生活できているか、離れて暮らす家族に常時情報を携帯で確認できるサービスです。自己負担月2,000円で、維持費

や鍵の預かりサービス、駆けつけ料を含むものだとお聞きしております。

また、介護保険制度では、外出やベッドから降りたときなど、お年寄りの動きを素早く感知し、御家族にお知らせするセンサーのレンタルもあり、利用者負担は1割から2割の月500円からでございます。

そのほか、緊急通報システムや配食サービスでの見守りも行っており、こういったサービスのあることを周知し、また、GPS探知機などの民間サービスについても、必要とあらばお知らせをしております。

高齢者の増加、介護認定率の増加に伴い、介護給付費の増加は避けられないもので、 今般の条例改正でも介護保険料の値上げをお願いいたしております。したがいまして、 現在のところ、これ以上、公費での機器の提供については考えておりません。

次の会員数や加入率の横ばい、または減少につきましては、本市の前期高齢者の方々の就業率が県内でも高い位置にあり、まだまだ現役でおられる方々が大勢おみえになるものと考えられます。したがって、老人クラブやシルバー人材センターに加入をされないのではないかと思います。

そのように現役で働いておられる方は、生きがいや健康に関して大変よいことと思いますが、仕事をやめられた後についても、そのまま地域の中でだんだんと孤立することがないよう、老人クラブやシルバー人材センターでの活躍を期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○6番(操 知子君) 続いて、2つ目の質問に移ります。

質問番号2番は、経済成長への現状として質問事項を提出しておりますが、今回は予定しておりました4点、伊自良地域における農業振興、美山地域におけるジビエ産業、山県市におけるインバウンド観光、中京圏における山県市の経済成長、連携中枢都市岐阜市における山県市の経済成長のうち、3から5点目を削除といたしまして、1点目と2点目のみ抽出して御質問します。

それでは、質問へ入ります。

1点目は、気候風土と伝統を生かした地域産業として、伊自良地域における農業振興についてお尋ねします。

インターを初め近隣自治体からも比較的アクセスが良好である伊自良地域は、農産物 直売所であるてんこもりと、農業かんがい湖である伊自良湖を始点、終点として、特に 観光と連携した農業振興が図られております。また、伊自良地域では農業を活用した集 落ぐるみでのまちおこしや、福祉施設による農業分野の活動があり、障がい者の自立支 援や高齢者の活躍推進と、農福連携による産業構造も少なからず形成されております。

そこで、伊自良地域の農業振興における底上げとして、企業誘致に関する展望と課題 について見解を求めます。

2点目は、課題を生かした産業の展望と方策として、美山地域におけるジビエ産業についてお尋ねします。

平成28年度における市内総捕獲数のうち、イノシシ133頭、鹿345頭、猿28頭、平成29年度においては、イノシシ185頭、鹿449頭、猿40頭、このうち美山地域における鹿の占める割合は、平成28年度67.8%の234頭、平成29年度63.02%の283頭であります。

ジビエに関しては、消費者にとっての高めの値段設定、味覚に関する先入観がまず第 一の課題となりますが、有害鳥獣被害における現状、見過ごせない課題でもあります。

そこで、課題を生かした産業の1つとして、捕獲、処理、加工などの人材育成を含めた山県市における展望と課題について、見解を求めます。

以上、2点について、産業課長へ御質問します。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えします。

1点目の伊自良地域の農業振興における底上げとして、企業誘致に関する展望と課題についてお答えします。

現在、伊自良地域には、6次産業化に取り組み、1.5~クタールの農地でにんにく栽培を行い、黒にんにくとして加工販売を行っている伊自良地域の建設会社、0.2~クタールの農地を体験型イチゴ農園として開園した市内の肥料製造販売会社、0.8~クタールの農地に11棟のハウスを建て、菌床生しいたけの生産、販売を行っている岐阜市のエネルギー供給会社の3企業が農外参入いたしております。

今後の展望といたしましては、農業の担い手不足を解消するために、現在、農業に参入している3企業の圃場拡大と集積を進めるとともに、新たに農業参入を目指している企業から御相談があれば、農地の確保などの支援を行っていきたいと考えております。

課題といたしましては、生産量増加のための農地及び人材の確保、商品の販路拡大などであると考えております。

2点目の人材育成を含めた、本市におけるジビエ産業の展望と課題でございますが、 捕獲したイノシシや鹿を有効活用することは重要なことかもしれませんが、議員御発言 のとおり、価格、味覚に関する先入観、需要の低さなどに加え、安定した量と味の確保、 消費先の確保、衛生上の問題など、多くの課題をクリアしなければならないため、本市 においてはジビエ産業としては大きな広がりがございません。 市内には、ジビエ料理を提供する飲食店や農産物直売所で販売している事業者もありますので、必要に応じて、本市で可能な支援を行っていきたいとは考えておりますが、 現時点で、市が積極的にジビエの人材育成を行うというようなことは考えておりません。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○6番(操 知子君) 再質問へ入ります。

まずは1点目、今後の展望として、既存の農外参入企業への圃場拡大と集積を進める こと、新規の農業参入企業への農地確保の支援を行うとの御答弁をいただきました。

ところで、先ほどの質問の際にも触れましたが、再質問は、農福連携に関する誘致についてお尋ねします。

山県市における農地面積は減少しているものの、面積割合は6%と、84%の森林に続いて第2位の面積を誇ります。現在、農業が抱える課題である担い手不足、耕作放棄地問題の解消のほかに、農業には山県市の観光産業としての役割も担っております。一方、障がい者側としては、雇用の増加、農作業を通じての心の安定が期待されます。

御答弁にもございましたとおり、課題はあります。幾つか挙げますと、先ほどの御答弁にございました販売先の確保のほかに、農福連携マルシェや成功事例に関する講演会、障がい者就労支援施設にノウハウを伝える勉強会、就労支援施設と農業者とをつなぐ場となりますが、しかしながら、平成30年度予算の市長のキャッチフレーズには、「みんなの活躍、安心を目指す積極型予算」とあります。生産、加工の後の販売に関しては、グループ会社を通じて県外へ販売することも少なからず可能です。

そこで、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域づくりとして、ぜひとも農福連携の地域づくり協定を目指していただきたいと思いますが、所見を求めます。 続いて、2点目、山県市におけるジビエ産業は、有害鳥獣における被害への課題解消のために必要であると考える施策です。

まずは、平成26年作成、27年度から29年度までの3カ年における山県市鳥獣被害防止 計画に関してお尋ねしますが、被害の軽減目標、捕獲計画数に関する現状の課題、また、 所見を求めます。

次に、処分状況に関してお尋ねしますが、平成27年10月作成の農林水産省の資料、捕獲した鳥獣の食肉利活用についてによると、全国における捕獲鳥獣の処分状況は、現場などでの埋設処理が約8割、ごみ焼却場などでの焼却処理が約5割、食肉利用が約1割となっており、処理加工施設の整備状況は、平成20年12月の42カ所から、平成27年6月には172カ所と増加、地域資源としての活用している事例は、平成27年6月時点で172施

設、また、岐阜県においては、ジビエ倍増利用モデル整備地区として、岐阜県西濃ブランチが、先日9日、農林水産省より発表されました。処分は、埋設場所の確保、市外の 焼却施設までの運搬の負担やコストのほか、冷蔵庫の在庫調整も課題となります。

そこで、山県市内における処分状況の現状と課題、また、所見を再度求めます。 以上、2点について、産業課長へ再質問します。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 再質問にお答えします。

1点目の農福連携の推進につきましては、本市内において、既に2つの障がい者支援施設で障がい者を雇用し、農業を実施しておみえでございます。このような施設が近くにたくさんあれば、障がいのある方が働きやすい環境ができるということであると思いますが、この誘致という意味合いでは、市のほうがそういった事業者を積極的に誘致していくということは、今のところは考えておりません。ただ、平成30年度から四国山香りの森公園で指定管理者となるドルフィン株式会社においては、施設の管理運営方針として農福連携を提案されて、香り会館が農福連携の中枢施設となることを目指してみえますので、できる範囲で、ここが中心の施設になっていけるように支援をしてまいりたいと考えております。

2点目の、平成27年度から29年度までの山県市鳥獣被害防止計画における軽減目標でございますが、イノシシや鹿などの被害面積を3年間で6.4~クタール減少させる、被害金額を32万9,000円減少させるという目標になっております。捕獲計画数につきましては、イノシシと鹿が毎年400頭、猿が100頭、カラスが600羽、その他の小動物が130頭となっております。

現状の課題につきましては、猟友会員の高齢化や技術の伝承、これといった有効な対策がないと言われる猿の駆除対策でございます。

3点目の、処分状況の現状でございますが、原則、捕獲場所で確認を行い、その場所での穴埋め処理としておりますが、捕獲物を捕獲者において適正な方法で処分すること、これは食肉として利用することも可としております。

課題といたしましては、捕獲場所の地形などにより埋却が困難なことであったり、穴掘りに労力がかかり過ぎるというようなことが考えられます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○6番(操 知子君) 再々質問へ入ります。

2点目に関してお尋ねしますが、これまでも幾度か発言をしております山県市におけ

る農地の現状、平成27年国勢調査における山県市の総人口は2万7,114人、世帯数は9,640世帯、平成30年3月1日時点では人口2万7,588人、世帯数1万815世帯、対する農地は面積割合約6%、農林業センサスによりますと、農家数は総農家数1,225戸のうち、自給的農家数795戸、販売農家数430戸、山県市の農業は現在、高齢化による担い手不足、耕作放棄地が課題となっており、今後はますます懸念される課題であります。

そこで、先ほどの御答弁にございましたうちの山県市鳥獣被害防止計画における現状の課題に関してお尋ねしますが、御答弁にございました猟友会員の高齢化や技術の伝承に関しての課題に対する施策としての今後の方向性についての所見を求めます。

以上、1点について、産業課長へ再々質問として、私からの一般質問を終了します。 ○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 再々質問にお答えします。

まず、担い手といいますか猟友会員の高齢化につきましては、これは現在みえる方が 高齢化していくことについては、全く対応としては何ともならないんですが、今、猟友 会のほうが五、六年前に比べまして、新しい猟友会員の方が何人かふえまして、なおか つ猟友会の全体の数も、ここ五、六年で20人近くふえております。その中にかなり若い 方も入ってきてみえますので、そういったところで、そういった方に新しい、新しいと いうか、今やってみえる、なれた猟師の方の技術を伝承できるように、できるだけ猟友 会のほうでも講習会等を開いていただいておりますので、そういった中で技術伝承等も 進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(武藤孝成君) 以上で操 知子君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分より再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順位3番郷明夫君。

○5番(郷 明夫君) 議長の許可を得ましたので、発言通告に基づき、市道の幹線道路 網計画の策定について質問をいたします。

山県市の将来に向けて、持続的な発展、産業の振興、人口の定住、安心・安全で便利な生活を確保し支えるものは、社会基盤の整備であると考えます。

中でも道路整備は、最も基本的な重要な社会基盤であると私は考えております。市内には、国道で256、418号、2路線、道路延長32キロがあり、県道では主要地方道関本巣、岐阜美山、一般県道で神崎高富、伊自良高富、伊自良本巣、柿野谷合、美山洞戸線の合わせて7路線、道路延長88キロがございます。

しかしながら、これらの国県道の整備状況は、一部路線及び多くの区間で2車線等での改良済みはあるものの、まだまだ1車線で道路幅の狭い区間もあり、また、歩道の整備が進んでいないことも含めて、県内各都市に比べ、かなり低い整備水準にある状況でございます。

本市が管理する市道についても、現在時点において幹線道路網整備計画がないこともあり、計画的な道路整備が行われておらず、整備もおくれていると私は考えます。

一方で、国道を初め、当市においても財政状況が極めて厳しい中では、限られた予算をどのように道路整備等の政策分野にめり張りをつけて重点的に予算を配分するかが問われております。このような中、国、県においては、高速道路を中心とする道路ネットワークの形成に向けて、アクセス幹線道路の整備を重点的に整備が行われているのが現在の道路整備の進め方となっております。

実際、県では例えば、東海環状自動車道の大野・神戸インターチェンジの幹線アクセス道路となる主要地方道岐阜関ケ原線の4車化等の工事が鋭意重点的に進められている状況であります。当市においては、国道256、伊佐美バイパスがアクセス道路として位置づけられ、重点的な整備が進められている状況です。

ところで、国県道とともに道路ネットワークを形成する基本となる市道については2,640路線、全線で607キロと膨大な管理延長を有しております。したがって、本市における将来にわたる道路ネットワークを樹立するためには、国県道が通過しない地域も本市にはあることから、国県道だけで将来にわたる幹線道路網を形成することはできません。国県道とともに、本市の将来にわたる発展に寄与する幹線的な市道網を形成するためには、この膨大な市道の中から幹線道路を抽出し、幹線道路網計画として早期にこれを確立し、これらの幹線市道に重点的に整備、管理をしていくことが肝要であると考えます。

250億円ほどの多くの地方債残高を有し、財政状況が特に厳しい山県市においては、市管理道路の整備においてもめり張りのついた財政運営が一層求められております。

工業団地などへのアクセス道路といった特定的な課題に対応する道路整備は当然必要でありますが、従前から行われております地元自治会要望等に基づく整備などについては、特に今後慎重に対応することが肝要であります。

ところで、当市の幹線的な市道では、深瀬地区を東西に連絡する旧農免道路の区間において、西深瀬地区で工事が進められている状況であります。東深瀬地区の農免道路においては、現在、鳥羽川堤防道路における東海環状自動車道の鳥羽川にかかる橋梁工事に伴う交通どめなども影響し、朝夕を中心に交通混雑が続いている状況であります。やっとこの30年度予算で、東深瀬地区の農免道の東側部分でございますが、設計調査費が計上されるといった状況でございます。したがって、さきに述べましたように、幹線市道については、将来を見越した幹線道路網計画を早い段階で策定し、計画的な道路整備を推進していくことが極めて重要であると考えます。道路整備のビジョンに基づいて、幹線道路の整備を進めていくといったことが基本と考えます。

先ほども申しましたが、地域の自治会などの要望に基づく道路改良なども当然必要と考えますが、重点はあくまでも幹線市道の道路整備とすべきであります。残念ながら、先ほども申しましたように、現在の山県市には道路網整備計画あるいは道路ビジョンといった計画がない状況です。今日までも、高富町時代には、幹線的な市道については国道256、高富バイパス計画の進捗に合わせ、都市計画道路佐賀本町線が整備されてきております。また、主要地方道関本巣線に合わせ、幹線的な市道の都市計画道路、南八京線が、県の指導もあり、整備がなされてきました。

現在、東海環状自動車道(仮称)高富インターチェンジが2020年に完成することとなっています。したがって、現在、国の岐阜国道事務所、県土木で鋭意工事が進められてきており、市民は大いに期待をしているところであります。

しかしながら、東海環状自動車道の(仮称)高富インターチェンジの開通時においては、この高富インターチェンジは北側の大桑方面へは出入りができない状況で供用されると聞いております。当面、南側の農免道路からのみのアクセス、出入りということになる計画でございます。この変則的なアクセスの状況を早期に解消するためにも、例えばインターチェンジのある西深瀬地区と、現在計画中の東深瀬地区に整備予定のバスターミナル等を東西に結び、現在の国道256と接続する、今ある隠山橋あたりに新たな東西道路の建設計画を盛り込んだといったような市道幹線道路網計画の策定が必要だと考えます。

現在、農免道路の鳥羽川にかかる富岡橋、小学校のすぐ南側のところでございますが、これの耐震工事も計画されていることから、耐震補強工事によりアクセス道路となる農

免道路の通行どめをも考慮する必要があると思います。

そこで、建設課長に幹線道路網計画の策定等について、以下、2点についてお伺いを いたします。

1点目、西深瀬地区の(仮称)高富インターチェンジと東深瀬地区のバスターミナル 付近とを東西に接続する幹線市道の新設計画に対する考えについてお聞きをしたいと思 います。

2点目は、将来にわたる幹線道路網計画の策定に対して、どのような認識をお持ちなのか、これについてもあわせてお伺いをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 長野建設課長。
- ○建設課長(長野 裕君) 御質問にお答えいたします。

議員からは、東海環状自動車道のインターチェンジや国道256号バイパスなどの国県道と連携し、市内における道路ネットワークを形成するための幹線市道の重点的な整備と、将来を見据えた市道整備網計画の確立の必要性を御指摘の上で御質問をいただいておりますが、本市といたしましても、国県道を軸とした幹線市道につきましては、以前より整備を進めさせていただいておりまして、高富地域におきましては、南八京線などの5路線が都市計画決定をされており、主要な幹線市道としての整備を順次進めさせていただいております。

また、高富町交通環境整備計画というものを平成12年度に策定しておりまして、中心 市街地におきましては、東海環状自動車道及び国道256号バイパスの全線開通による将来 的な通行形態の変化なども見込んだ市道のバイパス化も含んでおりますが、道路網整備 が検討をされております。さらに、旧高富町全域におきましても、主要な生活道路につ いて整備計画が検討をされております。

なお、伊自良地域及び美山地域におきましては、合併以前よりその時期、状況に応じた幹線的な市道につきましては整備が行われてきております。

そこで、1点目の御質問についてでございますが、(仮称)高富インターチェンジと 東深瀬地区を結ぶ幹線市道新設の必要性につきましては、以前より地域の方々より強い 思いがある旨、本市としても十分に認識をしております。ただ、現時点におきましては、 256号バイパスのインター以北への延伸と、鳥羽川改修事業に大きく関連する市道の整備 を、まずは両事業との整合を図りながら計画することが重要と考えておりますので、今 後は両事業の進捗におくれることのない市道整備の計画を進めたいと考えております。

2点目でございますが、将来にわたる市道の幹線道路網計画の策定に関しましても、 計画策定の必要性につきましては認識を十分しておりますが、東海環状の西回りルート が岐阜県内では平成36年度には養老インターチェンジまでの間が開通見込みとなるなど、 東海環状自動車道の事業進捗が加速している状況を踏まえますと、本市といたしまして も、議員も先ほど御発言ございましたが、東海環状自動車道への1次アクセスとなる国 道256号バイパスの早期の全線開通の促進と、バイパス開通に関連するインターチェンジ 周辺の市道整備を重点的に進めることが肝要でございますので、その後において、市内 における幹線市道の整備網計画を構築してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 郷 明夫君。
- ○5番(郷 明夫君) 幹線市道の道路網計画、策定、構築していくということでございますので、できるだけ早くお願いしたいというふうに思いますし、256の早期全線にも努力するということで、前向きな答弁だったと思いますが、再質問をさせていただきます。 副市長に2点をお尋ねいたします。

1点目は、インターチェンジ以北における、隠山橋あたりにおける東西の連絡新設道路は、変則的な南側からのみのインターアクセスということで、その解消、また、256のバイパスの促進、農免道路富岡橋の耐震工事時点の通行どめ対策、こういうものを考えますと、やはり早急な東西道路の新設をしっかり計画し、地元にもやはりお話をしていけばならないというふうに思っております。これについて、副市長にお伺いをしたいと思います。

2点目でございますけれども、今30年度当初予算にも道路新設改良費が4億8,000万円、都市計画費が3億4,900万円と、大きな予算が投入しているわけでございますけれども、一番基本となる市道の道路整備の基本計画の基本となる幹線道路網計画等が整備されていない状況で、このような膨大な事業が進められているということについて、副市長の見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 郷議員の再質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、まず、インター北付近から東西に連絡する市道の新設につきましては、議員御指摘のとおり、通行に支障が見込まれる諸問題の解消となり得ると私も考えておりますが、現状では、まず、市内の幹線道路として最も重要な縦軸でございます国道256のバイパスの早期の全線開通により、渋滞緩和はもとより安全・安心な生活環境を確保することが必要と考えており、東海環状自動車道との連携によりまして、広域的な経済効果等が期待できるものと考えております。

本市としましては、256バイパスの早期の全線開通の促進及びバイパス開通に関連しま

す市道の整備計画について検討を重ねるのが現時点では必要ではないかと考えております。

2点目でございますが、道路整備を計画に基づき整備することは重要なことと考えております。現在、山県市では、東海環状自動車道を初め国道256号バイパス、鳥羽川改修事業など、インフラ整備の核となる事業が国、県により進められている現状から、先ほど建設課長も答弁いたしましたが、まずは、これらの事業との整合性を図ることが第一と考えております。道路のみならず、河川についても整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 郷 明夫君。
- ○5番(郷 明夫君) 答弁では、256のバイパスの促進をしていくということでございますが、皆さん御承知だと思いますけれども、インター以北では、まだ計画が固まっていない状況です。地元への当然、説明もまだされていないという状況でございますし、当然ながら、これから地元説明を終え、用地買収ということでございます。

一方で、多くの市道が交差しておりますので、その辺の検討とか、いろんなことを考えますと、256の伊佐美までの開通には少なくとも、私は10年ぐらいはかかるんじゃないかなと、そうすると、この変則状態がいつまで続くのかと。まず、今まで東海環状でアクセスが南からしかタッチできないという、私はインターは、これ、山県インターが初めてだと思います。その意味からも、まずはどの道路に接続して、市内の、市民の便利さを確保していくのか、こういうことが非常に重要でございますので、やはりそういう点では、256のバイパスを促進するためにも、例えば東西線については、新しくつくるところについては、例えば一端の、これ、1つの案ですけれども、例えば北向きだけは堤防道路まではワンタッチをさせると。そして、架橋については、鳥羽川改修と合わせながら進めていくというようなきめ細かいことを、やはりどうしても早急に私は固める必要があると思います。地元にいつ下ろすのかとかいうことは、それは時期を見てのことですけれども、こういう方向にしたいという市民のいろんな要望に応える計画づくりについては、なるべく早く計画するのが、やっぱり市政の役目だというふうに思いますので、これについて、副市長に再度、促進のためにも私は必要という考え方がございますので、再々質問をさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 郷議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、郷議員も説明をされましたが、鳥羽川の改修ということで、東西バイパスと国

道をつなぐというのは非常に時間がかかるというようなことは1つございます。そのような中で、我々としましても、何とか西回りが開通する時期までに、ぜひ国道を、バイパスを暫定的にでも通してほしいという要望を現在もしておりますし、今後も強くしていきたいと、このように考えております。このような状況の中で、まずは市道の経費をこの暫定バイパスにつなぐような予算に充てていきたいと、このように考えております。何分、今年度、あと2週間ほどでございますが、今年度、来年度にかけて、256の早期の暫定開通を市を挙げて、地元と一緒に要望していきたいと、このように考えております。以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。 通告順位4番 加藤裕章君。
- ○2番(加藤裕章君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点、質問させていただきます。

まず、1点目は、鳥獣害対策について質問させていただきます。

鳥獣害対策については、過去に他の議員が何度か質問されまして、今回、定例会でも 先ほど質問されましたが、私のほうからは、特に猿の被害対策について伺います。

猿の対策としては、今までに防止柵の設置に係る経費の助成、また、猟友会による捕獲、大型捕獲おりの設置などによって対策をしていると伺っております。

しかし、一向に被害は減らず、多くの住民から何とかならないものかという悲痛な叫びを聞きます。最近も、近隣の方から、10頭以上の群れが出没したとか、畑で家庭用の野菜をつくっていても猿に食べられてしまうので、もうつくるのはやめたという話も聞きます。すると、ますます耕作放棄地がふえ、悪循環になります。

そこで、現在の猿の被害対策の状況と、今後の取り組みについてお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えします。

1点目の、現在の猿の被害対策の状況についてお答えします。

猿については、1年中どこにでも出没し、農産物に大きな被害が出ますので、山県市 猟友会に委託し、銃とわなによる捕獲を実施しております。銃による捕獲については制 限が多く、民家の近辺での発砲が難しいため、捕獲の成果が上がっていないのが現状で ございます。そこで、大型おり・わな4基と小型おり・わなによる捕獲を中心に実施し ておりますが、猿もわなになれたのか、大型おり・わな設置当初に比べ、こちらも成果 のほうが伸びておりません。ちなみに、猿の銃とわなによる捕獲数は、平成27年度が74 頭、平成28年度が26頭、平成29年度が現在の集計時点で40頭でございます。 また、捕獲と同時に緊急出動による追い払いを実施しております。この追い払いについても、山県市猟友会に委託していますが、状況に応じまして、職員が出動し、ロケット花火などによる追い払いも実施しております。

2点目の今後の取り組みにつきましては、今申し上げた対策を継続しつつ、大型おり・ わなの改良など、捕獲力のアップに努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。
- ○2番(加藤裕章君) 猟友会と市の職員でさまざまな対応をしているとの御答弁をいた だきました。

平成28年度に岐阜県が調査しましたニホンザルの生息実態調査によりますと、山県市内におおよそ6つから8つの大きな群れがあって、その範囲内で移動しているという調査結果がありました。その中で、加害レベル、被害の状況に合わせてレベルゼロから5に分かれておりまして、一番被害の大きいレベル5というのが猿の群れ全体が通年、頻繁に出没している地域ということですが、これが山県市内に2カ所あるということであります。

このような状況なんですが、なかなか猿の対策というのは、これといった特効薬がないのが現状ではないかと思っておりますが、地域住民の方も、行政や猟友会任せでなくて、猿の行動の特性を知って、それぞれの対策をとることが必要ではないかと考えています。地域で適切な被害対策を実施することと、また、行政は地域や猟友会が行う被害対策を支援することの両面で、行政と地域が一体となって対策を行うことが必要かと思います。行政が行う支援としては、先ほど答弁されましたように、大型おり・わな改良などに努められるとのことですが、さまざまなタイプのおりがあるようですので、研究していただいて、捕獲のアップに努めていただきたいと思います。

それから、地域で行う対策としては、一方で追い払っても、また別の場所にえさとなるものがあると、そこに出没して被害を及ぼすので、集落ぐるみで対策をする必要があるかと思います。例えば下呂市金山町では、地域住民の方が集落点検をして、追い払い隊を結成し、ロケット花火による追い払い活動や、それから、集落を電気柵で囲む作業などを行うことによって、被害がなくなったそうです。また、富山県のある農業高校では、耕作放棄地の再生のために、最初は除草の目的でヤギを放牧し始めたところ、野生動物も近づかなくなったということがあったそうです。また、さらに、家に閉じこもりだった高齢者の方がヤギを見に外に出てきて、井戸端会議が復活したということもあったようです。近くの方でもヤギを飼っているところがあって、聞いてみたんですが、確

かに猿は近づかなくなったし、また、そこには子供たちが遊びに来るようになったというようなこともお聞きしました。こういったヤギの活用も一石二鳥ということで、1つの対策かと思います。

このような対策を含めて、地域でそれぞれの地域ごとにどのような対策をするのがいいかということを話し合って、集落ぐるみで対策をすることが必要かと考えます。近隣市町では、県の鳥獣害対策の専門指導員による研修会を開催していると聞いておりますが、山県市でも研修会を開催していただいて、地域でどのような対策をしていくのかというような、そういった意識の共有が図られるような場づくりをしていただきたいと思います。こういった研修会は集落単位がいいのではないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、鳥獣被害を防ぐには、第1に守ること、つまり鳥獣が近づかない環境整備のあり方を地域が一丸となって研修し、実践することであると考えております。その研修会を行う中で、先ほど議員の御発言にありましたロケット花火の追い払い隊でありますとか、ヤギなどの動物を飼うことで野生鳥獣を近づけないなどの地域に合った対策を考えていかなければならないと考えております。

そこで、鳥獣被害専門指導員による研修会の開催というのは有効な手段の1つとなります。岐阜農林事務所には、1名の鳥獣被害対策専門指導員が常駐しておりますので、スケジュールが合えば、集落単位でいつでも無料で研修会を開催していただけます。研修会開催の要望があれば、市を通じて依頼をいたしますので、積極的に活用していただければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。
- ○2番(加藤裕章君) 今の御答弁で、要望があれば研修会を積極的に開催するということでしたので、ぜひこういった研修会開催ができるということを各地域に情報提供していただいて、積極的に働きかけをしていただきたいと要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

クラウドファンディング型のふるさと納税について質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税についてですが、都会で生活している納税者の中から、自 分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分とかかわりの深い地域を応援したい、そ ういった仕組みができないかという思いから、平成19年にふるさと納税の制度が導入さ れました。ふるさとに貢献したいというとき、まず、ふるさととして思い浮かぶのは、 自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地などであり、幼いときの体 験の舞台となった地域などであると思います。このような地域に対する貢献は、いわば 恩返しであり、このような納税者の真摯な思いを生かすことは、ふるさと納税の基本に なる思想であります。

しかし、最近では、そういった基本思想や理念ではなく、ふるさと納税に対する返礼 品ばかりが注目され、返礼品欲しさに寄附がなされている傾向が顕著になってきていま す。

そこで、総務省は、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した新たな支援策を立ち上げ、今年の4月からプロジェクトが開始されます。クラウドファンディングとは、インターネット上で、こんなプロジェクトを実施したいのでお金を提供してくださいと呼びかけ、不特定多数の方から資金調達をし、必要とする金額が集まった時点でプロジェクトを実行するというものです。支援策の1つ目のふるさと起業家支援プロジェクトは、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、新たな事業を立ち上げる起業家に対して事業に共感する方からふるさと納税を募り、資金提供を行う仕組みです。例えば高知県では、地域おこし協力隊の方が山奥にある古い住宅を購入してゲストハウスにしようと、町の人たちと協力して自力でリフォームしていましたが、アピールポイントとして考えていた五右衛門風呂やいろりをつくるには資金が足りませんでした。そこで、ふるさと納税で資金を募り、目標金額の300万円を達成し、ゲストハウスを完成したという事例があります。

2点目の、ふるさと移住交流促進プロジェクトは、クラウドファンディング型のふる さと納税を活用して、事業に共感する方からふるさと納税を募り、魅力ある移住交流促 進事業を実施し、移住・定住を進める仕組みであります。なぜふるさと納税にクラウド ファンディングを活用するとよいのか、特にふるさと起業家支援プロジェクトのメリッ トについて挙げていきたいと思います。

1つ目は資金調達をしやすいことです。寄附をした場合、還付または住民税からの控除により、実質負担は少ない額で返礼品を受け取ることができるため、通常のクラウドファンディングより格段に資金調達がしやすいと言えます。

2つ目は、資金の使い道が明確に限定されていることで、愛着や共感を集めることができることです。みずから行った寄附について鮮明な実感をもたらし、今までのふるさと納税以上に、ファンづくりや他の地域との差別化した魅力発信となり得ます。また、納税していただいた方との継続的なつながりを持つことができます。

3つ目は、起業を志す方や新たな事業を立ち上げる方を掘り起こすことができることです。市内事業者などの新たな活動を促し、支援することによって、新たな魅力発信につながり、同時にふるさと納税の返礼品にすることにより、産業支援施策にもなります。返礼品に依存するのではなく、起業を志す方や市内事業者などが新たな事業を実現するための手段であると考えて、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用してはいかがと思うものですが、お考えをお聞かせください。

- ○議長(武藤孝成君) 長野まちづくり・企業支援課長。
- ○まちづくり・企業支援課長(長野健一君) 御質問にお答えします。

地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に 共感する方からふるさと納税を募り、地方公共団体が資金提供を行うことなどの取り組 みが総務省により本年4月から始まる予定と認識をしております。

本市の起業家への支援策でございますが、平成28年4月に創業支援計画を作成し、平成33年3月までの計画期間として事業を行っているところでございます。具体的には、山県市商工会や金融機関などと連携して、創業を志す方々を募集し、創業塾を通じてビジネスモデルの構築や創業に必要な資金調達方法、販路の開拓、事業の採算性などについて、専門家によるアドバイスを行っています。また、創業後には、商工会の経営指導員による定期巡回等で、経営の安定的な持続についてもフォローをしているところでございます。しかしながら、実際に起業して、ビジネスとして継続する例は、残念ながら極めて少ないのが現状でございます。

お尋ねの起業家へのふるさと納税を活用した支援策につきましては、創業後にビジネスとして成り立ち、かつ、地域の課題を解決できるような具体的な事例があれば、支援策の1つとして検討してまいります。また、創業塾を行う商工会と情報を共有して、創業希望者の中に、制度に該当するような事業計画があるかについても注意を払ってまいります。

また、本市が移住交流支援事業の内容をあらかじめ示した後に、当該事業に限ってふるさと納税を募集し、これを活用する制度の導入についてでございますが、資金が予定どおり集まらなかった場合の事業執行の可否、執行の場合には不足する財源の手当、事業執行を断念する場合は、納税者への説明や対応など、この制度を取り入れていく場合には検討課題も多いため、今後示される事例等の情報にも注視して、慎重に検討させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。

○2番(加藤裕章君) 起業家への支援策については、商工会と情報を共有して取り組まれるとの御答弁をいただきました。実際に、何人かの方から、新たな事業を考えているという声を聞いております。商工会と連携するとともに、その他の情報も幅広く声を拾って進めていただきたいと思います。

私が今回このような質問をするのは、クラウドファンディング型のふるさと納税という制度を利用して、1つは起業を目指す方など市民が新たなチャレンジをしやすい環境をつくること、また、もう一つは、寄附者の共感を集めて、山県市のファンをふやすことを目指していきたいと考えているからです。

寄附者の共感を集めるには、使い道を明確にして募集を行う必要があると考えています。平成28年度の県内市町村の中で、ふるさと納税の受け入れ額及び受け入れ件数が一番多いのは美濃加茂市、2番目は池田町ですが、池田町はふるさと納税の使い道が養老鉄道の存続支援や子育て支援という項目が納税者にとって大変好評だったと聞いております。また、美濃加茂市は寄附金を充当する事業の成果などをホームページ上で公表するなどの工夫をしていることや、また、今後は寄附者に対して各種イベントの案内や交流会を行うなどの寄附者と継続的なつながりを持てるような取り組みを検討しているようです。

さて、山県市では、広報の3月号にもふるさと応援寄附金の寄附状況が掲載されていましたが、平成29年の寄附件数は1,695件、寄附金額は4,434万円でありました。前年の685万円から大きくふえており、積極的に取り組まれた成果ではないかと思っております。寄附者からは、寄附をする際に使い道を7つの事業から選択していただいておりますが、最も選択が多いのが健やかで安らかなまちづくり事業でありました。寄附金の使い道がもう少し明確にわかるような具体的な事業があってもいいのではないかと考えます。

全国の自治体でも、寄附者の共感を集めるような取り組みが進みつつありますが、例えば福井県坂井市では、寄附による市民参画条例を制定し、寄附金の使い道の提案は市民から募って、あえて返礼品は一切なしで、9年間で延べ4,400万円の寄附を集め、15の事業に取り組んだそうです。寄附金の使い道は住民の期待に応えながら、寄附者からも支持され、共感されるアイデアが求められ、知恵の出し合いとなります。行政が発案する事業について、ふるさと納税によるクラウドファンディングを実施することも効果的ですが、何より市民が発案するプロジェクトについて活用する仕組みの構築がとりわけ大きな効果を生むのではないかと考えています。

そこで、ふるさと納税の本来の趣旨に沿って、使い道を明確にするなど、寄附者の共感を集めるような取り組みや、また、寄附者に市の取り組みを案内するなど、つながり

が実感できるような取り組みについてのお考えはいかがでしょうか。総務課長にお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 再質問にお答えします。

現在、山県市ふるさと応援寄附金で受けた寄附は7つの募集メニューから選んでいただき、それぞれのメニューにおけるさまざまな市の事業に活用させていただいております。その活用結果は、前年の1月から12月までにいただいた寄附金について、例えば高校生等医療費助成や、中学校パソコン購入費に充当した旨を市の広報誌及び公式サイトにより公表しております。ただし、広報誌のスペースの関係から、活用事業によっては、単に道路・橋梁維持修繕工事や環境保全推進事業など、内容が明確でない事業もあるため、議員御指摘のとおり、寄附者の共感を得るためには、より詳細な寄附金の使い道を示すなど、公表方法については改善に向けた検討が必要であると考えております。

寄附者の中には、山県市で育ちました、今も両親が暮らしているため高齢者の安心な生活のための政策を、実家が山県市です、山県市のためになれば幸いです、いつ帰ってもきれいな自然があることを望みますなど、ふるさとである山県市に対する応援メッセージをいただける方も少なくなく、一方で、山県市に訪れたことはないが今度立ち寄ってみたい、今回初めて山県市を知りワカサギ釣りに訪れたいと思った、ふるさと納税で山県市を初めて知ったなど、本事業をきっかけに山県市を知っていただいた方もたくさんいらっしゃるようです。

今後は、こういった方々とのつながりを大切にしながら、少しずつでも山県市のファンをふやしていく仕組みづくりが重要であるため、寄附金の使い道の積極的な広報など、 先進自治体の事例を参考に、具体的な課題を洗い出した上で、本市の方向性について検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。
- ○2番(加藤裕章君) 寄附金の使い道について、今後検討されるとの御答弁をいただきましたので、ぜひ具体的に、わかりやすいように考えていただきたいと思います。

最後に、市長に質問させていただきます。

クラウドファンディング型のふるさと納税という制度を利用して、市民が新たなチャレンジをしやすい環境をつくる支援と、また、市外の方からは共感を集めるような支援についてという2点の視点で質問をさせていただきました。市長は今回の定例会の開会時の冒頭の挨拶の中で、地方創生の今後の取り組みとして、関係人口という言葉に触れ

られました。これは、長期的な定住人口でもなく、短期的な交流人口でもない、地域や地域住民と多様にかかわる人口を関係人口と言われています。いわば移住と観光の中間に当たる施策であると認識しております。例えば山県市内でいうと、北山雨乞い太鼓や柿野獅子吼神楽などは、担い手が減少していることから、その担い手として市外から参加してもらっておりますが、このような方々は関係人口と言えるのではないでしょうか。伝統芸能の担い手不足という課題を関係人口の人々の力によって解決する1つの方策であると考えますが、今後ますますこのような人々の力もお借りしながら、さまざまな課題解決に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

移住するにはハードルが高いけど、何らかの形で貢献したいという方、いわゆる関係人口と言われる方による支援の入り口として、また、そのような方々の力を借りて市政に生かしていくという観点からも、私が今回提案させていただいたクラウドファンディング型のふるさと納税の制度を導入していただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再々質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金事業をきっかけに本市を知っていただいた方々や、出身地である 本市に再び関心を持たれた方々などに、継続的につながりを持っていただける関係を築 くことは大変理想的であり、大切なことだと考えております。

このような方々に、いわゆる関係人口となっていただき、そのお力を市政に生かしていくことは非常に重要であるとも考えております。

議員御指摘のクラウドファンディング型のふるさと寄附金制度の導入は、関係人口の 方々の力を生かす有力な方策の1つでありますが、起業家を募集して、ふるさと寄附金 を活用する場合は、その事業内容の精査、そして選定方法、寄附金が予定どおり集めら れなかったときの対処等の方法等、さまざまな課題がございます。また、市民からプロ ジェクトを募集して、ふるさと寄附金を活用する場合も、その選定の方法など、起業家 の募集と同様な課題がございます。

こうしたふるさと寄附金をきっかけとした寄附者とのつながりの構築を目指した仕組 みづくりについては、さまざまな課題を洗い出し、そして検討した上で、本市としての 方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(武藤孝成君) 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午後 0 時01分休憩

午後1時00分再開

○副議長(山崎 通君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な 議事運営に御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 加藤義信君。

○4番(加藤義信君) それでは、議長から許可をいただきましたので、3間にわたりまして質問させていただきます。

まず、1点目、AEDの普及と課題について。

昨年にも新潟県で高校野球部の女子マネジャーが練習直後に倒れ、低酸素脳症で亡くなる事故がありました。救急車が来るまでの間、AEDは使用されませんでした。

また、2011年8月4日、全世界のサッカーファンに衝撃が走りました。34歳の松田直 樹選手が練習中に倒れ、そのまま亡くなりました。練習場所だった公園にAEDが設置 されていなかったことは大きな課題を残し、この松田選手の訃報は全世界に報道され、 国内外で新たにAEDを設置する動きが加速をいたしました。

心臓突然死による死亡例は多く、データによると年間約4万人、1日に100人以上の人が心臓が原因で突然死していると言われています。マラソン等、運動中の事故だけではなく、ストレスや緊張、疲労でも起こります。その中には、健康診断で異常がない人、運動が好きで体力に自信がある人でも起こり得るといいます。心臓発作を起こすほとんどの人は自覚症状も予兆もなく、突然倒れ、意識を失います。現代社会に生きる人なら誰でも、何のきっかけで発作を起こしてしまうかもしれないということです。

日本では救急車の到着まで平均約8.6分、救急搬送の増加とともに、年々長くなっています。脳は心臓がとまると15秒以内に意識がなくなり、三、四分以上そのままの状態が続くと、回復することが困難となります。心臓がとまっている間、心肺蘇生、胸骨圧迫によって脳や心臓に血液を送り続けることがAEDの効果を高めます。心臓が突然とまるのは、心臓が細かく震える心室細動が原因であることが少なくありません。この場合には、できるだけ早く心臓に電気ショックを与え、心臓の震えを取り除くことがとても重要です。心室細動になってから電気ショックを行うまでの時間が長くなるほど、社会復帰のチャンスが低下します。誰かに目撃された心停止のうち、救急隊が到着するまで

AEDが使用されなかった場合の1カ月後の社会復帰率は18.9%ですが、救急隊が到着するまでの間に、近くで発見された方がAEDを使用した場合は約2.3倍の43.3%です。その場にいる人が行う救命処置が大変に重要になってきます。

そこで伺いますが、さきの2つの事例を紹介したように、あっても使用されなかった、また、あるべきところに設置されていなかったという観点で、本市では、緊急時にAEDが早く正しく使用できる環境にあるのかどうか、まず2点、お尋ねします。

1点目に、市内公共施設AED設置状況と契約、保守について、健康介護課長にお聞きします。

2点目に、現在、市内で心肺蘇生とAEDの救命処置講習はどれぐらいの方が受けて みえるのか、消防長にお聞きします。

- ○副議長(山崎 通君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 御質問にお答えします。

現在の公共施設に設置してありますAEDにつきましては、各施設を所管する担当課がそれぞれに予算化し、設置いたしております。

健康介護課では、公共施設39施設に設置されていることは把握しておりますが、本市の担当課所管以外に、施設の指定管理者、施設を利用している社会福祉法人の所有など、 設置者はさまざまとなっております。

また、設置場所の設定や機器の購入またはリースなど、取得方法も各所管課に任されておりまして、市役所本庁や保育園は購入機器、小中学校、公民館などはリース契約となっております。

ちなみに、健康介護課で所管しておりますAEDは、保健福祉ふれあいセンター1階にあります1台でございまして、平成29年4月1日から5年リース契約となっております。契約内容は、電極パッド、電池パックの交換時期ごとの無償交換、使用後に交換が必要となる消耗品の電極パッド、電気パック、レスキューキットの無償交換、通常保管、管理状態での故障、破損、盗難時に機器を無償交換などが契約に含まれております。

それぞれの施設のAEDにより、リース契約期間や購入した機器の使用期限が異なっておりまして、今後も所管課での対応となります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 藤根消防長。
- ○消防長(藤根 好君) 2点目の救命講習に関する御質問にお答えします。

本市における応急手当の普及啓発活動といたしましては、上級救命講習、普通救命講習、救命入門コース、救急講習など、幾つか講習の種類がございます。講習内容といた

しましても、心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法などの応急手当、乳幼児の対処法などがございますが、受講される団体や年齢層など、市民のニーズに応じた講習を実施しております。議員御発言の心肺蘇生法とAEDについては、これら全ての講習において、どちらも実施しているところでございます。

また、ホームページ、広報誌により講習を紹介するほか、2年ほど前から、新たに市内の中学生を対象とした講習を授業の一環として行うなど、応急手当の普及啓発に努めているところでございます。

御質問の講習状況といたしましては、過去3年間における講習実施回数は約100回、年間に500名前後の方々が受講されてみえます。また、事業所や地域で自主的に行われる消防訓練においても、通常の避難訓練や初期消火だけでなく、AED講習や応急手当などを企画されるケースもふえております。

議員御発言の社会復帰率や救命率など、これらの事業効果を示す数値等は持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げました講習の実施回数や受講者数、市民ニーズの変化などを相対的に捉えますと、一定の効果が得られたものと考えております。

また、新年度4月から消防広域化により新たな体制となるところですが、今後におきましても、さらなる応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 消防長の答弁から、消防署による多くの講習実施回数と、多くの 事業者によって普及啓発が行われていることを実感いたしました。健康介護課長からは、 AEDは市内39カ所の公共施設に設置され、機器は各施設を所管する担当課で対応し、 リース契約内容としては、中でも通常状態での故障、破損、盗難時は無償交換とのこと でした。

今年度も3日間にわたり、平成29年度山県市防災リーダー養成講座が行われ、50名ほどが受講されました。救命講習では、救急措置の手順を学び、胸骨圧迫、AEDの使用方法などの実習も行われました。大学生や、また中学生6名も受講し、その後、防災士試験にも挑戦し、見事に合格をされています。

私たちはどんどん年を重ねますけれども、阪神大震災や東日本大震災でも若い子供たちが一生懸命ボランティアをやってみえました。そういうことを考えると、若い世代に対してこうした防災リーダー養成講座などを通し、救命処理の実習を行い、防災士にもどんどん挑戦してもらえれば頼もしい力になるのではと考えます。

また、将来の山県市にとっても、安全で安心な体制になるのではないかと思います。

さらなる拡大に向けて、ぜひともよろしくお願いをいたします。

そこで、副市長にお聞きします。

AED設置場所について、例えば公共施設でも美山支所、伊自良支所、教育センターなどは設置をされておりません。そして、公民館でも設置済みもあれば未設置もあります。こうした施設には設置の必要性があるかと思いますが、いかがでしょうか。

また、本市として、設置個所、設置数に関しては統一基準が設けられているのかどうか。

2点目に、消防によって普及啓発が進められていく中で、AEDの設置箇所を市のホームページで見ますと、施設名と住所が書かれた一覧表と、日本救急財団の全国AEDマップが掲載をされていますが、これは店舗、事業所の設置も含み、情報は古く、2009年から更新をされておりません。

そこで、市独自の公共施設の設置場所と、場所も含めたマップを掲載してはと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、私も今回、救急処置講習を受けましたが、いざというときに冷静に対応し、 処置できるかどうかを感じました。基本的にはAEDはその場に居合わせた人が使用す るとなっていますが、各施設の設置場所の担当者は救命処置講習などを受けてみえるか どうかをお尋ねします。

- ○副議長(山崎 通君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 加藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の設置箇所、設置数に関した統一基準についてでございますが、現在の公共施設に設置してありますAEDは、担当課がそれぞれに必要性や地域性を考慮して設置してきたものでございます。大勢の人が集まる場所として、学校、保育園、体育施設、公民館などに設置をしております。地域により、公共施設の少ないところは地区公民館にも設置しておりますが、近くに公共施設が多いところにつきましては、議員御指摘のように、設置がしていないところもございます。

したがいまして、現在は設置に関する統一基準は設けておりません。

今後、市として、市内に必要なAEDの設置場所や設置台数を精査しまして、しっかりとやっていこうと思っております。

2点目の公共施設の設置箇所と場所を含めたマップの掲載でございますが、現在、健康介護課にて市のホームページに掲載するように準備を進めているところでございます。また、119番を受ける消防指令センターにはAEDの設置場所が入力されており、必要に応じて近くのAEDについての御案内もいたしておりますので、指示に従っていただけ

ればと思っております。

3点目の、各施設の担当者は救命処置講習を受けているかということでございますが、 先ほど消防長が答弁いたしましたように、年間、多くの市民の方々が講習を受けていた だいており、市の職員も職員研修や消防団員、防災士として講習を受けておりますので、 設置場所担当者もいざというときには使用できております。

市民の誰もがいつ、いかなる場所でも使用できるように、今後も講習や普及啓発に努めてまいります。

以上です。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 未設置場所には、必要なAEDの設置場所と台数をしっかりと精査するということでした。また、ホームページに市独自のAEDの設置箇所、設置数のマップを掲載するということであります。そして、市民の誰もがいつ、いかなるときでも使用できるようにということでございました。

副市長に再度お聞きします。

中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障がいの悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されています。全国における教育現場での状況を見ると、心肺蘇生法教育を行っている学校は27年度実績で中学校では28%と、非常に低い状況であります。消防長の答弁にありましたが、本市の中学校では既に授業の一環として行っているということでありました。そうした意識の高さなのか、小中学校では、いつでも、誰でも緊急時に24時間365日AEDが使用できるよう、昨年7月をもって全小中学校が屋外設置と移行をされております。

各施設におきましては、施錠されれば使用することはできません。この庁舎内でも、AEDがどこに設置してあるかよくわかりません。消防署が近いからとはいえ、まして災害発生時は救急対応がすぐできるとは限りません。このAEDというのは人の命がかかっているということ、そのための使い勝手という観点から考えれば、おのずと答えが出てくるのではないかと思います。

現に、他の市町村でも、外に設置してあるところもふえています。やはり最終的には 命を助けるためにどうあるべきかという視点で考えれば、健康介護課長の答弁にあった ように、リース契約であれば破損、盗難時には無償交換等などが契約に含まれていると いうことでありました。そうした意味からも、今後、更新時には公共施設のAEDを順 次リース契約に切りかえ、屋外設置にするべきだと考えますが、お尋ねいたします。

- ○副議長(山崎 通君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 加藤議員の再々質問にお答えをいたします。

各施設の設置場所につきましては、現在屋外に設置してありますのは、御指摘のとおり小中学校だけでございます。

今後、平成30年度及び31年度に購入機器の使用期限が来る施設、また、リース期限が 完了する施設から順次、屋外設置に向けて調整していきたいと考えております。

以上です。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) ありがとうございます。緊急性もありますので、速やかに実施を していただくよう、よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、ひきこもり対策について伺います。

厚生労働省は、ひきこもりの定義を、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態としております。また、内閣府が28年9月に公表しましたひきこもりの調査によりますと、15歳から39歳のひきこもりの人は全国で約54万1,000人と推計しました。さらに、社会とのつながりを失ったひきこもりの人が不就労の状態が続き、40代、50代と高齢化し、生活困窮に至る世代とつながっていることを報告しております。ひきこもりの長期化を防ぐための視点として、当事者の来談、受診をできるだけ早く実施することが重要としています。

以前に、岐阜新聞の社会面で、無縁というタイトルでひきこもりの連載記事が掲載を されておりました。

少し紹介しますと、16歳の少年が高校に進学したものの、ある出来事がきっかけで家の外に出られなくなり、それ以来、社会との一切の接点を断ち、ひきこもりとなりました。それから20年後の36歳のとき、2004年10月、両親を殺害する事件を起こしました。殺害時の状況は、母は病に倒れ、父はその妻の介護のため仕事をやめていた。年金だけでは生活が苦しくなり、父は借金をする悪循環が続いていた。こうした中、ひきこもりの36歳の息子は、病気の母や父の妻への介護疲れ、さらに父が生活のために借金をしていたことを知ります。このままでは将来が見えにくい状況に追い込まれていました。母が病床で記した、迷惑をかけて申しわけなく思っている、死ねるものなら死にたいと書き記したメモを見て、両親を殺して自分も死ぬ覚悟を決めて行動を起こします。しかし、本人は睡眠薬では死に切れず、警察に出頭をしました。

息子のひきこもりが10年、20年と続き、家族全体が追い詰められていく経過が赤裸々につづられてありました。大変悲しい、残念な事件ですが、私たちの身の回りでもいつ

起こってもおかしくない事件であり、誰かがこの深刻な状況を行政に伝えることができていれば、対処していれば未然に防げた事件であったのかもしれません。

そこで、まず、ひきこもりの現状について伺いたいと思います。

1点目、ここ数年の中学3年次の不登校の生徒の状況と、中学卒業後の進路について、 学校教育課長にお聞きします。

2点目に、ひきこもりと定義される方は、市内、どれぐらいおられるのか、健康介護 課長にお聞きします。

- ○副議長(山崎 通君) 鬼頭学校教育課長。
- ○学校教育課長(鬼頭立城君) 御質問にお答えします。

まず、不登校の定義でございますが、文科省では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由によるものを除いたものとあります。本市では、各学校から毎月7日以上欠席した児童・生徒の報告を受け、その理由などを見詰め、不登校であれば、その様態種や変化について分析し、指導や対応をしております。

ここ3年間の市内中学校、中学3年生時の不登校生徒と進路先についての状況を御報告いたします。

平成26年度は、不登校生徒7名、そのうち全欠、授業日全て欠席が2名でございました。全日制高校1名、通信制高校1名。また、就職した生徒1名、進路先が決まらなかった生徒は4名でした。

平成27年度は、不登校生徒7名、全欠は一人もございませんでした。通信制高校に5名、全日制高校1名、進路先が決まらなかった生徒は1名でございました。

平成28年度、昨年度は、不登校生徒11名、全欠は一人もございませんでした。全日制 高校へ5名、通信制高校へ5名、定時性高校1名となっております。

進学先が決まった生徒に対しては、高校入学前に中学校高等学校生徒指導連絡会が開かれ、一人一人の生徒に対して十分な引き継ぎが両校の教諭間でなされております。また、高校進学後に進路先変更等の相談を学校や市教育センター適応指導教室で受けたりといった卒業後の対応も3件ほどございました。

進路先が決定していなかった生徒5名の現在の状況でございますが、当時の学年主任 や担任が様子を聞いたり把握している情報等では、コンビニでアルバイト1名、スーパーのパート店員が1名、一旦就職しましたが現在は無職となっている者が1名、昨年度 他市に転出した者が1名、卒業後何もしていないが1名、この1名につきましては、定 期的に福祉課の相談員がかかわっていると聞いております。このような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 御質問にお答えします。

2点目の山県市内におけるひきこもりの方の人数についてでございますが、ひきこもりについては、厚生労働省が作成したひきこもりの評価、支援に関するガイドラインによると、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態と定義づけております。また、ひきこもりは、その性質上、実態を把握することは難しいとされています。

本市では、御家族の相談や、本人の自立に向けた支援やきっかけづくりを行っており、 保健師の訪問により徐々に心を開かれて、実際に50歳を過ぎて仕事につかれ現在も就労 されている方や、通院や買い物など外出ができるようになった方など、ひきこもりから 一歩踏み出された方もおられます。

このように、市に相談のあった方、地区担当保健師等が訪問して把握できた方はおられますが、岐阜県の相談機関、ひきこもり地域支援センターに直接御相談される方や、家族等が秘密にしていたり、相談されずにいる方が多く、保健師の訪問だけでは、なかなか御本人のお目にかかることができないのが実情でございまして、その人数等は把握できておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 学校教育長から、不登校からの進路と卒業後の状況を伺いました。 また、健康介護課では、市に相談のあった方は地区担当保健師さんが訪問されていると いうことでした。そして、福祉課では、中学を卒業し、18歳までの子供に対しては、児 童福祉法に基づき訪問、相談を行っているということをお聞きしております。

しかし、その後はかかわりはなくなり、仮に不登校からひきこもりにその後なったと しても、放置されているのが現状のようです。

最近、岐阜新聞で連載になっていた、「扉を開けて、ルポひきこもり」の欄には、不 登校の先にさらに深刻な事態があると警鐘を鳴らし、締めくくっていました。ひきこも りは障がいや病気ではないと支援に後ろ向きだった厚労省は、ガイドラインを作成し、 都道府県と政令市には2009年度から専門の相談窓口として、ひきこもり地域支援センタ ーを設置するなど、対策は少しずつ進められています。 県のひきこもり地域支援センターは、28年6月に創設をされ、本市からの相談もあると伺っています。県の統計によりますと、電話、面談でほとんどが親からの相談だそうですが、28年度で相談対象者の年齢の割合は10代が全体の19.1%、20代40.4%、30代27.4%、40代13.1%、それ以上はなく、20代が4割を超えています。ひきこもりは、年を重ね、長く続く間に面会も拒否をされ、孤立するケースが多いようです。早いうちからの対策が重要になります。本人はもとより、家族の方々の悩み、苦しみは計り知れないものがあり、ひきこもりが高齢化するにつれ、深刻な社会問題にもなっております。

本市としては、まず、実態を知ることが始まりだと考えます。ひきこもりのいわゆる 実態調査をしないと、やはり今後のひきこもりの地域支援などの対策が進んでいかない のが現状ではないでしょうか。

そこで、民生委員さんによるひきこもりの実態調査を実施されている市町村もあります。民生委員さんにおかれましては、地域における身近で大切な相談役として、お忙しい中さまざまな活動を行っていただいていることは承知しております。日ごろの活動を通して、担当する地域の中のひきこもりの方や、その御家族の状況について把握し、御支援をしておられるケースもあるようです。

そこで、まずは民生委員さんが掌握されておられる情報を集約することが第一歩だと 考えます。まずは実態を把握して、身近な地域において包括的、継続的な相談や、必要 な支援につなげることが重要なことだと思います。

そこで、再質問として、1点目に、民生委員さんからのひきこもりの情報の集約を新 たに行ったらどうか。

2点目に、内閣府が公表したひきこもりの調査を本市に置きかえると、どれぐらいの 推計になるのか。また、本市が把握している人数はどれぐらいか。この2点、お尋ねし ます。

- ○副議長(山崎 通君) 藤田健康介護課長。
- ○健康介護課長(藤田弘子君) 2点目より、再質問にお答えします。

内閣府から平成28年に発表された15歳から39歳の抽出調査の結果では、自室から出られない、自室から出るが家からは出ない、近所のコンビニには出かけるという狭義のひきこもりは0.51%、ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出するなどの広義のひきこもりも含めますと1.57%あります。この割合を本市の人口で置きかえますと、狭義のひきこもりは約30人、広義のひきこもりが約90人と推計されます。

ひきこもりは、さきに答弁いたしましたとおり、その性質上、実態を把握することは 難しいとされており、全国的な傾向として、表面化しにくい要素が多く、地域からの支 援が届きにくいという課題があることを認識いたしております。

こうした中で、これまで福祉課や健康介護課等、関連課では、家族や民生児童委員を 初め、関係機関からの相談に対して、庁内で連携を図りながら、家庭相談員や保健師が 訪問して、個別の事例に合った対応をしてまいりました。内閣府や厚生労働省が定義す るひきこもりとは対象者が異なっている可能性はありますが、現時点において、健康介 護課の保健師がかかわるひきこもり事案については、19歳から60歳未満の方で24件でご ざいます。また、福祉課の家庭相談員がかかわる18歳以下の児童については17件で、両 課を合わせて41件でございます。このうち、民生児童委員の活動から発覚し、相談につ なげた事案は1件でございました。民生児童委員から情報を新たに行ってはどうかとの 御意見でございますが、現時点においても連携を図っておりますが、今後においては、 民生児童委員の定例会等で、つなぐ窓口を周知するなど、連携を強化し、支援を必要と している方の早期発見に努め、相談者に寄り添った対応を継続してまいりますので、御 理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 両課で掌握しているのが41件ということでありました。実際はもっと多いと推測をされます。

今後は民生児童委員さんの定例会等でつなぐ窓口を周知するということでした。成人からのひきこもり支援は健康介護課、民生委員さん担当は福祉課となり、またがっています。民生委員さんからの情報の提供が健康介護課担当の保健師さんとの連携が少ない現状があるようです。まずはそこの連携を強化し、民生委員さんからの情報ももとに、保健師さんの訪問によって実態調査につなげることができます。支援の現場では、80代の親と50代の子を意味する8050問題という言葉も生まれ、親子の困窮、共倒れを防ぐために、国も2018年度から、40代から59歳を対象にした初めての実態調査に乗り出します。さまざまな問題を含んだ難しい問題ではありますが、現状維持では何も進展しませんので、適切な支援ができるようお願いをして、次の質問に移ります。

続きまして、中小企業対策について、市長にお聞きします。

先日、市長が述べられた平成30年市政運営に関する基本的な考えの中で、市内の中小企業でも人手不足が進行し、生産性の向上が重大な課題であるとも言われておりました。 公明党の提案により推進されたことにより、政府は平成30年度税制改正で新たな設備投資に係る固定資産税を自治体の判断で3年間ゼロにできる制度を創設するようです。この支援を受けるためには、市町村は固定資産税率を条例でゼロから2分の1に引き下げ る必要があります。また、固定資産税特例率ゼロという思い切った判断をする自治体に 所在している中小企業には、政府も補助金の優先採択を行い、市町村と連絡をするよう です。特に、ものづくり補助金では、優先採択とともに補助率を3分の2に引き上げま す。

本市は、水栓バルブを初めとして物づくり集積地域でもあります。地域内の経済、雇用を支える中小企業に対する支援策として、本市が率先し、その制度を活用することで、本市が産業振興に対するスタンスをPRし、設備投資をこの地域に呼び込むチャンスでもあります。

新規投資がふえれば、4年目以降については新たな固定資産税収入となって徴収できますし、補助金の優先採択もついてくるわけです。まして、本市のような地方交付税交付団体であれば、基礎財政収入の算定には減税分が考慮され、最大で75%が補填されるようです。

一刻も早く市長のリーダーシップで中小企業の生産性向上、新たな設備投資の呼び込みを促すよう、固定資産税特例率について思い切った判断をしていただければと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

- ○副議長(山崎 通君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 御質問にお答えをいたします。

経済産業省、中小企業庁では、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法、これは仮称でございますけれども、この制定を通じ、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を支援することとし、先端設備の導入促進に係る国の導入促進指針の作成、市町村の導入促進基本計画の作成、同計画に基づく中小企業者による先端設備等導入計画の作成等について規定し、中小企業者の生産性向上に資する設備投資の促進を図ることのほか、これにあわせて、物づくり、商業、サービス補助金等の予算措置を拡充、重点支援する予定と聞いております。

本市におきましても、市内の中小企業、小規模事業者の生産性革命を実現していくため、臨時措置法の施行に合わせまして、本市の導入促進基本計画を策定するとともに、 導入する設備投資に係る償却資産の固定資産税について減免する方針でございます。

現在、中小企業庁から基本計画策定に係るアンケート調査があり、基本計画策定の意向につきましては、臨時措置法の施行に合わせ、速やかに策定する予定でございますし、 固定資産税の課税標準の特例率はゼロとする意向で回答をいたしております。

また、議員御発言のとおり、臨時措置法の施行前に実施する物づくり、商業、サービス補助金等の公募において、固定資産税の特例率をゼロにする意向の市町村の事業者に

つきましては、事業採択の優先度が増すことや、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられるなどのメリットがございます。また、固定資産税の減免による地方税の減収補填につきましても、現在、国により検討されているとお聞きしております。

こうした中小企業支援策の実施に必要な条例の制定等につきましては、法律施行予定 後ではございますが、平成30年第2回の定例会において上程する見込みでございます。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 加藤義信君。
- ○4番(加藤義信君) 固定資産税の特例率をゼロにすると、また、実施に必要な条例の制定についても、平成30年度定例会第2回で提出をしていただけるということで、設備投資を支援する後押しとなる施策でもありますので、ぜひともよろしくお願いをして、質問を終わります。
- ○副議長(山崎 通君) 以上で、加藤義信君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で1時55分まで休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時55分再開

- ○副議長(山崎 通君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 通告順位6番 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 議長より許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。
 - 1番目、観光資源の開発・整理と情報発信について、産業課長にお尋ねします。

以前の一般質問等でも山県市の情報発信についてお尋ねしたところ、山県市の認知度を上げることにより、市内への交流人口の増加を図ったり、地域産業振興の一助になったりすると。さらに、よりよい職員の確保をすることによって住民サービスの向上を図ることができるとの執行部側の見解でした。私もこのことには同意するものであります。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

そのためには、山県市の魅力を見つけ、整理することが大事だと思っております。観光とは、釈迦に説法になるかもしれませんが、中国故事から来ている言葉でございまして、その国の光あるものを見せるということ、いわゆるお国自慢になるわけですが、どれだけでも、考え方によっては山県市から拾えるのではないかなというふうに思っております。せっかくのすばらしい資源があっても、それを整理し、体系づけないと、十二分に生かすことはできないのではないかなというふうに思っております。

そこでお尋ねします。

1番目、観光資源は体系づけられているのかどうか。例えば景勝地であるとか、体験 施設、物品販売、イベント、産業観光ということになります。

それらの施設の受け入れ体制はどうなっているのかどうか、2番目としてお伺いしたいと思います。中身としては、食事場所や受け入れ人数、駐車場や場所によっては案内する、そういう説明していただける方がいるかどうか。

3番目に、観光施設には背景となる物語があるかどうかというのは、なかなか難しい話ですが、お尋ねしたいと思います。

それから4番目、観光施設の応接に関する研修等は行われているのかどうか。

5番目、民間の観光関連団体との連携はとれているのかどうか。例えば外部の観光関係者であるとか、物品販売団体なんか把握できていて連携をとっていますよということなのかどうかです。

6番目、観光関連団体等との共通認識は図られているのかどうか。どこで聞いても同じように、そういう、例えば先ほど言いましたお国自慢であるとか、案内ができるということであるかどうかということです。

それから、7番目、観光関係のPRや物品販売はどのような場所で行っているのか。 有料、無料別にイベント場所が、開催場所があるだろうと思います。特に平成29年、観 光の場合は、通常、暦年でいいますので、ひょっとしたら、出ていれば教えていただき たいなというふうに思います。

8番目、その他観光物産の発信方法としては、何を行っているのか。

以上について、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○副議長(山崎 通君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) 御質問にお答えします。

観光資源については、観光関連の会議などに出席しておりますと、どんなものでも観光資源になり得るという話をよく耳にしますが、それがある程度メジャーなところまで引き上げることの難しさのほうも聞こえてまいります。

本市においては、ハード面では地方創生交付金を活用し、既存の観光資源である伊自 良湖周辺施設、四国山香りの森公園内施設の整備を進め、観光施設の基盤充実を図ると ともに、新たな資源を創出しようと、平成29年度は観光コンテンツ創出事業を行い、本 市の認知度の向上と交流人口の増加を目指しております。今回も含め、議員から幾度か 御指摘をいただいております事業実施後の検証や整理は必要であると認識しております ので、鋭意進めてまいりたいと考えております。 まず、1点目の観光資源の体系づけにつきましては、祭り、自然・景観、歴史・文化、 味・技、体験の5体系に分類し、本市のホームページにて掲載をいたしております。

2点目の施設の受け入れ体制につきましては、職員等の常駐施設は現地にて食事、受け入れ人数、駐車場の案内や説明をしておりますが、そのほかの施設については、本市のホームページに施設などの所在地、写真、電話番号を掲載しております。

3点目の観光施設の背景となる物語につきましては、歴史や文化のカテゴリーに属するものの中には、物語とは言えないかもしれませんが、説明文を掲載している施設もありますが、そうでない施設が多いというのが現状でございます。

4点目の応接に関する研修は、市で営業している香り会館では、専門家による研修は 実施していませんが、1カ月に1回ミーティングを実施し、課題の洗い出しと検討を実 施しております。市の施設てんこもり、ふれあいバザール、伊自良農産物直売所は使用 者に任せてありますが、専門家による研修は実施していないものと認識しています。指 定管理施設であるグリーンプラザみやまは、基本協定書の中で、従事者研修の項目があ りますので、採用時及び随時、キャンプ場のコーディネーターなどに研修を実施してい ただいております。

5点目の民間の観光関連団体との連携については、平成28、29年度山県市総合ボランティア・サポートセンターに観光の案内業務を委託しておりますし、議員からの質疑の答弁で、観光コンテンツの創出事業を29年度に実施していることは申し上げましたが、この事業には13の観光関連団体や個人に御参加いただきました。その研修で初めてお顔を拝見した方もありまして、これだけ多くの方に本市の魅力発信のために御尽力いただいていることに驚きを感じました。その他の団体や物品販売団体のほうは把握はできておりませんが、平成30年度の観光コンテンツ活性化事業の中で、できるだけ多くの観光関連団体と連携して、観光コンテンツのブラッシュアップや、新たな観光コンテンツの作成を目指してまいりたいと考えております。

6点目の観光関連団体との共通認識については、定期的に何らかの打ち合わせを実施しているものではありませんが、本市の観光産業を広く認知していただき、多くの方に来ていただきたいという部分では皆同じ認識であると考えておりますので、平成30年度の観光コンテンツ活性化事業を通して、意思の疎通と認識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

7点目の観光関係のPRや物品販売については、市内公共施設に各種パンフレットを 設置する、市内外で行われる物産展で市の物産品を販売する、スポーツイベントに参加 し、特産品の販売や観光パンフレットを配布する、体験ツアーを開催し、魅力ある場所 を知ってもらうなどの事業の中で実施しています。

平成29年度におきましては、市が有料のイベントへ参加した実績はありませんが、山県市観光協会で高橋尚子杯や、中日ビルでの物産展など8カ所に有料で出展し、販売やPRを行いました。また、物品販売としては、香り会館やてんこもり、ふれあいバザールで山県市観光協会推奨認定土産品の一部を販売しています。こちらについては販売委託料が発生しますので、有料ということになります。ほかにも、PRでは、平成29年度に雑誌や新聞への無料掲載10件、有料掲載2件などを行っています。

8点目のその他の発信方法としましては、本市のホームページで山県さくら物語を作成し、その中で、観光スポットやグルメなどを紹介する、本市の観光親善大使ナッチョルくんの着ぐるみの活用によりPRする、岐阜県事業として行っている岐阜観光おもてなし隊G(ギフ)メンによる観光PRとして毎月ラジオに出演し、本市の旬で最新の話題についてPRするなどを行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 実は私もホームページは時々チェックをさせていただいております。ある程度の分類別にきれいにまとめられているのではないかなというふうには判断しております。

ただ1点、これは昨年も同じようなことを言ったような気がしてまことに恐縮なんですが、お知らせ欄を含めて、お知らせ欄が、昨年の8月6日からことしの3月2日までないんですね、ホームページの中に。ということは、多分、私がこの一般質問を出した後に更新されたかどうか疑う余地はないんですけれども、できるだけこういう、先ほど産業課長がおっしゃったように、観光って旬なものですよね。できるだけ新しい情報をどんな小さな情報でもいいので、載せるべきではないかなというふうに思っております。基本的にはかなり充実していることだけは、これは間違いないことでありますので、今後も続けていただきたいと思います。

それから、観光資源の話のときに、確かになかなか話をつくるというのは難しいかもしれません。それから、うそを書いてはだめになるわけなんですけれども、例えば地域では、あの話はそうだったそうよとか、僕らの田舎弁でいや、そうやげななもという話なんですが、僕はそれでもいいんじゃないかな、うそではないと思うんですよ。こういうふうに地域では言われているというようなものを少しでも載せることによって、そこを見たときに、ああ、そういう話なの、そういう話も伝わっているのというふうな感じになるのではないかなというふうに思います。

それから、応接の問題は、これはもちろん2020年東京オリンピックについて、日本のよさはおもてなしですよというキャッチフレーズで今、進めていますよね。ですから、これは皆さん方も一緒なんですが、観光地に行ったときに、やっぱり接し方が悪いと二度とこんなところ来るかなんていっていうイメージを抱いてしまうということがないように、できるだけ応接というのは大事ではないかなというふうに思っておりますので、十分、そこら辺を今後、統一的に応接の講習会やるならやるでも結構ですが、頑張っていただければと思います。

そして、売り込みについて、いろんな場所を先ほど述べられたんですけれども、今回、 今年度予算もそうですけれども、東京にPR拠点をちょっとつくって、積極的に東京で も売りましょうかという話がありました。関東地区に、東京を中心にした関東地区で何 を山県市、売るんだというのは、正直私も考えてみて何が売れるのかなと、なかなか出 てこないというのが現状ですよね。売り方も非常に難しいのではないかなというふうに 思っております。

ところが、名古屋圏、名古屋を中心にした中京圏ですと、それが僕は意外とやりやすいのではないかな、山県の魅力を発信できるんではないかな。御存じのように、観光に行く一番の目的は何と、大体アンケートとりますと、非日常体験というコメントが出てきます。都会に住んだ人たちが、こういう山県のようなのんびりしたところに来て、少し息を吹き返すと、また月曜日から頑張ろうという感じではないかなというふうに思います。

さて、前談が長くなりましたが、再質問を産業課長にさせていただきます。

大きく分けて2つですが、項目は中にちょっとありますので、それをあわせてお伺いします。

1つは、観光関係団体や物産に関係する団体との連絡調整をもっともっと図っていくべきじゃないかなということです。それは、先ほども言葉に出てきました山県市総合ボランティア・サポートセンターに観光案内が委託されているということでしたけれども、やっぱり委託はあくまでも委託なんですね。委託というのは本来市がやらなきゃいけないものをよそにちょっとお願いするということですから、市も当然知っていなきゃいけないだろうと思います。委託先の団体にどのような問い合わせがあったのか、また、問題点はなかったのかというのは把握されているかどうかということが、まず1点。

それから、関連してですが、先ほどの質問の中にも言いました産業観光というのは、 実はどこにも出てこないんですが、産業観光というのは、山県市に現在そういう対象に なる施設があるのか、ないのか、もし今後、そういう産業観光、うちの工場見てもらっ ていいよ、うちの作業場見てもらっていいよといって出たときに、先ほどのホームページの分類でいくと、どこに入ってくるのかどうか、また、別枠をつくるのかどうかということが大きく分けて、その連絡調整を含めた中に答えていただければいいと思います。

2点目、俯瞰的な観光を目指すべきではないかなというふうに思っています。俯瞰的、例えば山県市だけで観光を何かも網羅しようと思うと、なかなかこれは大変です。ですから、近隣市町との連携をとっているかどうか。例えば、この例が適切かどうかはなかなか難しいんですが、以前亡くなられました県の知事が、岐阜県には大正村も昭和村もあると。君たちは明治村を一緒にリンクして売る考え方はないのかということを、あるとき問い詰められたことがありますが、なかなか我々行政マンがそこまで踏み込むというのはえらいわけですが、よく考えてみれば、例えば長良川河畔にホテルいっぱいあると。そこに、パンフレットなんかを置いてもらうということも、これもやっぱり俯瞰的な観光の視野だろうと思います。

それから、午前中にもちょっと出てきましたけど、ジビエの話が出てきますけれども、 近隣のそういうジビエ料理をやっているようなところとタイアップすることも、これも また1つの方法かなというふうに思っております。

それで、また余分なことを言うかもしれませんが、例えば、先ほど言いました名古屋に近いということが午前中の企画財政課長の話の中にあって、名古屋市に近い田舎暮らしというのをもしタイトルにするなら、僕はそれは非常におもしろいなと思ったんです、聞いていて、午前中。そういうのも含めて、PR戦略というのはやっていくべきだなというふうに思っておりますが、ちょっと質問が散在しましたけれども、大きく分けて、観光関係団体の物産や関係する団体との連絡調整をもっとしてほしいということと、俯瞰的な観光を目指してはどうかというふうな2点についてお尋ねしたいと思います。

- ○副議長(山崎 通君) 山田産業課長。
- ○産業課長(山田和哉君) では、再質問にお答えいたします。

まず、観光関係団体との調整ということでございますが、先ほど言われた総合ボランティアセンターとの関係のことなんですが、こちらについては、年間で1年目が5件ほど、2年目のことしも、先日確認したところ、たしか1桁であったと思うんですが、それだけの問い合わせ、観光に関する問い合わせがあったというふうに聞いております。ただ、その中で、どこかを案内してほしいという人がみえた場合に、なかなか観光協会との連携がうまくいかない中で、案内までいかなかったということは2件ぐらいあったというようなふうに聞いております。

それと、観光の分類のことでございますが、先ほどの産業観光、これをどこにするか

というのは、ちょっと今、どこにというのはすぐお答えできませんので、申しわけありません。

あと、近隣市との連携につきましては、これは今、岐阜市とも広域連携ということで やっておりまして、ぎふ~どの店ということで、去年、済みません、29年度に2件、ぎ ふ~どの店に登録いたしまして、こちらへ来ていただけるようにということなんですが、 ただ、連携という中で、泊まる、やっぱり長期間滞在していただくという中で、今やっ ている観光コンテンツの創出ということで、そういった民間の方やそういった関連団体 がつくられる新しいコンテンツをできるだけ生かして、それをやっている間に、そのコ ンテンツを作成している方がそれぞれにまた研修の間に接触をされて、そこの中で広が っていくということもありますので、それがどんどん広がって、宿泊、それと長期滞在 につながっていければいいのではないかなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 村瀬誠三君。
- ○7番(村瀬誠三君) 近隣市町村との連携という話は、何かというと、一番端的なのが、 僕が長良河畔のホテルに山県市のパンフレットなんかを置いてもらうことだろうと思う んですよ。そんなに難しいことではないんじゃないかなというふうに思っています。ぜ ひこういうことも努力していただいて、近くのそういう施設に山県市のパンフレットを 置かせていただくような努力はしていただきたいな。

くどいですが、先ほど午前中の話の中に、名古屋市に近い田舎暮らしという、僕は非常にこのフレーズは気に入ったんですが、何かうまく生かす方法、田舎暮らしという、やっぱり都会が対象だと思うんですよ。聞いていて気に入ったので、何とか生かしてくれるとありがたいなというふうに思っております。

それと、俯瞰的な話をちょっとだけ追加させていただければ、私がそういう仕事に従事、約8年したわけですけれども、その中で、ある亡くなったトップが明治村の話、先ほどしましたけど、明治村と同時に犬山城との関係を問われまして、犬山も一緒に売ったらどうだという話がありました。犬山市観光課、交渉に行って、何とか名前も貸していただいたり、お互いに売り合うことできないかということで、今は常識化していますが、当時、最初は非常に余りいい答えが出てこなんだんですが、市長と直接話をした中で、市長がそれおもしろいと言っていただきましたので、そういう俯瞰的なやり方をしたわけですが、何か言いますと、具体的には、犬山城が一番きれいに見えるという場所がどこかわかりますか。実は、反対側の各務原市側なんですよ。各務原市側から夜景に移ったいわゆる木曽川に浮かぶ犬山城というのはすごくきれいだというのが一番の評価

なんですね。そうすると、各務原市のほうで、例えば喫茶店でもいい、料理屋さんでもいい、何でもいいから犬山城が見えるパンフレットを置きながら、犬山が見えるでしょう、犬山城きれいでしょうというPRをしたらどうだという、そういう指示、もちろん私も行ってきまして、何度も見させていただきました。確かにきれいです、木曽川に浮かぶ犬山城は。そういうことを含めて、もっと俯瞰的に、山県市だけで考えるんじゃなくて、岐阜市の旅館街の人たちと一緒にPRをする。

それから、PR場所も含めて、無料のPR場所、先ほど中日ビルは多分4階のほうで やられたから有料だったんだろうと思いますが、1階は無料なんですね、1階のフロア のところは。あれ、無料ですし、刈谷サービスエリアも無料ですから、どんどんどんど ん積極的にそういう作業に出向いていただければなというふうに思います。

再々質問は、これは市長にお尋ねしたいんですが、観光と関連して、私、ウエルカム21イベントの実行委員会に入ったときに、当時の部長であるとか当時の理事長が、観光とかイベントとか物産というのは通常の行政業務と違うから、かなり特異な人間が必要なんだよねということを再三言われまして、ある意味、僕が行ってから、もしよければ半年以内に人事をもう一回やり直すからと言われたんですけれども、それはさすがに私もこの人はだめだからとか、そんなことは言えませんでしたので、そのまま一緒にやってきたわけですけれども、確かに実感をしたのは、観光物産イベントをやっている子たちと、山県市も一緒だと思うんですが、通常のルーチンワークが非常に間に合うというのはイコールにはなかなかなっていかない。ああ、確かにあの人は役に立ちますよね、切れますよねと言われるんですが、じゃ、観光物産がそれに伴っていくかなというのは、なかなかそれニアリーイコールにもならないときがあるというくらい難しいと思うんですね。夜中に飛んでいったり、私なんかもそうでしたが、東京、大阪へ飛んでいったりというのは日常茶飯事でして、そういうことも多少は嫌でしたけれども、それでもやらなきゃという気になるかどうかというのは、なかなか行政マンとして難しいところがあります。

そういう面で、もちろん今まで市長もそういうことは配慮して人事異動をやられたと思いますけれども、観光というのは、何回も言い尽くされておると思うんですけれども、若者、よそ者、ばか者。ばか者というのは、通常、僕は通常の発想と違うおもしろい発想ができる人間もその地域の活性化に必要ですよという意味合いだろうと思うんです。なかなか市の行政マン、県の行政マンというのはそういうことが苦手なところがありますが、そういう人材もきっといると思うんですよ。そういう人材を含めて、今後、人事異動に配慮していただきたいという要望を込めて、市長の見解をお伺いしたいと思いま

す。よろしくお願いします。

- ○副議長(山崎 通君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再々質問にお答えします。

それぞれの部署につきまして、大切なのは適材適所という言葉がございますけれども、人事異動におきましては、それぞれの本人の希望を毎年とりまして行っておりますし、必ずしもその希望がかなえられるわけではございません。そうした中で、観光という事業となりますと、一般的に行政マンの大きな枠の中にはちょっと入らないのかという、そんな感覚もいたしておりますが、これは観光に限らず、広く県から来ていただいたり、国から来ていただいたり、いろんな形でまた、例えば民間のどこどこから来ていただくとか、銀行の何々総研から来ていただくとか、そういった手法も踏まえながら、そして、また、山県市の現在の売っていくもの、観光的なもの、それぞれの部署の状況を確認しながら、1つずつ、特にここ二、三年、そうした形で進めておりますので、議員の御発言のような趣旨を踏まえながら、中だけではなく、外からいかにした人材を獲得できるか。その獲得の仕方も、ある程度、数年ですとか、2年ですとか、それから年齢を問わない嘱託のような形ですとか、多面的にそれぞれの部署に合うような人の確保に今後努めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○副議長(山崎 通君) 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。 通告順位7番 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目、新学習指導要領の小中学校における移行期間について、お尋ねいたします。 平成29年3月に公示されました新学習指導要領は、小学校は平成30年、31年度、中学校は平成30年から32年度が移行期間となっています。文部科学省による移行期間の基本的な方針としては、指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにするとされています。

移行期間における山県市の基本的な方針、実施計画の内容はどのようか、教育長にお 尋ねいたします。

- ○副議長(山崎 通君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤正夫君) 御質問にお答えをします。

移行期間中の基本的な方針としましては、新学習指導要領へ円滑に移行できるよう、 新学習指導要領の趣旨を踏まえた教科の指導等を積極的に実施していくこととしていま す。そのために必要な取り組みとして、大きく2つのことを大切にしていきます。

1つ目は、学校全体のカリキュラムマネジメントを進めることです。それぞれの学校は、学校の教育目標を達成するために、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、授業や学校行事等の教育活動を総合的に組織した教育計画を構築していくように指導していきたいと考えております。このことについては、先日、各学校の管理職等を対象に、大学の先生による研修を実施したところです。

大切にしていることの2つ目は、小中一貫教育の考えに立ち、山県市チームとして取り組むことです。例えば、新たに始まる小学校外国語について、その成否の鍵を握るのは、むしろ英語教師がいる中学校であるとの意識で取り組むよう指導しております。このことについて、本年度、試行的に中学校の英語教師が校区の各小学校の外国語活動の授業に参加しました。特に伊自良地域では、2つの小学校の合同授業を中学校の英語教師が中心となって指導するという試みも行われています。

次に、前倒しで実施すべき内容等も含めた実施の計画について、お答えします。

1つ目に、前倒しで実施される特別の教科、道徳等にかかわる指導についての計画です。道徳の授業においては、問題解決的な手法を取り入れ、議論する道徳を通して思いやりの心を育てる等の取り組みを促していきます。このことも含め、各種指導について、新学習指導要領の趣旨や、これまでの成果と課題を踏まえた来年度の方針と重点を明確にした山県市学校教育の指針を作成していきます。

2つ目に、小学校高学年の外国語及び小学校中学年の外国語活動の新設にかかわる指導についての計画です。本市としましては、移行期間中の授業時間を市内統一で定め、教科書等に応じた指導計画を各学校の英語教育推進教師と教育委員会で作成をしました。また、時間数の増加に伴う授業時間の確保についても、教務主任会で学校教育計画の見直しを図り、これも来年度から実現可能な状況になっております。

さらに、30年度当初予算原案にも上げてありますように、学級担任による外国語授業を支援するためのJTE学習支援員を配置する予定であります。

3つ目に、論理的思考の基盤となる思考力を育むよう、教科等において思考の本質を育てる授業づくりについての計画です。当初予算原案にも上げてありますように、プログラミング学習推進授業、ICT教育備品整備等、新学習指導要領の求める資質能力を効果的かつ効率的に育成するための学習環境の整備を計画的に進める予定でございます。

その他、新学習指導要領にかかわる教職員の研修についてですが、既に国や県による

伝達講習や、市で開催する教務主任会、学力向上推進会議等において、学習指導要領についての研修会等を進めております。さらに、本市としましては、これまで全市的に取り組んできた授業改善プロジェクトの成果をベースとして、来年度さらに、それをベースとしてさらにその上に積み上げていくという、さらに焦点的な取り組みを進めようとしております。このことについて、先日の山県市教職員研修会でも徹底したところでございます。

以上のように、これからの子供たちに必要な資質能力を効果的に育むことができるよう、方針を明確にして取り組みや整備を進めていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 再質問をさせていただきます。

まず初めに、今、教育長よりお答えいただきました移行期間中の必要な取り組みとして大切にしていかれることを2つお答えいただいています。

中1ギャップと呼ばれる中学校進学に伴う環境変化への適応が難しい場合への対応が 今課題となっている現状がある中、小中一貫教育の考え方に立ち、チームとして取り組 んでいくことはとても重要であると考えます。そういった中でも、子供の発達に応じた 教育、地域の実情などを踏まえた柔軟な教育をぜひ進めていただきたいと思います。

移行期間中の実施内容から3点、再質問をさせていただきます。

1点目、お答えいただきました新学習指導要領の趣旨などを踏まえた山県市学校教育指針の作成は、いつが完了となりますでしょうか。

2点目、伊自良地域では、2つの小学校の合同授業を中学校の英語教師が中心となって指導する試みが行われているとお答えいただきました。また、来年度からのプログラミング学習推進授業については、桜尾小学校をモデル校として取り組まれると伺っております。こうした試行的であったり、推進校、モデル校などの対象となる学校はどのように決められているのでしょうか。

3点目、移行期間中の各学校での取り組み内容の違いがある一方で、授業時間は市内 統一で定めたとお答えいただいております。移行期間中の混乱を避けるためにも、先進 的な取り組みやモデルとなる学校の紹介、また、その後は全市的に取り組んでいくこと などをホームページなどを利用したわかりやすい形で保護者の方々に周知してはいかが でしょうか。

以上3点、再質問させていただきます。

○副議長(山崎 通君) 伊藤教育長。

○教育長(伊藤正夫君) 再質問にお答えします。

1点目の平成30年度山県市学校教育の指針の完成と配信の予定ですが、議会閉会後の3月中に学校に配信する予定でございます。各学校とも、4月の第1回職員会において全職員で共通理解し、それぞれの学校の学校経営構想とともに、1年間の指針として活用されるというふうに指導していきたいと思っております。

2点目に、教育実践を先進的に進める学校が決まる経緯等についてお答えをします。 各学校は、自校の子供たちや地域の実態をもとに、学校の特色ある活動を展開しております。学校長はそのことを学校経営の大切な柱として構想しており、基本的にはその構想が実現できるよう、教育委員会は学校の実態を踏まえながら、いろいろな事業の紹介や助言、さらには物的、人的な整備を進めております。

このような中で、市としての課題を解決するための先進的な取り組み、モデル的な取り組みを、新たな取り組みを進める学校については、その学校の構想の中に組み入れることが有効な学校であったり、新たな取り組みを実践する学校を紹介する、いわゆる応募するというんですかね、そういう形をするなどして決めております。

3点目の保護者や市民への周知についてお答えします。

保護者に対しては、まずは学校だよりなどを通じて、その学校が取り組むことの意義等をお知らせしていくことになります。先ほども述べましたように、本市の課題に対する取り組みでもありますので、その学校のみの成果とせず、広く市内全ての学校に周知、共有化していくことも大切であると思います。そのために、広く市民の方々に対しても、教育委員会のホームページ等を通して、市内各学校のそれぞれの取り組みについて、その成果や進捗状況等を定期的にお知らせしていくことも必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。ホームページのほうなどでも周知していただけるということでしたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

再々質問はいたしませんので、2件目の質問に移らせていただきます。

イクボス宣言についてお尋ねいたします。

平成28年7月、少子化対策と女性の活躍をさらに推進するとともに、全ての職員が仕事と生活の調和を大切にし、充実した人生を送ることができる働き方を進めるためにと、山県市は県内初のイクボス宣言を実施しました。市長を初めとする市役所の幹部と、市内12校の小中学校長とがイクボス宣言をされ、その実績、成果については、1年前の平

成29年第1回定例会において、私の一般質問でも御答弁をいただきました。保育現場の 労働環境も改善が必要であり、保育園長のイクボス宣言についても御提案をさせていた だいたところ、翌月の4月、幹部職員と小中学校長に加え、新たに県内公立保育園初と なる保育園長によるイクボス宣言が行われました。この1年間の取り組みとその成果は どのようか、総務課長と学校教育課長、それぞれにお尋ねいたします。

- ○副議長(山崎 通君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 御質問にお答えします。

イクボス宣言につきましては、平成28年4月に本市幹部と市内小中学校の校長会と合同で行い、今年度初めには、議員の御提案を受け、保育園の職場環境の改善やイメージアップを図り、保育現場の働き方をよりよくすることによって、市民サービスの向上や保育環境の充実を目指すため、保育園長も宣言に参加いただいたところです。

また、昨年度、子育て支援として、仕事と家庭の両立等のための環境整備及び女性の職場での活躍の推進に向けて、職場を挙げて積極的に行動するため、山県市特定事業主行動計画を策定しておりますが、計画にはイクボス宣言の目的であるワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを記載しており、全ての職員が仕事と子育て、介護、地域活動などと両立しやすい職場環境の実現に向け、引き続き取り組んでいるところでございます。

ワーク・ライフ・バランスに対する取り組みの指標の1つでございます時間外勤務時間については、平成27年度と28年度における市職員全体の実績を比較しますと、1人当たりの時間数は88時間から103.2時間に増加しております。

しかし、個人の時間外勤務の最多時間は年間551時間から347時間に減少し、厚生労働省が示す時間外勤務の上限である年間360時間を超える職員も、平成27年度には3人おりましたが、平成28年度にはおりませんでした。

また、100時間以上200時間未満の職員数は、平成27年度の45人から平成28年度は92人と47人増加しておりますが、これは対応すべき業務が増加しても、職員を削減している 状況におきまして、各所属長による効率的な仕事の配分がなされ、一部の職員に業務が 偏ることなく対応できた結果であると考えております。

結果としましては、時間外勤務手当の実績額は、平成27年度の約6,300万円から平成28年度には7,150万円と約850万円ほど増加しておりますが、県知事選挙や鳥インフルエンザなどへの対応によりまして、そういった特殊要因を除けば約350万円の減額というふうに試算しております。

また、別の指標でございます1人当たりの年次有給休暇の取得日数につきましては、

平成27年度の7.8日から平成28年度は8.4日に改善しており、所属長によるマネジメントの重要性や効率的な業務の執行等、職員の意識も変わりつつあるというふうに感じております。

保育現場の労働環境につきましては、近年、未満児保育に対するニーズが高まるなど、 提供すべき保育サービスの水準が上がってきておりまして、必然的に保育士の負担が増加している状況にあります。

高まる保育ニーズに対応するため、臨時保育士を積極的に雇用するなど、働き手のバランスを図りながら保育園を運営するよう努めておりますが、平成29年度の保育園費の時間外勤務手当については、延長保育や土曜保育等の保育サービスの充実への適切な対応のため、平成28年度同時期に比べ、400万円を超える増額となっております。

ただ、一方で、1人当たりの年次有給休暇取得日数は平成29年度の2月までで10.2日でございまして、平成28年度の同期間の5.9日と比較しますと大幅に増加しておりまして、保育士の労働環境としては改善を図っているところでございます。

保育現場で働く職員の労働環境の改善には、保育士の確保はもちろん、各保育園長の 丁寧なマネジメントが重要であり、保育現場においても、一人一人の働き方について話 し合い、ワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを意識しながら働けるよう、イク ボスである保育園長には一層御尽力いただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 鬼頭学校教育課長。
- ○学校教育課長(鬼頭立城君) 御質問にお答えします。

昨年度、イクボス宣言をしたことから、校長みずからが旗振り役となって、学校として取り組んだことにより、幾つかの成果を上げることができました。さらに、校長はイクボスとして、教職員に対して、教員としてのキャリア形成を大きな目的とする自己啓発面談において、一人一人のワークライフを理解しながら、仕事と家庭のよりよい両立を図るよう意識づけております。

初めに、イクボス宣言にかかわる学校における具体的な取り組みを2点、お答えいたします。

1点目は、時間外勤務時間縮減の取り組みでございます。

市や学校では、会議、研修会、行事の精選、方法の見直しや早く帰る日の設定、出退 勤管理システムを活用した時間外勤務の把握、部活動指導のあり方の見直しなどを昨年 度来進めております。

特に今年度の特徴としては、より目標を明確にして意識づけを図る取り組みが見られ

るようになったということでございます。例えば出退勤タイムレコーダーは、時間外勤務上限の80時間に近づくと、警告画面があらわれてきます。早く帰る日は、職員室の黒板に意識づける掲示がされております。教職員はお互いに声をかけ合って、効率的に仕事を進めるといった取り組みにつながりました。

2点目は、休暇取得促進の取り組みでございます。

本市では、学校閉庁日設定等の取り組みを通して、年休取得確保を図っております。 学校においても、年休や特別休暇がとりやすい環境づくりに努めております。年休の残 日数を示し、その取得目標や家族看護に関する特別休暇の完全取得等の助言もしており ます。

続いて、具体的な成果を3点、お答えいたします。

1点目は、教職員の時間外勤務の減少でございます。県の経年比較ができる勤務状況 調査の結果、28年度に比べて、小学校月1時間40分、中学校月2時間40分の時間外勤務 時間の減少が見られました。

2点目は、これは市の経年比較ができる教職員の負担感を感じる業務アンケート26項目の結果でございます。28年度に比べて、24項目において負担感を感じる割合が減少いたしました。また、この結果を分析すると、本年度4月、他市等から本市に異動してきた教職員の多くが余り負担感を感じないと答えていることがわかり、本市のよさを感じ働いていると捉えることもできました。

3点目は、年次有給休暇等の取得日数の増加でございます。学校によっては、平均16 日年休取得等、28年度に比べて、市全体としても増加しております。

また、教職員には、特別休暇として、家族看護休暇が子供1人につき5日間ございますが、自分の子供の授業参観や行事等、その取得について十分な活用がございました。

これらの成果をまとめると、働きやすい職場環境づくりへの意識が教職員全体に浸透してきたと考えることができます。特に、学校のリーダーである管理職の意識や配慮がこれをつくり出していると捉えております。

本年度イクボス宣言をした校長の例でございますが、事前に教職員の年間の看護休暇 取得日を把握し、学校体制を整え、気兼ねなく休むことができるよう配慮するなど、イ クボスに対する意識が高まっている姿を感じております。

今後は、各学校の具体的な取り組みと、その成果をまとめ、広く市内学校に共有化するとともに、さらに適正な働き方改革を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長(山崎 通君) 寺町祥江君。

○1番(寺町祥江君) ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

総務課長より、平成27年度と28年度の実績を御答弁いただきました。イクボス宣言の目的であるワーク・ライフ・バランスに対する取り組みにより、時間外勤務の最多時間が減少したこと、厚労省の上限時間を超えることがなくなったこと、一部の職員に業務が偏ることなく対応できた結果等をお答えいただいています。

保育現場の働き方改善では、保育サービス充実への適切な対応を進めた上で、経費は 増額となりましたが、有給休暇の取得日数が約2倍ほどの増加と、大きな成果が出てい ることがわかりました。

学校教育課長にお答えいただいた部分なんですけれども、1年前にこのイクボス宣言の取り組みついて学校教育課長にお尋ねしたときにお答えいただいた成果もびっくりするようなよい成果だったんですが、そこからまた1年、さらに効果を上げられているということで、時間外勤務の減少、アンケートの結果でも負担を感じる割合が減少している、有給休暇の取得が市全体としても増加しているなど、よい成果が出ていると感じます。

ぜひ今後も取り組み続けていただきたいと思いますし、現在はあとわずかですけれど も、年度途中ではありますので、平成29年度の実績数値も同様に今後しっかりと振り返 りを行っていただきたいと思います。

次に、済みません、再質問をさせていただきます。

イクボス宣言のイクボスとは、職場でともに働く部下、スタッフのワーク・ライフ・ バランスを考え、その人の人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、みずか らも仕事と生活を楽しむことができる上司のことを指します。

イクボス宣言後の取り組みにより働き方の改善が図られた結果は、数値をお聞きして、 はっきりと成果がわかりますが、ボスとなる市幹部、保育園長、学校長のワーク・ライ フ・バランスはいかがでしょうか。負担やしわ寄せをボスが抱える現状にはなっていな いでしょうか。

また、以前の議会では、済みません、こちらは総務課長にお尋ねします。以前の議会では、職員全員に定期的なアンケート調査を行っているとお聞きしましたが、現在もそのアンケートは行われていますか。そして、それは保育園でも行われているか、お尋ねをいたします。

- ○副議長(山崎 通君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) それでは、再質問にお答えします。

市幹部、保育園長につきましては、時間外勤務手当を支給しておりませんので、正確

な時間外勤務の状況は把握しておりません。そのため、時間外勤務時間とは少し異なり、振りかえ休日の取得なども反映しておりませんが、出勤簿でございますタイムカードシステムの時刻をもとに、おおむねの時間外勤務時間を算出しました。平成29年度の4月から2月までの所属長の時間外勤務時間の平均は約139時間、保育園長のみの平均は約256時間となっております。

同時期の平成27年度は、所属長が約170時間、保育園長のみが約238時間、平成28年度は、所属長が約142時間、保育園長のみが約248時間となっております。

ただし、この時間は所属在籍していた時間を示すものでございまして、必ずしも勤務 状態にあった時間とは言えません。例えば、定時後に机の上を整理したり、参考図書を 読んだり、業務の参考となるようなホームページを閲覧したりして、毎日30分程度残り、 午後5時45分に退庁した場合は、年間で100時間以上加算されますので、所属長のワーク スタイルに大きく影響を受けます。そのため、この数字の解釈には注意が必要となりま す。

しかしながら、全所属長の平均が減少傾向にある中で、保育園長は平成28年度、平成29年度とともに3%以上増加しておりまして、延長保育などの影響から、園にいる時間が長くならざるを得ない状況にあるとは考えておりますが、保育園長においても、所属長としての職務を果たしつつ、任せることができる業務は信頼して任せるなど、部下だけでなく、みずからのワーク・ライフ・バランスも意識し、少しでも業務改善などを進めていただきたいというふうに考えております。

職員に対するアンケート調査につきましては、授業参観などの子育てに関連した有給休暇の取得の容易さや、職場の雰囲気や業務量等の職場環境に関する意見など、ワーク・ライフ・バランスに関する本年度の取り組み状況について、保育士を含む全職員を対象として、4月中に実施する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 鬼頭学校教育課長。
- ○学校教育課長(鬼頭立城君) 再質問にお答えします。

学校の取り組みと成果は、先ほど申し上げましたように、校長みずからが旗振り役となっております。会議などのない日には、管理職が職員に声をかけながら、率先して退校するように努めております。

また、年次有給休暇についても、長期休業中を中心に、できる限り取得するなど、見本となる姿を職員に校長が示しております。

こういった勤務時間終了後、退校しやすい、また、年休を取得しやすい職場環境を校

長みずから心がけた結果でございますが、本市校長の29年の年休取得日数は、28年と比べて、平均2.3日増加しております。また、時間外勤務時間については、28年度に比べて月平均7時間減少しております。数値だけではなく、イクボス宣言をした校長の意見には、学校の課題としても自分の課題としても感じていた働き方改革の取り組みや、その理解について、市が後押ししていただける形となって、大変ありがたいとあり、精神的な負担感の縮減も成果として上げられます。

また、本市教育委員会では、学校職員全体で年休を取得しやすいようにするため、長期休業中、学校閉庁日を市内統一で設定しておりますが、その期間、学校教育が対応するような事案はほとんどなく、保護者や学校関係者に周知されており、学校教育課としての負担やしわ寄せ等は感じておりません。

今後も、校長と学校のリーダーが仕事と生活を充実することのできる、魅力あるワークライフを職員に示すことや、そういった働き方を称賛することを大切にするとともに、学校の組織を生かし、効果的に児童・生徒に力がつくよう、業務改善を推進していくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 寺町祥江君。
- ○1番(寺町祥江君) 再々質問をさせていただきます。

今お答えいただきまして、成果として学校長のほうは年休取得数などが上がっているということもお聞きしたのですが、数値として出てきている部分がそのまま受け取っていいという数値ではないようなことも今、お聞きしましたので、今後も、ボスの働く姿は部下やその他の職員にも大きな影響を与えると考えます。幹部、保育園長、学校長のワーク・ライフ・バランスへの取り組みにも引き続き御尽力をいただきたいと思います。

再々質問は、来年度のイクボス宣言について、2点、お尋ねいたします。

1点目、山県市では現在、市役所職員、保育士の人材不足が課題となっています。県内初のイクボス宣言をした山県市がしっかりと取り組んできた成果は、市が誇れる魅力の1つではないでしょうか。これをしっかりとPRして、人材不足解消へとつなげていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。山県市の来年度の予算には、女性活躍推進事業として、働きやすい魅力 的な職場づくりを行う企業に対し、市が認定をする新規事業が上げられています。これ は、県の認定制度、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の前段階と しての市の認定制度を築きたいというお考えであると伺っています。市の認定、県の認 定へと進んでいただく一歩前のステップ、初めの一歩として、イクボス宣言をしていた だける企業を募ってはいかがでしょうか。先ほど、学校教育課長の御答弁では、学校と しても自分としても課題と感じていた働き方改革の取り組みやその理解について、市が 後押しをしていただける形となって大変ありがたいと校長の意見があったと伺いました。

本年度、保育園長へと広げたイクボス宣言を今度は市が企業の方々とも一丸となって 取り組み、市内全体へと広げていただきたいと考えます。いかがでしょうか。総務課長 にお尋ねします。

- ○副議長(山崎 通君) 渡邊理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 再々質問にお答えします。

今年度の職員の採用につきましては、最近の人材不足の影響からか、申し込みがあったものの、1次試験の段階で辞退者が出たり、合格者の中からも採用辞退者が出たりと、厳しい条件での採用選考となりました。

結果として、予定していた職員数を確保できなかったことから、職員採用に係る応募 者の増加を図っていく必要があるというふうに認識しております。

イクボス宣言を行っている職場は、子育て世代にとって働きやすい職場というだけでなく、ワーク・ライフ・バランスを重視する若者からも支持される職場であるため、職員募集においてその効果をPRすることは大変効果的であると考えておりますので、来年度は広報誌や募集チラシ、本市公式サイトにおいて積極的にPRしてまいりたいと考えております。

もう一つ、2点目の、市幹部職員のイクボス宣言によるワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを進めた結果、時間外勤務時間の減少や短い時間で成果を出す働き方を目指す姿勢が見受けられるなど、具体的な効果があらわれてきていることから、包括的な子育で支援を重点施策の1つとしている本市としましては、市内企業においてもイクボス宣言の趣旨や成果について御理解いただき、その採用を御検討していただけるよう、本市の取り組み内容やその成果につきまして、積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○副議長(山崎 通君) 企業への、企業へ募るのはどうやって聞いておるけど、今言ったかね。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) はい。
- ○副議長(山崎 通君) ならいいわ。
- ○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) よろしかったですか。
- ○1番(寺町祥江君) 募集をするかどうかを、もしお答えいただければ。

○理事兼総務課長(渡邊佳宏君) 申しわけありませんでした。

企業に対して、イクボス宣言を行うかどうかを募集するかどうかにつきましては、今後、検討してまいりたいと思いますので、ただ、第一に、市の取り組みをもう少しPRしていっていくべきで、いきなりイクボス宣言をしませんかというふうに企業に呼びかけても、その内容について、その市の取り組みの結果についてしっかりとお示ししてPRしていく必要のほうがまず先にあると思いますので、そちらのほうを進めた上で、企業のほうに呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

失礼しました。

- ○副議長(山崎 通君) 御苦労さまでした。 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。
- ○副議長(山崎 通君) これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

14日に予定をしております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。 本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時02分散会

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月14日(水曜日)

- ○議事日程 第4号 平成30年3月14日
 - 日程第1 一般質問
- ○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺	町	祥	江	君	2番	加	藤	裕	章	君
3番	古	Ш	雅	_	君	4番	加	藤	義	信	君
5番	郷		明	夫	君	6番	操		知	子	君
7番	村	瀬	誠	三	君	8番	福	井	_	德	君
9番	Щ	崎		通	君	10番	吉	田	茂	広	君

- 11番 上 野 欣 也 君 12番 石 神 真 君
- 13番 武藤孝成君 14番 藤根圓 六君
- ○欠席議員(なし)
- ○説明のため出席した者の職氏名

市 長 宏優君 副市長 宇 野 邦 朗 君 林 理事兼 伊 教育長 渡邊 佳 藤 正夫君 宏 君 総務課長 理 事 兼 企画財政 柴 田 雅洋 君 久保田 裕 司 君 地方創生監 課 長 市民環境 税務課長 神 彰 君 奥 英 彦 君 石 田 課 長 健康介護 弘 子 君 藤 産業課長 和 哉 君 田 Щ 田 課 長 建設課長 長 野 裕 君 水道課長 浅 野 晃 秀 君 まちづくり・ 長 野 健 一 君 会計管理者 大 西 英 樹 君 企業支援課長 学校教育 鬼 消防長 藤 根 好 君 頭 立城君

生涯学習 梅田義孝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹村勇司 書 記 棚橋輝英

書 記 鷲 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(武藤孝成君) 日程第1、一般質問。

ただいまより、13日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。 通告順位8番 上野欣也君。

○11番(上野欣也君) 議長より発言のお許しをいただきましたので、2点について質問をいたします。

最初に、ハリヨ公園の整備と管理について担当課長等にお伺いしたいと思います。

ハリョは、水のきれいなところといいますか、湧き出てくるところに住む淡水魚だというふうに言われております。先ごろいただいた山県市の環境基本計画ですか、あれをずっと読ませていただきました。最初のほうにハリョというものが何回か出てきまして、4ページぐらいにわたって出てきて、絶滅危惧種だというふうに書いてございます。全体的に、私は、環境の問題については、よく整理されているというふうにして読ませていただきました。

しかし、河川工事や土地改良が進んで、昔はたくさんいたハリヨがいなくなってしまったと現実がございます。私が子供のころは、あそこからやや斜め北東のほうへ向かって100メートルぐらいのところに、1反の半分の半畝ぐらいの田んぼがございまして、そこは水がぶくぶく湧いてくると、藻も生えていると。そこにはいろんな魚がいっぱいおりまして、子供の遊び場になっておりました。私たち、たもを持ってそこへすきに行きますと、まず、ハリヨやドジョウの、ムギワラドジョウ言っていましたけど、そういうのやアカザや、私たちは、センパラやモロコだけを持ってくるということで、取りに歩いた経験があります。非常におもしろい、池のようであって池でない、田んぼのようであって田んぼでないと、ずぶずぶっと入ってかなんわけですね。そういうところにたくさん住んでいたということを体験しております。

特徴としては、岐阜県から滋賀県の一部に生息する魚だということが専門の先生の記録には残っております。岐阜県でもいろんなところで保護しているわけでございますけど、そこで、何点か御質問をいたします。

まず、1点目は、私、8年ぐらい前だったかな、ハリヨ公園の管理ということで質問

をさせていただいたときには、地元の団体、大森の団体ですけれども、これと委託の契約をしているということで、あそこがメダカがとれたとか草が生えたとかというのは、整備はその人たちで行っているということでございました。

しかし、それから大変高齢化をしておりまして、皆さん方、なかなか草を刈ったりということが難しくなってきている現状があるのではないかというふうに思いますので、 そのあたりをどういうふうに把握していらっしゃるのかなということをお聞きいたします。

2点目は、あそこの北側にハリョの紹介する看板が立っておりますけれども、結構大きな看板でございまして、よく見ますとハリョの生息というものがわかるわけでございますけれども、大分古くなっておりまして色もほとんど変わってきておりますし、書いてある文章も読めないということでございますが、その辺、修理をしていただけるかどうかということをお尋ねいたします。

3点目は、環境保全の立場から、絶滅危惧種ということでございまして、市によってはそれぞれ対応をしているというふうに見ております。環境問題だから市民環境課だけでは難しいのではないかなということも思うわけでございますけど、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それから4点目は、海津市の清水池ですか、このハリョ生息地は2012年に国の天然記念物に指定されております。学校教育の中で、こういった生き物の環境保全の重要性の認識について教材化していくことが大切であるというふうに思っております。

私は、最近の学校教育を見ておりますと、外からいろんなものを持ち込むもんですから注文が多い、あれやってくれ、これやってくれと言って。しかし、実際には、そんだけ学校は時間数がないわけですから、その辺もやっぱり工夫をして環境教育の中とか、あるいは生物の学習の中でちょっと触れるというようなことで十分だと思いますけど、そのあたりの考え方についてお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 長野建設課長。
- ○建設課長(長野 裕君) 御質問にお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、建設課のほうから答弁をさせていただきます。

1点目のハリヨ公園の維持管理につきましては、現状をどのように把握しているのかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、このハリヨ公園は、当地域に生息しているハリヨをエコロジー教育の生きた場所にしようと整備された公園でございまして、その総面積は、公園管理台帳によりますと、1,926㎡となっております。

維持管理の現状でございますが、公園管理として市の臨時職員による高低木の剪定と

清掃及び施設の軽微な修繕を年間を通じて実施しておりまして、公園内のトイレにつきましては、清掃などを週2回実施とする委託契約を山県市シルバー人材センターと結んでおります。

また、当該箇所につきましては、昭和47年にハリョの生息地として文化財指定がなされていることもございまして、地域の伊自良ハリョ保存会によりましてハリョ生息に影響する池や水路などの清掃活動が以前から定期的に実施されております。生息自体が非常に貴重なハリョの保護に対する、地域の方々の認識度の深さについて感じ取ることができると思っております。

2点目の、公園内のハリヨを紹介する看板が古く読みにくい状況であるとの件につきましては、議員御指摘のとおり、看板の老朽化及び紹介文やイラストの色あせなどが顕著でございまして、今後は、関連のあります教育委員会とともに地域の方々の御意見を伺った上で、公園のイメージ向上と恒久性の高い看板作成に向けて検討を進めたいと考えております。

なお、当該公園周辺には、ハリヨのほかにも甘南美寺への参拝者のための茶所及び念 仏池の湧水など、歴史と自然を感じ取る興味深い施設もございますので、今後は、てん こ盛りの農産物、歴史ある名刹甘南美寺を含めた伊自良湖周辺の景観などとともに、伊 自良地域を代表する主要な施設の1つとして当該公園の再整備について検討を進めたい と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田市民環境課長。
- ○市民環境課長(奥田英彦君) 御質問にお答えします。

3点目につきましては、市民環境課でお答えさせていただきます。

本市は、豊かな森林と清流に恵まれ、美しい景観と貴重な動植物が生息しています。 今回策定中の環境基本計画の基本目標に、自然を守り育て未来へつなぐまちの項目があ り、ハリヨやイワザクラなど貴重な動植物の把握と保護対策が必要ですと記載されてお ります。

その中でも、ハリョは岐阜県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種1類に指定されている魚で、郷土の財産とも言えます。伊自良地域には、かつてハリョが多く生息していましたが、次第に数が減り続ける中、もう一度ハリョに戻ってきてほしいとの願いから伊自良大森地区にハリョ公園をつくり、ハリョが住みやすい環境を整備し、現在に至っております。環境保全の立場からは、ハリョを守ることはハリョが住むことができるきれいな水を守ることであり、それが本市の自然や文化を守ることになると考えてお

ります。

今後につきましては、地域の方々、伊自良ハリョ保存会や関係各課が連携し、ハリョと水のどちらも山県市の財産と呼べるよう大切に守っていくことが必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 鬼頭学校教育課長。
- ○学校教育課長(鬼頭立城君) 4点目の御質問にお答えします。

現在、ハリョ公園にかかわる学習を挙げますと、伊自良南小学校の3年生が社会科の地域探検の単元でしております。地域や環境にかかわる学習は、どの学校も地域の物、人、自然、事を見詰め、教材化し、教科と関連させたり総合的な学習の時間のテーマ学習に設定したりしながら進めております。

最近では、高富中学校生物部が準絶滅危惧種ヒダサンショウウオの調査研究において、 内容のすばらしさとともに今後も生物にかかわった生き方をしていきたいと発表した部 員の、環境に深くかかわっていこうとする姿勢が見られたことなど、大きな成果を挙げ たことは市内に広く周知されております。

今回の学習指導要領の改定では、さらに生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実が求められております。地域の自然や生命に目を向け、体験的な活動を通してこれらを実感したり体得したりする学習はとうとい営みであると考えております。

また、道徳の教科書の自然愛護の項目を開くと、持続可能な社会の実現等、自然環境や開発にかかわる教材がございます。この時間の学習を通して、自分たちの自然や地域とかかわらせながら学習することは深い学びにつながるものと考えております。

こういった意味で、伊自良地域のハリョ公園を地域の学校が教科や道徳の教材等と関連させながら取り上げることは可能なことであり、有効性もあると考えております。例えば小学校では、社会科の地域の学習において、山県市教育研究会作成の社会科副読本『わたしたちの山県市』を使用しております。既にハリョについて位置づけてございますが、さらに教材としてさまざまに使用できるようなページに改訂することは意義あることと考えております。

新学習指導要領の施行に向けて教科書の改訂とともに、このような副教材や教育課程の大幅な見直しがされてまいります。その際、こういった地域の貴重な資源について深化、発展、横断的な学習が実施できるよう位置づけていくことについても働きかけてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 上野欣也君。
- ○11番(上野欣也君) 前向きに取り組んでいただけるようですのでありがたいと思っておりますが、実は、ことしの夏でしたけど、私のところへ電話がかかってきまして、ちょっとハリヨ公園まで出てきてくださいませんかって言って。それで、私は飛んでいきましたら、そうしたら、私も知らなかったので恥ずかしかったんですけど、2年生の夏の友にハリヨのあれが4ページ出ておる。それで、親と子供と一緒にハリヨ公園へ見に来たと。そうしたら、ハリヨが全然おらへん、見えへんということで私が行ってみましたら、藻がも一としておって、そして流れていかんのやね。あれは、こちらの大森用水のほうから水を引いてこうやって流して、こちらのほうから出ていくようになっているわけですけど、それで、ずーっと見ておっても見てくれ、出てこない。それで、子供さんが2年生の子ですから寂しがっておりましたけど、私の同級生とよく親しいので上野に電話かけたれと言って、どうも電話をかけてきたんや。岐阜市の人ですよ。上野さん、議員やっておったそうだけど、こんなハリヨ公園にしておいたらだめやないかねって。せめて草ぐらい刈らなあかんよって言って。

それから1週間ぐらいたってから同級生が来まして、これを持ってきました、あんた、これ、読んだかねって言って。それで、岐阜市ではこれ、大変の人気になって、そして見に来る人がおって、岐阜県では7カ所、ハリヨを設置している、絵までつけてね。そして、書いている人は、森 崇先生なんですよ。このハリヨの専門的な研究していらっしゃる先生ですけど。だから、ある面、こういうこともきちんと知っておって、そして対応していかないと、ほかの地域の人が来たけれども、何やこれはだったらマイナスになるでと思いまして。

台風が来た次の日にちょっと見に行きましたら、そうしたら、あそこが柳の木が3本ありまして、それで、ばしーんと真ん中が折れてまっておるんですよ、水の中へ、こうやって。そうしましたら、連絡しましたら3人いらっしゃって、そして切りなさったんだけど、見ておっても危ない。もう80過ぎた人ばっかりですもん。それで、見ておっても危ないので、やめてくれと私が言ったんや。市のほうへちょっと頼んであげるから、ちょっと様子見ておってと言って、1本ぽしーっとと折れたやつだけ切ってもらって、あとは、すぐに対応してもらいました。これ、建設課だったと思いますけど、私、見に行きましたらきれいになっておりましたので、それ以後は、あそこ大変きれいで水もこうやって流れておりますので、1カ月ぐらいずっと前に、1カ月ちょっと前ですけれども、行ってずーっと回って見ておりましたら、20分間で5匹ちゃんとおりました、ハリ

ョが。ハリョはぴっと飛びますので、じーっと見ておると、ああ、ハリョやということがわかるんです。

できたらそういうことを見せてあげて、ハリヨだよということを教えてやりたいというのが1点と、もう一点は、環境的な問題だけではなくて、生態系としてもハリヨというのはおもしろいものを持っておりまして、これからの時代にはふさわしいと思っておるんですけど、雌は赤ちゃんだけ産んでどっか行ってまうんね。あれ、雄がせっせせっせと育休して育てるわけだね。そういうところもあっておもしろいというか、『バカの壁』を書いた養老孟司さんのお話を聞いておると、地球上にはこのくらい多様な生物が住んでいるんだよと。そのくらい地球というのはおもしろい、楽しみのある世界だよと。それを知らずして、何か戦いみたいにして、いわゆる自然を破壊している。あの人は世界のチョウを集めておるのかな。

それで、やっぱり多様性ということに我々はもっと気づかなければいけないということをおっしゃっていますので、やっぱり学習の中でもこういうふうにいろんな変わった魚やチョウがいるということを知るということだけでも大きいし、我々仲間として、人間として同じように多様な民族がおるけど、そこで戦争をやっておったらいかんということにもつながりますし、僕は、こういうハリヨを単に環境として見るという側面だけではなくて、先が非常に広がっていると。

それから、もう一つ学ばなければいけないのは、ドイツはものすごく環境を先に考えて、もうけは後になっておりますから、それが経済というか、国民の理念になっておるんですよ。だから、日本からいうと20年ぐらいおくれていますね。あそこは世界で原発を禁止したの、あそこ、初めての国ですよ。そういうところを学んで、やっぱりこれからは私たちがやっぱり小さな自然でも大事にしていく、破壊しても後、どうして保存していくかということまで広げていく必要があるので、単なるハリヨですけど、されどハリヨということで、何らかの機会で、私はこういう読み物でいいので教育委員会がつくって、こういう機会にこうやってこういうものに生かせるよということをここで書いてあげて、そして、あるところは多様性に気づいていけばいいし、あるところは環境に気づいていけばいいし、あるところは環境に気づいていけばいいし、あるところは生き物としての5年生でやる理科の教科書に載っておりますそういうものとか、メダカとあわせて学習するとかで、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それじゃ、ちょっと余談に言いましたけど、大事なことですのでお話をさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

教員の指導法の質的向上は図られているかということでお尋ねをいたします。

私は、子育ての施策の中で、義務教育の学校における耐震補強とか、パソコンの入れかえとか、空調整備等々、ハードの面では林市長も頑張って、そして短時間のうちに強化されてきたなと思っております。一時的には、他市にちょっとおくれていたので心配しておりましたけど、急にぐっと進めていただきましたので、ハード面についてあれこれ言うことはないなというふうに思っております。

しかし、ソフトの面でどうかなという危惧されるところが見えてきております。きのうもひきこもりとか、それから不登校とかという問題、出ておりましたけど、私は、基本的にはあれはゼロにしないかんと。一人一人の人間を見たときに、ああ、不登校が11人いますとばかなことを言っておってはだめやと思っております。

したがって、そういう背景にあるのは、私は、これから申し上げる点数制度に偏り過ぎておる、学校教育が。今、評価しないんですよ、皆さん御存じのように。私たちの子供のころはみんな、私もそうでしたけれども、5、4、3、2、1ってつけたんでしょう、通知表。そして、おまえは3ばっかりやなとか、おまえは5が幾つもあるなといって、そうやって生きてきたんだ。

ところが、それは廃止になったんですよ。それはやめましょうと。人間をそうやって数字で評価することはよろしくないって。目標到達度で評価しましょうということですから、今、子供たちの評価は二重丸、目標に到達しておりますよ。あんたは丸です、何とか到達していますが、もうちょっと努力したらできるのでないですかという個人内評価でやっておるんです。5、4、3、2、1をつけておるときは、5は何%しかだめと決まっておったんですよ、15%以内とか。そのかわり、1もつけなきゃならない。1も、あれは一生懸命頑張ったんやで1はなくしてやりたいなと思っても、1を15%つけなきゃならない時代やったんですよ。

今、それがなくなったんですよ。それは何かというと、根底的には、そういう人間を 義務教育のうちに点数で評価するなんてことはおかしいということが背景になって、な くなってきたんだ。それが今、また復活していっておるんや。それが、私が学力テスト の問題だというふうに思っております。それで、それが微妙に子供に響いてきて、不登 校にならざるを得ない子が出てきておるんです、実際に。あるいはその子が、ほかって おくとひきこもりになってしまう。

私は羽島に行ったときに、いきなり、海ちゃん事件。小学校1年生の子が下校途中にいなくなってまった。それで夜通しで探した。そうしたら、朝、公園みたいなところから死体で見つかった。そうしたら、もう1カ月半は私、張りつきになりました。捕らえてみたら、不登校なんですよ。不登校をずーっと続けてきて、ひきこもり。もう二十何

歳でしたけど。

それで私は痛い思いをした。痛いというか、悲しいというか、寂しいというか。だから、1人でも救わなきゃいかん、ゼロにしよう。1人でも不登校を出したら負けやというぐらいの気持ちで取り組まないと、なくならないんですよ。そんなふえましたってとろいこと言っておったらあかんねん。だから、その背景にあることを僕は1つに絞って、学力テストに1つありますよということです。

なぜかというと、1つは、宿題が多過ぎる、しかも変な宿題が。教育委員会、つかんでおれへんもん。これ、持ってきましたけど、これ、270円ですよ。これを1年生からやるんや。算数と国語と、毎日2ページか4ページ、ひどい先生は3ページ、書いていかな、一生懸命。困ってみえる、お母ちゃんが。そして、全部家の人か本人が丸つけることに決まっておるんや。先生はどうするかというと、ばんばんばーんと印鑑を押してあるだけよ、全部。私らそんなことしたことありませんがね。ああ、この子はここで間違えておるな。もう一回、この子はこういうふうに宿題を出させる、手づくりでやっておるんですよ。できるだけ教科書は使いましたけどね。今、教科書は使いませんがね。漢字ドリルでやったら、これ、使ってやっておるんやで。国語の教科書を使ったら、こっちとこっちと宿題するよって言って、あした先生が見るよって言ってやれば、これ、きちんと毎日の積み上げになっていきますが。

考えないかんの、これは。教育委員会もよく知って指導しな、直らへんもん。6年間、 こうやってやっておるんやよ。それで、できん子は不登校になっていくんやがね、寂し いことに。それが1つ。

2つ目に、8月28日です。これ、10回目の全国学力テストの学習状況調査が公表されたんやね。その前後に、私は教育委員会から指導しないかんと思うんですよね、これをどういうふうに活用するのか。どうですか、皆さん。ただこういうふうに発表されましただけ情報を流したって、学校まちまちになるだけでしょう。

これはぜひ、点数が低くても自分たちの責任だから、どこがまずいか1回点検してみてください、分析をしてみなさいと言うことが大事ですよ。それをやってあるのかどうかということを私は聞きたい。

3番目、私は絶対に学力テストを子供の評価に使ってはいけない。あくまでも目的は、 国が言っておるのですから。この目的は何があるかということは、指導法の改善にある ということを言っておるんですから。それ以外にないの。

それで、私が毎朝、毎夕方ほとんどですけど、危ないところがあるもんですから黄色 い服を着て、帽子をかぶって立っておると。そうしたら、こう言ったんですよ、子供は。 ざわざわざわざわしながら来たんや。4人おりましたよ、4人おったんですよ、6年生の子が。そうしたら、何を言ったかというと、「俺んた、きょう校長に叱られたんや」。校長先生って言ったかな。校長先生に叱られたんやって言うんやね。要するに、僕は普通の人間と思っておらへんもんで、あれに言ってやれといって訴える調子で言っておるんや。何で叱られたんやって言ったら、そうしたら「校長が来て」、そして校長が来たって言ったら、そうしたら女の子が、「ふん、教室まで来て」って、こうやって言ったんや。ああ、教室へ行ったんやなと思ったんや。そうしたら、あんたたちの、そのとおり言いますよ、「あんたたちの学級だけ毎日毎日こつこつ勉強しておらんもんで、このテストの点が低い」言われたというんや。

それで私は、えーっと思ったんだけど、黙って聞いておった。そうしたら、だんだん話が学力テストの問題の話になっていって、その場で子供がこう言うんや。「おい、Bの問題は難しかったな。おまえ、幾つできた」ってこうやって聞くんや、1人の男の子が。「俺は1つしかできなんだ。おまえ、幾つできたんや」。「俺は3つともようわからんで間違っておるかもしれん」といって子供は言ったんやね。そうしたら、「ああ、おまえはばかやでなって。女の子、あんた、どうや」ってこうやって聞くんやね。

どうですか、皆さん。そういうことが言われているに違いないんや。それを教育委員会は何を言っておるかというと、激励に行ったんやと言っておる。そんなもんやで。驚いた、僕は。そんなもん、その日に言ったんやで、僕に、子供たちが。そして、おじさんに言ったんやないよ。毎日触れ合って、何かかんかしゃべっておる人に言ったんやで。僕は訴えたと思って、これは1回、きちんとしないかん。そんな点数で何で判断するの。そんな管理職ではだめやよ。ぜひ、その辺をどういうふうに考えておるか。

最後は、トップは秋田や福井ですね、皆さんも御存じのように、学力テスト、5年ぐらいトップなんですわ。調べてみますと、秋田はそれほどでもないようですけど、福井県には大勢の人が研修に行っておるんやに。どういう学習指導をしたら、この子たちは理解ができるやろうと。

B問題というのは、やっぱり考えんと、もう問題そのものがわからんのやね。読めん子は題が捉えられないの。私たちがやっても、そう正解にならないですよ。きちんと書いて答えを見てもずれておる。そのぐらい難しいんです。これ、B問題の点数は、悪いのは27%台になっておりますけど。

したがって、そういう問題にもなれていくためには、私は研修しかないと思っています。そういうところへ行って研修してこれば一発でわかるって、自分の授業のまずさが。 間違いなくわかります。見て覚えて、まねして覚えや、すぐ解決できるんです。 それから、もう一つ大事なことは、学校で基礎基本を身につけるということですよ。 こんなものをうちへどんどんどんどんやったらいかんと私は思っていますし、学校は読 書の時間と朝読書の時間と決めているんですよ。そのあたりをやっぱりきちんと詰めて いく必要があるのではないかということを質問いたします。

- ○議長(武藤孝成君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤正夫君) 御質問にお答えします。

まず、1点目の宿題の量と質についてお答えをします。

各学校とも確認をしましたところ、授業の学習内容の定着を図ること、学ぶ力を鍛えること、学習習慣をつけること等の目的で、児童の実態に応じて家庭学習、宿題を課しております。

教育委員会としましては、このことに関して、学力向上推進会議において家庭学習、 宿題について、例えば学習が理解できないのは反復練習が足りないとか、量や時間が足 りないと児童に要因があると考えていては指導改善に結びつかない、予習や日常を関連 づけた宿題を提示する等一層の工夫を図ることについて指導しているところでございま す。

2点目の、全国学力テストにかかわる事前の指導についてお答えをします。

教育委員会から各学校に授業改善サイクルPDCAを示し、学校はそれをもとに学習 状況の実態をもとに各学校ごとに学力向上指導改善プランを立て、進めております。

具体的に申しますと、まず年度当初に、各学校に対して4月に行われます全国学力・ 学習状況調査後に、まず自己採点をして、さらに県でまとめた集計結果が速報として知 らされますので、それと比較をして、8月の国の公式公表を待つことなくそれぞれの結 果の分析から自校の課題を把握し、すぐに改善に努めるよう指導しております。

また、その指導のあり方についても、教科主任会で検討したり、大学の先生から授業 改善につなぐ手順を示していただいたりといった取り組みを進めてきました。

9月には、県から分析結果の報告と指導改善の手立てが示されました。そのことから、 正答率と、さらに、今議員さんが御指摘くださったA問題、B問題のほかにも、質問紙 調査という生活等にかかわる調査がありますので、それと関連を図って授業改善の視点 を示すようにしました。その後も、定期的な学力向上推進会議の中で計画、実施、評価、 改善、PDCAのサイクルで子供たちの学力の向上を図るよう指導しております。

3点目の、全国学力テストの目的は授業改善である、そのことを徹底すべきだという 御指摘についてお答えをします。

議員御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査の目的は授業改善にあると考えており

ます。それは私どもも全く同じ考えてございます。この授業改善にかかわっては、本市では、わかる授業の充実のために子供一人一人のわからないを大切にするよう指導しております。具体的に申しますと、子供の姿を思い描き、授業のどこでわからないのかを推測し、それを乗り越えるための手立てを丁寧に工夫していくよう指導しております。

さらに、特徴的な取り組みとしまして、28年度から大学と市町村教育委員会と連携した授業改善支援プロジェクトに岐阜地区として唯一山県市が取り組んでおります。28年度は美山小学校、29年度は富岡小学校、30年度は伊自良南小学校をその拠点校として全市的な取り組みを進めております。

大学の先生から最新の授業分析の仕方や新学習指導要領を踏まえた授業改善のあり方について、実際の授業などを通して助言をいただく等の取り組みを進めています。

先日の山県市教職員研修会では、山県市内の全教職員が深い学びとみずから学ぶ意欲を育てる授業づくりについて大学の先生とともに、実際の授業の視聴しながら研修をしました。

来年度取り組む伊自良南小学校については、大学の先生の指導、助言のもと、これまで2年間の成果に立ち、効果的な授業分析、児童の立場に立った授業設計のあり方等の授業改善を進めていくという計画でございます。

また、このプロジェクトの中で、大学の先生による全国学力・学習状況調査の結果分析から学校では気づけなかった、そんな視点からの課題と改善策についても学ぶことができています。

4点目の、教員の派遣や研修の積極的な推進について3つの取り組みを説明させていただきます。

1つ目の取り組みは、研修としての人事異動の積極的な推進です。

平成28年度末の教職員定期人事異動において、市外の研修校へ2名、鹿児島県交流派遣へ1名、鹿児島から交流派遣で市内学校に1名、教職大学院へ1名の異動がございました。岐阜大学の教育実習校で研修している教員が、現在4名おります。今後も、教員の研修派遣については計画的にかつ積極的に進めてまいります。

2つ目は、大学院で学ぶ先生への助成事業による人材育成の取り組みです。

本市の課題について、大学院へ教員を派遣し研修していただき、市全体に還元しても らうための授業で、県内では山県市が初めて制度化したものです。今後も、その時々の 山県市の課題について継続的に派遣をしていく計画でございます。

3つ目は、小学校における可能な限りの教科担任制です。

教員の定数や免許教科の関係で専科教員を置くことや、学年間や学年をまたいだ指導

体制がつくりにくい学校もありますが、可能な限り高学年の教科担任制や教科支援のできる教諭、支援員が配置できるよう今後も進めてまいりたいと考えております。

以上のように、子供たちの立場に立ち、効果的に徳・知・体の調和がとれた教育が推進できるよう、学習指導要領や学習状況調査に基づいた教員の資質能力向上や学校指導体制の工夫、効果的な授業改善に学校と一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 上野欣也君。
- ○11番(上野欣也君) 市民が聞いておって本当にどのくらいわかったかなという思いが強い。基本的には、義務教育は点数で評価するなということ、まず基本的に。義務教育9年間、点数で評価したら、それは差別や不登校が出ますよ。それを僕はきちんと指導してもらいたい、特に管理職に。

それから、私が言っている福井県へ行ってこいという意味合いがわかっていない。福井県はものすごく多くの人が来ている。出ておるんですよ、データで。それで、福井県も考えた、いっぱい来るので。それで、短期間の受講する、そういう人を40人とか決めて、そういう人を、どうぞ3カ月間研修してくださいといって広めておるんですよ。

それで、その中の1つが、縦持ち指導法といって成果を挙げておるんですよ。それは、1年生を担任した者が2年生の算数、数学を教えると。そうすると、自分が教えたことですから、こういうふうにつながっていくわけでしょう。そうしたら、これはこの子はここでつまずくなということをきちんと知っておる。それを徹底しているということで、これは広がりつつあるんです、全国的に。

だからそういう、私は義務教育の期間は点で評価するなと、点にこだわるなということをやったら、その裏に何があるかというと、技能指導、指導力の向上がなけなあかんのや、校長の中に。校長がそういうとろくさいことを言っておったらあかんねん、そんなもん。おお、よう頑張ったな、これからもっときちんとみんなと一緒にやろうね、先生たちも頑張るねと言ったら、それは励ましになって何にも言えへんよ、子供たち。よし、やろうと意気込みになるで。おまえたちの学級だけじゃないか、そんなふうにと言っておるのと一緒やがん。それで、私がわざわざ月曜日に出てきて、どういう返答やったって聞いたら、そうしたら、私は励ましに行っただけであって叱っておらへん。私がその日にそこで叱られたという子供の生の声を出しておるんやで。これ、議事録に載っていくよ。そうしたら、何年かたったら、ああ、あれは校長が励ましに行ったことを僕が間違えて捉えておるということになってまうやないですか、このまま載るんやで。ね

え。僕は、しゃべった方も非常に何やと思ってがっかりして帰っていきましたよ。

これ、議会軽視、議員軽視につながっておる、そんなもん。議員が言ったことを何で 信じられんのや。励ました。子供が叱られたと言っておるんやよ。教育委員会、そうい うところが非常に多い。

これは議長にもお願いしておきたいと思いますけど、丁寧に本当に僕が真実を語っておるんですから、それをきちんと受けとめて、やっぱり校長指導をしないかん。かわいそうや、子供が。

苦言を呈して済みませんでした。これで質問を終わります。

○議長(武藤孝成君) 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で50分から始めます。

午前10時44分休憩

午前10時50分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順位9番 福井一徳君。
- ○8番(福井一徳君) 日本共産党の福井一徳です。今、議長から指名をされましたので、 3点について質問したいと思います。一般質問のしんがりですが、きょうはCCNでも 報道されますし、傍聴の方もいろいろお見えになっています。私、3点、市長の政治姿 勢についてお聞きをしたいというふうに思います。

最初は、美山の東海環状岐阜山県第一トンネルのヒ素残土埋め立てについてお聞きを いたします。

環境基準の10倍のヒ素残土の埋め立て撤回の報道は、中日新聞を初め中京テレビ、N HKテレビ、ラジオでも報道される事件でした。市民の健康や安全を守るべき行政の安 易な対応や、重大な事案にもかかわらず事前に議会に何も知らせずに事を運んだことに 対して、議会軽視につながるものとして遺憾の意を表明します。

市長は、昨年の3月に国道事務所から相談を受け、候補地として田栗御所野の総合運動場を推薦しました。市民の健康被害、武儀川への地下水流失の可能性と岩佐の飲料水としての利用からくる健康被害の危険性などを考えれば、国土交通省による田栗地区の用水路工事や運動場の整地事業と引きかえにせず、当初から埋め立ては断るべきでした。その点で、最初の市長の判断が間違っていたのではありませんか。

いまだに、今回問題になった残土のヒ素検査データは公表されていません。地域の住民や各自治会からの批判と反対の声を受けて埋め立て撤回になった事態を、市長はどの

ように受けとめているのか。また、美山地域だけでなく、山県市のどこにも環境基準10倍のヒ素残土、これは埋めることはお断りすると、この場で明確に表明していただきたい。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 御質問にお答えをいたします。

まず、東海環状岐阜山県第一トンネルのヒ素の残土埋め立てについて、その安全性の 判断についてでございますが、昨年の4月に国土交通省岐阜国土事務所より、市内での トンネル掘削の際に発生が予想される、環境基準を超える自然由来の重金属を含有する 建設発生土の受け入れ候補地について、あっせん依頼の申し出がありました。

その際に、当該建設発生土は地表にさらさず、水の浸透を防ぐことにより地中に封印すれば問題は生じない、また、この施工につきましても独立行政法人土木研究所監修の建設工事で、発生する自然由来金属等含有土対応ハンドブックに基づき候補を選定し、学識経験者による委員会により確認された施工方法で実施する、さらには、工事を行う際には、周辺の水質モニタリング工事開始前から完了後2年間について実施するとのこと等から安全と判断をいたしました。

東海環状自動車道、この西回りルートの早期の開通は、市民の皆様や事業者が待ち望み、市発展のために重要なインフラ整備でございます。本市から出る発生土の処理を、まずは本市で処理し、早期開通の促進に寄与したいと考えたところでございます。

しかしながら、地元の理解は、これは最重要課題でございまして、最重要事項でございますので、そのための地元説明会を開催させていただいた次第でございます。また、 美山総合運動場以外に本市が所有している候補地はないことから、岐阜国土事務所へ再 度、別の用地を紹介することはございません。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 今、市長がお答えになりました。あっせん依頼があって、地中に、 これは具体的な対策のマニュアルに基づいて埋めるので問題がないと、モニタリングは 5年間するので安全性の確認をしたというようなお話でした。

それで、最初に断っておきたいのは、東海環状の開通については、私も早期に実現を するということの立場でこの問題を取り扱っています。

それで、具体的にいきさつについては建設課長にもこの間ずっとお話をしてきました、 その経緯も含めてですね。問題は、国を信用しているから具体的なデータについては見 ていないと、私は、国がやることだから、大企業が私企業がやるんだったらチェックす る必要があるけれどもという答えでした。

それで、今、市長は安全だというふうに言われたんですけれども、市長は基準10倍の ヒ素の溶出量のデータ、これでもって具体的に確認をされたのかどうかということを、 まず再質問で1点。

2点目は、これは遮水シートをして封じ込めるという話でしたけれども、経年劣化を すれば当然ヒ素が武儀川に漏れ出す可能性がある。だから、市としては、そうした調査 を実際にしたのかどうか。

3点目は、実は、今回の前に岐阜から東深瀬に抜けるトンネル、ここでも同じような ヒ素が出て、名古屋の港区の処理施設で全量処理をしたということです。なぜ、今回は そういう処理をしなかったのか。

4つ目は、議会に事前に説明もなく埋め立ての話を進めたのはなぜか。 この4点について再質問します。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の、データの確認でございますけれども、このデータにつきましては、 担当者が国道事務所での打ち合わせの中でこのトンネル掘削の際に発生が予想される、 環境基準を超える自然由来の重金属を含有する建設発生士について、土壌汚染対策法の ヒ素に関する土壌用量基準0.01ミリグラムパーリットルに対しまして、最大でも0.1ミリ グラムパーリットル以下での10倍以下との説明を受け、安全と判断したわけでございま す。

そして、2つ目の、シートの工法等について市で確認をしたかということでございますが、これは確認しておりません。国が定めました基準で施工されるということが大前提でございますので、市のほうでは確認はいたしておりません。

そして、3点目の、山県市から岐阜市でのトンネル工事の処理等については、私は認識しておりません。確認しておりません。

そして、4点目の、議会になぜ報告しなかったということでございますけれども、この点につきまして、いろいろ確認をしながら進めておりましたし、特段大きな、今回いろんな事情はございますけれども、地元の皆さんの思いを尊重しながら進めていきたいというような思いもございました。でも、最終的にはしっかり報告させていただきたいということは考えておりました。

以上でございます。

○議長(武藤孝成君) 福井一德君。

○8番(福井一徳君) 今の説明ですと、担当者が調整会議とおっしゃっていましたが、 説明を受けて、それで、それでいいだろうというふうに思ったということですね。シートについては確認をしていないと、漏れ出しについては、可能性については確認していなくて、国の基準だからその施工によってやるから大丈夫だと。3点目については、これは知らないと。これは新聞にも載っているんですけれども、知らないという返答でした。4点目については、議会に事前に説明はないというのは、特段大きな問題じゃないと、これ、撤回になったんですよね、特段に大きな問題じゃないので、後で報告するつもりだったというお答えでした。

ヒ素の溶出量のデータについては、ずっと公開を要求していますが、いまだに非公開になっています。それで、実はいろいろ調べると、ヒ素が10倍を超えると、遮水シート工法ではだめだということで次の工法があるんです、コストがかかるんですけれども。10倍を超えないという根拠はない。確認するのは当然、行政としては責任、当然の責任だと思います。私は信頼しているから確認しないという、信頼することと確認することは私は別問題だというふうに思っています。

実は、この問題が起こったときに、日本共産党の本村伸子衆議院議員と連絡をとって、 なかなからちが明かないので国土交通省の本省ルートから全部いきさつを調べさせてい ただきました。

その説明の中では、岐阜市の部分も入るかどうかというのは量がわからないと、入るかもしれない。それから、なぜ今回は、前回のように、名古屋の港区で処理するのではなくて埋め立てるということにしたのかということについては、何か特別な基準があるという認識はないと。そして、このときには、まだ、今処理の対策委員会で検討してもらっていて、まだ結論は出ていないという中身でした。

そして、地元の説明もそうですね、それから議会に対する説明についていろいろ問題が起きているということについては、これは山県市さんから美山運動場を提示してもらったと。だから、議会の関係とか地元の関係は山県市さんの問題で、国交省はあずかり知らぬことというお話でした。

実は、前回出たというこれは調査報告書、これ、岐阜国道事務所です。国会ルートから手に入れました。これ、出すのにも、最初、今起こっているような同じようなことですよ、議事録がない、いろんな資料がない、出し渋っていたんですけど、最後、具体的に出させました。

どこに仮置きをしたかって全部図面があります。これ、分析のデータもあります。これに基づいて読んでいると、前回、東深瀬のところに仮置きしたやつ、有効利用できる

良質でないことやヒ素が検出されたことから周辺への汚染防止を目的に早急な処理が重要と考え、下記汚染土壌処理施設へ場外搬出し、適正に全量処理をした。搬出先、会社名は言いませんが、2カ所です。全量で8,000トンぐらいです、これを処理したというのが具体的にわかりました。

それで、遮水シートの耐久性の問題、これも先ほどいろんなマニュアル問題も含めて、 実は自然由来のヒ素って結構出るんですよね、日本は。ところが、今まではずっと環境 基準なかったんです。それが、国が改めて環境基準を決めて、自然由来のヒ素について もきちっと処理をしなさい、先ほど市長が言われたのは、それに基づいて具体的な施工 方法等と書いてあるんです。

ところが、私が調べたときに、この遮水シートの耐久性はどのくらいか。この間、副市長は議員の協議会のところで、メーカーによっては100年とお話があったんですが、今、最先端で15年です。

それで、今、子や孫の時代まで環境を守ろうということで、期待年数というのがあるんですね、50年、これは学会の中でも今、研究課題なんですよ。具体的に解決していない。素材も含めて、そこはきちっとやる必要があるというふうに言われているんです。こうしたら、15年たったら漏れ出す可能性があるということですよ。何でこんなものをきちっと調査もせずにうのみにするのかというふうに思います。

それから、遮水シート漏れって現実に事故も起こっているんですよ、大丈夫だって言っているけれども。そういうのを調べてみたら、こんなものとても地元の意見を聞いて決めるというふうにはならない問題だというふうに私は思います。

恐らく、これ以上いろいろ議論してもなかなか一致しないかもしれませんが、こんな危険なものをもう一つあったのは、やっぱり地元の声が大事だということで、実は、田栗地区に聞いたんだという話がありました。田栗だけですよ。美山の自治会もほかの自治会もなくて、田栗だけですよ、聞いたのは。そこで合意されて、ああ、整いましたって言ったら、じゃ、議会には、これ、このまま埋めますということで報告されるわけですよ。こんな重大なことを議会に報告しないなんて、議会の軽視そのものだと私は思います。

今回はこの議会へ、先ほど同僚議員もおっしゃっていました、山県市環境基本計画、こういう計画がいっぱいつくられるんですよね。これを隅から隅まで読んでいるんですけど、この中に、今ある山県市固有のものを大切にする、本市は長良川水系のまちとして緑豊かな森林と清流に恵まれた美しい環境、今ある本市固有のものを将来、世代の共有財産として大切に守っていくことに配慮しましたって書いてあるんですよ。配慮する

んだったら、やっぱり美山の水流を守らなきゃだめですよ。

私は、今回の事態を通じて、本当に市民の立場に立って、そして市民のやっぱり暮らし、健康、そういうものをしっかり守るという意味では、市長の判断というのは非常に甘かったのではないか、間違っていたのではないかということを改めて問題にしたいと思います。

きょうは、美山の方もたくさんみえていると思いますけど、先ほど最初の質問の中で、 市長は山県市にはもう埋めないということを明確に、その点だけは答弁されましたので、 今後、こういうことがないようにしていただきたいと思って、この問題についてはこれ で終わりにしたいと思います。

続いて、もう一つ、時間の関係で美谷学園の問題を先にやります。あと28分ですね。 美谷学園児童養護施設の佐賀地域への移転計画断念の経緯についてお尋ねをします。 ことし2月12月の朝日新聞の朝刊に、児童養護施設新設を断念、移転先の同意得られず、市の意見書……。

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時08分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ○8番(福井一徳君) もう一度言います。

市の意見書地元反対記す、住民中学荒れる、施設偏見だという見出しの記事が載りました。これは現物の記事です。そして小見出しに、県、市は動かずとありました。

私はこの件に関して、昨年、第1回市議会の一般質問で取り上げて、児童憲章や児童福祉法、山県市市民憲章の理念に沿って児童養護施設が佐賀地域に移転できるように、一部の誤解とか偏見を取り除き、住民合意に向けて市長に一肌脱いでほしいと要望しました。

その後、6月22日夜に開催された高富校区の説明会では、どの子に対しても成長を温かく見守るべきではないかなど、移転賛成の意見も多く出されました。しかし、残念ながら、今回の朝日新聞の移転断念の報道は、その願いもむなしく、子育て日本一を目指す山県市にとって最大の汚点になったというふうに私は思っています。

そこで、市長にお尋ねをします。

1つ、地元反対という意見書を市長が提出すれば、地元同意がないということで県としては国に申請を上げないことは予想できたのではないかというのが1点です。

2点目は、新聞記事によると、市としては意見書をつくっただけで、あとは県の判断。 地元住民を説得することもその逆もできないとの担当者のコメントが、この新聞に載っていました。市長は、人権擁護の立場で地元住民を説得することもその逆もできないというふうに考えてみえるのか。

この2点についてお聞きをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 御質問にお答えをいたします。

児童養護施設の移転計画につきましては、施設側が一昨年から数回の住民説明会を開催され、昨年の9月、施設建設に係る補助金を岐阜県に対して申請するために必要とされている本市の意見書の作成について依頼を受けました。

市といたしましては、岐阜県児童福祉等対策事業補助金申請要綱に基づき、求められている項目の現状について意見を掲載し、翌月に施設側へも提出したものでございます。

市といたしましては、子供たちが地域社会に見守られ、不安を抱えることなく生活するためには、地域住民の御理解と御協力は必要不可欠であるものと考えております。市は建設予定周辺住民を対象に、これは市ですね、市は建設予定周辺住民を対象に、児童養護施設について施設の設置目的などの概要説明会の開催や、これは市が行いました、施設側における建設に係る地元説明会の開催に向けた日程調整など、地域住民に正しい理解が得られるよう努めてまいりました。

また、施設側に対しましては、住民への丁寧な説明や誠意ある対応について地域住民の理解を得る活動をしていただくようお願いをしていたところでございますが、地域住民の賛同は得られず、申請時点においては、これをありのままに記載したものでございます。

県はこれを受けまして、今回は補助金の協議を国にすることは困難と判断され、本年 1月にその結果を報告いただいたところでございます。

また、同じような時期に他の児童養護施設でも市内への移転を計画され、これらの施設では、施設側の努力により地域住民の理解が得られて、既にグループホームを開設されているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) 今、答弁がありまして、一昨年から説明会を地元で開いた。市と してもこの建設についての趣旨を地元周辺の住民に対して説明を開いたという話でした。 それで、同じように他の施設も市内に建設をされたんだけれども、努力によって理解が

得られたというような最後のまとめでした。

私は一般質問の中で、一部の誤解と偏見、これがあるのではないかということを問題で取り上げました。これ、実は高富地区自治会連合会が回覧板で反対署名を集める、およそちょっと信じられない話なんですが、合意すれば、執行部が、何やってもいいというわけでは私はないと思いますね。自治会連合会の本当に私物化ではないかというふうに思います。

この署名に当たっては、地元でも自治会長さんがこれを回覧で回すのはいかがなものだということで回さなかったという具体的な事実もあります。回覧の署名の内容、市長御存じだと思うんですが、この内容もまたひどいんですよ。ここに現物があるんですけど、美谷学園移転が将来にわたり高富地区全体へ及ぼす影響を考え、そして今後も地域住民が安心して暮らせる生活やどの子も健やかに育つ地域を守るために、美谷学園の子もどの子でも一緒ですよね、ところが、美谷学園移転へ反対署名に協力をお願いします。児童養護施設とはということで、社会福祉法41条の抜粋まで載せて、部分がだ一っと書いてあるんですよ。

この中で何をまた書いているかというと、もし美谷学園が来ると、この地域は子供たちの通学路になる。不測の事件、事故等が起こる可能性があります。2つ目、さらに美谷学園ができることによって、周辺自治会にグループホームができて、今後、自治会活動や子供会運営に支障を来すおそれがある。3つ目、高富中学校でこれまで以上にさまざまな問題が起きる可能性がある。

これを読んで私は驚きました。もう全く犯罪者集団が来るかのごとくの文面ですよ。 これに署名用紙をつけて回覧板で回しているんですよ。しかも、これはこの地域ずっと 福祉課長と確認をしました。世帯数の18%です、8割に及ぶ人は署名しなかった。なお かつ署名をした人たちが、後で署名取り消し、こんな問題だったって知らなかったと言 って取り消しをされた方もいる。

この中で、こういう事態に即して、実は、実名入りで勇気のある方、山県市に現在お 住まいになっている、その地域ですよ、美谷学園の卒業をされた方です、48歳の方で、 この方がこう書いてあります。

乳児院から児童養護施設に移り、中学卒業までの13年間を美谷学園でお世話になりました。両親を知らず、自分のルーツもわかりません。現在、私は家庭を持ち、3人の子供に恵まれ、夢であった家族という仲間と新たな歴史をつくるための毎日を過ごしています。幸いなことに、周囲の多くの人の助けを受けて今があると感謝しています。

この人が、この署名用紙を見て、私の居住しているまちにおいて平成28年7月ごろ、

回覧板で別紙の内容の反対署名が回されましたと。そのときの心のもやもやが晴れることはなく、今日まで至りました。そもそも回覧板という公器を使用しての反対署名運動がまかり通ることに疑問も覚えました。大半の方々が反対署名をされています。署名しなければならない回覧順序や自治会全体の総意であるような間違いやすい内容が微妙に文章の中に施されています。これは先ほど私が読んだやつですでね。

この中にこんなことが書いてあるんですよ。反対署名の目的は、地域住民の多数の反対による施設建設許可の取り消しが目的ではなく、県や国の補助金の助成金の支払いを出させないという方法であり、資金がなくなれば建設ができないだろうと、よって撤退に追い込んでいくという山県市と自治会連合会の共同作戦であったというふうに書いてあるんですね。この事実は、私の友人が心ある自治会長さんからの情報であるから間違いない事実ですと、私に伝えてくれました。それで、ここにある署名の文面、これを撤回してくれ、その後、市も当然御存じなんですけど、そういうことを実名入りで出されました。

市長は、このようなことも知った上で書いたのか、これ、すごいですよね。これ、事 実がどうかということについて、次に再質問します。簡潔にお答えください。

[「もう一度言ってください」と呼ぶ者あり]

- ○8番(福井一徳君) 反対署名の目的はというところですよね。これは、助成金を支払 わせないようにするため、山県市と自治会連合会の共同作戦であるというふうに書いて あるんですよ。これは、こういう事実があったかどうかというのを市長にお聞きします。
- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再質問にお答えをいたします。

先ほどの自治会連合会と山県市が共同作戦でそうした行為をしたことは一切ございません。

以上です。

○8番(福井一徳君) 完結にお答えをいただきました。

それで、実は美谷学園のいろんな経緯についての資料です。これ、市が情報公開した中身です。私はこれも読んで昨年、一般質問しました。全容についてやるのは微妙な時点で、市が頑張って地域を説得していただいてうまくいくようにという意味で、その時点では知っていましたが公表しませんでした。

これによると、1つは、2014年の6月10日、市役所に美谷学園が行って、それで、地 元自治会の皆さんと話し合いの場を設けてほしいということを申し入れているんですね。 これ、なかなか実現しないんです。ずーっとお願いをしているけど、何だかんだと言い ながら実現してきていない。

それで、6月にそうだったんですが、8月11日、地元自治会での話し合いを市とやっているんですね、この記録に載っているんですけど。これを見ると、どんな内容を話すか不明だと、説明会ね。話すことはないし、聞きたいことがあればこちらから聞くので、話し合いは不要だというふうに断っているんです。これ、一貫してこの立場を貫いているんですよ。

それで、その年の2カ月後に市民座談会があって、佐賀地区に美谷学園が来ることになっているけれども、当初は天理教のことだったって。情報が流れてこないがどうなっているかというお話でした。地元が受け入れるか否かが問題だけど、地元といった場合、市はどこまで地元と考えているかというような質問もされているんですよ。

そのときに市の担当者は、課長だと思うんですけど、土地開発工事は許可がされている。これ、許可証の写しです。許可されているんですよ。この写しの中には、児童養護施設ってちゃんと書いてある。事業も書いてあって、それで図面の中にもちゃんと落とし込んで書いてあるんですよ。勝手に美谷学園、天理教だけつくるという申請書じゃないんですよね、これ、中身は。地元によく説明をするように美谷学園に申し入れているって言っているんですよ、市民の皆さんに。申し入れをしているけれども、断っているのは自治会なんですよね。事実と違うメッセージを市は出している。

その後、翌年の6月17日に朝日新聞では動かなかった県、県の子ども家庭課と山県市の福祉課が話し合いをしています。そのときに国の補助金交付の条件について何か、土地を確保することだと。そして、県は市長の意見書が必要ですよということを6月17日に言っているんですよ。

そうしたら、この記録でいくと、ちょうど1週間後、6月24日、これ、書いてあることを言っているんですよ、私がつくっていることじゃない、市の資料ですよね。副市長と高富の自治会の方、個人情報なので名前は黒塗りになっています。2つ話をしていて、1つは7月13日、高富自治会連合会の会合がある。これは11月5日に向けた、住民説明会に向けた準備の会合です。その会合の中で、質問事項の確認をしている事前の打ち合わせですよ。2つ目、根本は施設反対だ。施設を受け入れない方向での方策は何があるかということを相談しているんです。

そして、この後に高富自治会の連合会が主催されて住民説明会の中身を打ち合わせされて、11月5日に住民説明会をやっている。このときは美谷学園を呼んでいないんですよね。これが示されている。この流れなんですよ。

それで、その後また見ていくと、翌年のまた6月ごろに県の子ども家庭課課長と係長、

この方とお話をされているんですよ。この課長と係長というのは、実は私も共産党の中川県会議員と一緒に行ってやってきました、名刺ありますけど。直接会って話をしてきました。この人と最近の経過について、それから補助金の流れ、それから地元同意、市長の意見書の再確認ということを話し合っているんですね。

そのちょうど1週間後、6月14日、ちょうど1週間後ですよ、この美谷学園の考える会11名の方と市の課長が面談をしています。この時期に署名活動を始める予定だと。地元の同意がないと補助金が出ないねということで、このときまだ美谷学園は説明会してくださいって一生懸命言っているんですよ。ずーっと言っているけど実現せずにここへ来たと。

8月9日に電話で県の子ども家庭課の係長さんと状況を確認して、佐賀地区では署名があったのかどうかと、他地区では余り進んでいないみたいだと。断った自治体もこのときには自治会調査もあったわけですよね。

これを受けて、ちょうどこのころ私が白血病で病院で入院していて、病院に電話がかかってきたんですよ。私はこれで、ここから始めたんですけど、調べたんですけど、9月1日に朝日新聞の記者が市に取材に行っているんですよね。署名回覧の内容が人権侵害に当たるのではないかということで、取材が行っています。

その月の、9月26日に共和町と佐賀の自治会長が、市長、総務課長、福祉課長宛てに 署名簿を市に提出して、その後は、もう初期の目標は達成されたから、もうだんまりで すよ。

これが、この間の経緯だとすると、私はどう見ても、本当に今こういう地域の中で、 子供たちを温かく迎え入れて育てていくという観点から見たときに、ちょっとこの流れ は納得できないというふうに思うんですよ。

私は何でこういうことを市長に聞いているかというと、私たちはいつも山県市民憲章って言うじゃないですか。議会のたびに、これ、私たちは宣言していますよね。これは単に文字だけじゃないんですよ。この中にこういうことが書いてあります。思いやりの心を持ち温かいまちをつくります、教養と文化を高め豊かなまちをつくります、誤解と偏見があったら取り除かないといけないんですよ。いろんなことを全ての子供たちを思いやりの心を持って、温かいまちをつくっていくということを、我々はこれを目標にしているわけですよね。

そういう点からいくと、今回の事態は残念ながらちょっと違うのではないかというふうに思うんです。本当にこの問題を取り上げて、私は美谷学園のお祭りにも行ってきました。本当に子供たちが元気で伸び伸びとやっていました。しかし、そういう子供たち

のやっぱり願いを守れなかったって悔しいです。

私のホームページに、本当に子供たちは宝だから山県市の子供たちを守ってほしい、 そういうメールを直接いただきました。いろんな文章とか計画というのはたくさんある んですけど、私は、一つ一つの事例が起こったときに市としてどういうふうに向き合っ ていくのか、そのことが問われているんだと思うんですよ。政治姿勢というのはそうい うことですよ。

だから、先ほど決定的になったというのは、地元でいろいろ紛糾があって、それで市長が書かれた意見書のコピーも持っていますけど、これ書いたらアウトですよ、本当に。非常に僕は残念だと思うけれども、こうした問題一つ一つに対して真摯にやっぱり向かい合って、本当にみんなが過ごしやすいまちをつくっていくということが非常に求められると思うので、今回、こうした問題について改めてみんなでしっかり考えて、正しい方向を導き出していくということを強く訴えたいと思います。

あと、7分しかありませんので、3問目へ行きます。

国民……。

[「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。市長。
- ○市長(林 宏優君) 先ほどの福井議員からの、私が先ほど否定をいたしました自治会連合会と、それから市が対策を、反対の対策を行ったかのような発言をしてみえますけれども、今、休憩中の話を聞きますと、全くそういったことは、市から公開した情報では全くそういったことも行われていなかったということだと思いますけれども、またそのことを十分御認識いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) この問題については、引き続き私もかかわっていきたいというふ うに思います。

3点目、あと時間が5分、6分ぐらいしかありませんので、3つ目ですが、岐阜県の 健康保険運営方針(案)を受けての山県市の考え方について、市長にお尋ねをします。 この4月から始まる国保事業の県単位化を受けて、今後の山県市の国保事業運営の考え方についてお尋ねをいたします。

そもそも国は、市町村の一般財源繰り入れの解消を求めています。しかし、厚生労働省の指示による各都道府県の3回の試算で、大幅な国保税の値上げになるということが判明をして、新たに激変緩和措置を設けて市町村の一般財源繰り入れも容認をせざるを得なくなりました。

国民健康保険は、国民皆医療保険制度を下支えする制度であって、医療給付費の伸びに対応した国庫負担率の引き上げが必要ですと。全国知事会でも、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、国が責任を持って必要な財源を確保することを求めています。

国民健康保険事業の抱える構造的な問題が依然として残されている中で、全国知事会の社会保障常任委員長、これは栃木県の福田知事ですが、国保を健保並みに引き下げるとすると、1兆円規模の国費投入が必要であると主張されています。岐阜県の古田知事も県議会で同様の認識を述べられています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

市長は国民健康保険事業の構造的な問題を認識し、引き続き一般財源の繰り入れによる保険税の低減を図ることや、国に対する医療給付費の伸びに対応した国庫負担率の引き上げが必要との認識及び、国に対して負担率の引き上げ要請を行う意思はあるかどうか、明快な答弁を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 市長。
- ○市長(林 宏優君) 御質問にお答えをいたします。

国民健康保険は急速に進む少子高齢化や就業構造の変化などの社会経済情勢の変化により、退職後の年金生活者、非正規雇用の労働者といった比較的所得の低い方の割合がふえ続けていることや、医療費の増加などの構造的な問題があることは十分理解をいたしております。

一般財源の繰り入れにつきましては、平成30年度予算原案におきましても引き続き計上しており、国保財政の安定化や国保税率の上昇を抑える意味においても重要な施策ではあります。

しかしながら、法定外での繰り入れを続けることは、一般会計の施策に影響を及ぼすことや県の国民健康保険運営方針にもありますように、赤字の削減、解消を求められることとなりますので、財政調整基金の活用なども考慮しながら今後とも慎重な判断をしてまいりたいと考えております。

また、負担率の引き上げにつきましては、市長会などで医療保険制度、国民健康保険制度の改革などについて国や県に対して毎年要望しておりますし、今後も県や他市町村とも連携を図りながら足並みをそろえた上で、要望してまいりたいと考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○8番(福井一徳君) ことし、岐阜県が岐阜県の国民健康保険運営方針案ということで、 パブコメを県民に向けて求めました。一応、この中身をずっと私も読んで、自分なりの 意見をまとめてパブリックコメントに応募をいたしました。

今、市長がおっしゃったように、構造的な問題については理解をしているし、一般財源の繰り入れについては、ことしも、今年度の予算もそうですが、続けていきたいと。ただ、これをずーっと続けるのかという意味では、なかなか財政的に困難な問題も出てくるし、県はこの方針がありますので、国の方針を答申して赤字解消を求められるので、いろんな形で努力をしながら国保料について維持できるようにしていくというような答弁だったかというふうに思います。国の負担率の引き上げについても、市長会等を含めて国に財政支援を要望するという立場でした。

私は、非常にその考え方については賛同したいと思います。根本的にやっぱりこういう構造的な問題、そもそも入っている、構成している人たちが年金暮らしの人とか非常に低収入の方が多いわけですよね。そうすると、そういう人たちの中で高齢化になれば医療費がふえてくるという中で、それを全部、いろんな国の補助、県の補助はもちろん入るんですが、除いた部分で国保の加入者で割るというふうになるとどんどん上がっていくということにもなるので、ぜひ国に対して財政的な支援ということをしっかり求める。これは、議会としても全国知事会とか市長会なんかの意見書なんかも受けて、後押しをしていくということで、山県市としてそういう姿勢を明らかにしていくことが必要ではないかなというふうに思いますので、今後とも市民の健康増進も含めて、この問題については努力をしていっていただきたい。値上げについては控えていく、そういう努力を引き続きしていただきたいということを最後に表明して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。
- ○議長(武藤孝成君) これにて一般質問は全て終了いたしました。

16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時41分散会

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山県市議会定例会会議録

第5号 3月16日(金曜日)

○議事日程 第5号 平成30年3月16日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について
- 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について
- 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について
- 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について
- 議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について
- 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)

議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算

議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算

議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算

議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算

議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議第34号 新市まちづくり計画の変更について

議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について

議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について

議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について

議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について

議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 議第19号 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成30年度山県市一般会計予算

議第24号

議第25号

平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算

	h1747/14 = 1 3	
	議第28号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第29号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第30号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第31号	平成30年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第32号	平成30年度山県市水道事業会計予算
	議第33号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
	議第34号	新市まちづくり計画の変更について
	議第35号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第36号	北山辺地総合整備計画の策定について
	議第37号	第3次山県市地域福祉推進計画の策定について
	議第38号	第7期山県市高齢者福祉計画の策定について
	議第39号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を
		改正する条例について
	議第40号	平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第3	討 論	
	議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第4号	山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正
		する条例について
	議第5号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第7号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
		する条例について
	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の
		一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
		について

議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 議第15号 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 議第19号 部を改正する条例について 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ 議第20号 いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第27号 議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 新市まちづくり計画の変更について 議第34号 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号

第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

議第37号

議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について 議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 採 決 日程第4 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 議第14号 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 議第15号 を定める条例について 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 議第16号 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第28号 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第30号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第31号 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 議第34号 新市まちづくり計画の変更について 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第38号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 議第39号 改正する条例について 議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する 日程第5 発議第1号 条例について 日程第6 質 疑 日程第7 討 論 決 日程第8 採

山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一

議第19号

特別委員会の最終報告について

少子化,定住促進対策特別委員会

日程第9

まちづくり特別委員会

議会改革特別委員会

日程第10 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1

常任委員会委員長報告						
山県市行政組織条例の一部を改正する条例について						
山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正						
する条例について						
山県市防災会議条例の一部を改正する条例について						
山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について						
消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正						
する条例について						
山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の						
一部を改正する条例について						
山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について						
山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について						
山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関						
する基準を定める条例の一部を改正する条例について						
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の						
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例						
について						
山県市介護保険条例の一部を改正する条例について						
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準						
等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する						
条例について						
山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準						
を定める条例について						
山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部						
を改正する条例について						
山県市小口融資条例の一部を改正する条例について						

議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 部を改正する条例について

議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)

議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算

議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算

議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算

議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算

議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算

議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算

議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議第34号 新市まちづくり計画の変更について

議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について

議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について

議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について

議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について

議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 議第19号 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成30年度山県市介護保険特別会計予算

平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算

平成30年度山県市一般会計予算

議第24号

議第25号

議第26号

	議第27号	平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
	議第28号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算
	議第29号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
	議第30号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算
	議第31号	平成30年度山県市高富財産区特別会計予算
	議第32号	平成30年度山県市水道事業会計予算
	議第33号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
	議第34号	新市まちづくり計画の変更について
	議第35号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第36号	北山辺地総合整備計画の策定について
	議第37号	第3次山県市地域福祉推進計画の策定について
	議第38号	第7期山県市高齢者福祉計画の策定について
	議第39号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を
		改正する条例について
	議第40号	平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第3	討 論	
	議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第4号	山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正
		する条例について
	議第5号	山県市防災会議条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
	議第7号	消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正
		する条例について
	議第8号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
		一部を改正する条例について
	議第9号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第10号	山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第12号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の
		一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
		について

議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 議第15号 を定める条例について 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について 議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 部を改正する条例について 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ 議第20号 いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 議第27号 議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 新市まちづくり計画の変更について 議第34号 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号

第3次山県市地域福祉推進計画の策定について

議第37号

議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例について 議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 採 決 日程第4 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について 議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正 する条例について 議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について 議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正 する条例について 議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について 議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について 議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について 議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 議第14号 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 議第15号 を定める条例について 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 議第16号 を改正する条例について 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について 議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例について

議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一 部を改正する条例について 議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて 議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号) 議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号) 議第24号 平成30年度山県市一般会計予算 議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算 議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算 議第28号 議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算 議第30号 議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について 議第34号 新市まちづくり計画の変更について 議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について 北山辺地総合整備計画の策定について 議第36号 議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について 議第38号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を 議第39号 改正する条例について 議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する 日程第5 発議第1号 条例について 日程第6 質 疑 日程第7 討 論 決 日程第8 採

特別委員会の最終報告について

少子化,定住促進対策特別委員会

日程第9

まちづくり特別委員会 議会改革特別委員会

日程第10 議員派遣について

○出席議員(14名)

	1番	寺	町	祥	江	君		2番	加	藤	裕	章	君
	3番	古	Ш	雅	_	君		4番	加	藤	義	信	君
	5番	郷		明	夫	君		6番	操		知	子	君
	7番	村	瀬	誠	三	君		8番	福	井	_	德	君
	9番	Щ	崎		通	君	1	0番	吉	田	茂	広	君
1	1 1番	上	野	欣	也	君	1	2番	石	神		真	君
1	13番	武	藤	孝	成	君	1	4番	藤	根	圓	六	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市	長	林		宏	優	君	副市	長	宇	野	邦	朗	君
教育	長	伊	藤	正	夫	君	理 事総務調	兼 果長	渡	邊	佳	宏	君
理 事 地方創生		柴	田	雅	洋	君	企画則 課	^{才政} 長	久伢	民田	裕	司	君
税務課	長	石	神		彰	君	市民選 課	環境 長	奥	田	英	彦	君
健康介 課	護 長	藤	田	弘	子	君	産業調	果長	Щ	田	和	哉	君
建設課	長	長	野		裕	君	水道調	果長	浅	野	晃	秀	君
まちづくり 企業支援認		長	野	健	_	君	会計管	理者	大	西	英	樹	君
消防	長	藤	根		好	君	学校教 課	效育 長	鬼	頭	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	城	君
生涯学 課	習 長	梅	田	義	孝	君							

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 竹
 村
 勇
 司
 書
 記
 棚
 橋
 輝
 英

 書
 記
 鷲
 見
 芳
 文

	_
--	---

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長(武藤孝成君) 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長(石神 真君) それでは、議長よりお許しをいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、3月7日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第3号から議第5号、議第7号、議第17号から議第21号、議第24号、議第31号、議第33号から議第36号及び議第39号の所管に属する条例案件9件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他4件の16議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑について、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてで は、新設される子育て支援課とほかの課との連携について。議第17号 山県市小口融資 条例の一部を改正する条例についてでは、融資の貸付限度額が1,250万から2,000万円に 引き上げられるが、小口融資保証料助成金の限度額20万は変更されないのか。議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)(総務産業建設関係)では、消防広域化 に伴い購入する備品は、今まではなくても差し支えがなかったものか。議第24号 平成 30年度山県市一般会計予算(総務産業建設関係)についてでは、来年度予算全般につい て、昨年、国のビッグデータ、RESASの勉強会が開催されましたが、RESASを 活用して、来年度予算に反映されたものはあるか。新規採用職員が、採用予定人数に達 しなかった理由及び来年度に向けて改善するための検討状況について。文書広報費の、 市広報発行経費の増額の理由について。シティプロモーション委託料を皆減し、来年度 は広報分室を設置しない理由について。文書広報費の魅力発信WEBサイト改修業務委 託料の契約方法について。財産管理費の、ふるさと納税業務代行委託業務の委託先業者、 契約方法及び委託をする理由について。自治会費の集落支援員と、企画費の集落支援員 の報酬の積算根拠について。情報管理費の、子育てワンストップLGWAN-ASPサ ービス利用料の減額の理由について。企画費の、女性活躍推進事業の内容について。企 画費の、田舎暮らし推奨企画振興業務委託料の具体的な業務内容について。指定統計調

査費の増額理由について。保育園費の、給料・職員手当、前回の補正予算において、保育士の勤務環境を整えるため、時間外勤務手当が補正されましたが、新年度予算も同様の体制で積算されているのかについて。畜産業費の、美濃酪連乳業工場機能向上推進事業負担金の内容について。観光振興費の、グリーンプラザ美山整備事業で、6,000万円をかけて整備するオートキャンプ場のターゲットの想定及び、利用客の増加見込み、並びに施設のPR方法について。土木総務費の、来年度は地籍調査事業の県補助金が受けられない理由について。都市計画総務費の、山県ターミナル整備事業の建築設計委託料の業務内容の詳細について。都市計画総務費の、都市計画基礎調査等委託料の具体的な業務内容についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第3号から議第5号、議第7号、議第17号から議第21号、議第24号、議第31号、議第33号から議第36号及び議第39号の16議案は、全会一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。
 - 続きまして、厚生文教委員会委員長 藤根圓六君。
- ○厚生文教常任委員会委員長(藤根圓六君) 議長の許可をいただきましたので、厚生文 教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月8日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第6号、 議第8号から議第16号、議第21号から議第30号、及び議第32号、議第37号、議第38号並 びに議第40号の所管に属する条例案件10件、補正予算案件4件、予算案件8件、その他 案件2件の24議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでは、山県市いのち支える自殺対策推進委員会の内容及び、委員会メンバーの選考方法について。議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例についてでは、県単位化に伴い新たに設置される国民健康保険運営協議会の概要について。議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)(厚生文教関係)では、小学校費、中学校費における、学校管理費に計上してある小中学校高効率型照明設備工事の内容及び、工事発注方法について。文化財保護費における、無形民俗文化財調査研究等事業補助金の主な減額理由及び、交付団体への補助金精算方法について。議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)では、保険給付費及び、共同事業拠出金の減額に対応した、保険税への反映について。議第24号 平成30年度山県市一般会計予算(厚生文教関

係)では、歳入の部における、教育費国庫補助金(へき地児童生徒援助費等補助金)377 万円及び、民生費県補助金(第3子以降保育料無料化事業費補助金)102万6,000円の内 容について。歳出の部では税務総務費における、償還金利子及び割引料の具体的な内容 について。戸籍住民基本台帳費における、戸籍システム委託負担金及び、住民基本台帳 ネットワークシステム導入委託料の内容について。戸籍住民基本台帳費における、通知 カード・番号カード事務委託交付金の積算根拠及び、業務取り扱い概要について。社会 福祉総務費における、子ども貧困対策実態調査業務委託料の業務内容及び、調査データ の活用方法について。社会福祉総務費、結婚新生活支援事業費補助金の内容について。 老人福祉費における、市シルバー人材センター補助金990万円に係る事業拡大の内容及び、 事業強化に当たっての、金額的な基準の設定について。老人福祉費、高齢者在宅福祉事 業における緊急通報システム設置費の申請者見込み及び、事業設置要件について。障が い者福祉費における、障がい者自立支援(扶助費)補装具費の採択対象器具及び、利用 に当たっての介護保険サービスとの調整について。福祉センター費における、伊自良老 人福祉センター管理の運転業務委託料の内容及び、積算根拠について。児童福祉総務費 における、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務の内容及び、岐阜女子大学との 共同連携について。児童福祉総務費、放課後児童クラブ事業における梅原小学校クラブ 施設室改修工事の概要について。児童福祉総務費、放課後児童クラブの支援員の賃金及 び勤務実態について。児童措置費における、児童扶養手当システム開発・修正委託料の 業務内容について。保育園費における、保育園の正規職員及び、臨時保育士の人員につ いて。保育園の将来的な運営方針について。保育園費、英語あそび教室委託料の内容及 び、委託方法について。保育園費、借地料66万6,000円の内訳について。保育園費、伊自 良保育園各種工事(屋根・外壁改修)の内容について。生活保護費における、扶助費(そ の他扶助費)が対前年度比で大幅に減った理由について。教育総務費、事務局費におけ る、私立幼稚園就園奨励費補助金の内容及び、支給対象者数の算出根拠について。教育 総務費、事務局費、幼稚園保育料助成金の内容について。教育指導費における、山高未 来プロジェクト負担金の内容について。小学校費、学校管理費における、JTE学習支 援員報酬の内容について。小学校費、中学校費における、学校管理費に計上してある、 各種工事費が対前年度で大幅に減っている理由について。小学校費、学校管理費におけ る、スクールバス業務委託料が対前年度比で190万円減額となった理由について。小学校 費、学校管理費、借地料106万円の内訳について。小学校費、教育振興費、小学校備品購 入費に係る教育ICT関連機器導入予定の内訳及び、機器活用への支援について。小学 校費、教育振興費、使用料及び賃貸料のプログラミング学習推進事業におけるペッパー

2体の導入目的及び、契約内容について。中学校費、教育振興費における、外部指導員 謝礼の内容について。公民館費における、高富中央公民館の借地料29万4,000円の内訳に ついて。公民館費、美山中央公民館の借地料112万8,000円の内訳について。青少年育成 費における、放課後こども教室推進事業の概要及び、児童福祉総務費の、放課後児童ク ラブ事業との事業内容の違いについて。文化財保護費における、無形民俗文化財調査研 究等事業補助金の対前年度比で大幅に減額した主な理由について。保健体育総務費にお ける、地区体育振興会補助金の支給時期及び、決済対応について。保健体育施設費にお ける、体育施設用備品購入(乗用芝刈り機)の運用について。保健体育施設費、総合運 動場管理における借地料613万3,000円の内訳について。保健体育施設費、その他体育施 設管理における借地料249万3,000円の内訳について。

なお、借地料については、公民館等の施設の底地となっている物件も散見されるので、 市の財産として買収を行う等、将来的な保全に努めることや、借地物件が多いのでその 取り扱いについて、市公共施設管理計画の中で反映していく必要があるとの旨の意見も ありました。

議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算では、平成30年度介護保険料 5 億 4,059万円の計上額は、第7期保険料積算算定数値を反映された金額であるか。また、平成29年度における保険料収納状況について。議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算では、歳入の部における、一般会計からの繰入金 3 億6,125万円の詳細な内容及び、今後の事業予定について。議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算では、建設改良費、円原浄水場硬度処理設備工事の概要及び、今後の受益者負担(水道料金)への影響について。議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定についてでは、介護給付費等の推移及び、積算方法についてなどの質疑がございました。

討論においては、議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について及び、 議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算並びに議第38号 第7期山県市高齢 者福祉計画の策定について、反対討論がありました。

採決の結果、議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について及び、議 第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算並びに議第38号 第7期山県市高齢者 福祉計画の策定については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

また、議第6号、議第8号から議第12号、議第14号から議第16号、議第21号から議第25号、及び議第27号から議第30号、議第32号、議第37号、議第40号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を 終結いたします。

日程第3 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第3、討論。

これより、議第3号から議第40号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一德君。

○8番(福井一徳君) 日本共産党の福井一徳です。議長の許可をいただきましたので、 通告に従い反対討論を行います。

議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、議第26号 平成30年 度山県市介護保険特別会計予算について、議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策 定について。これらは介護保険事業にかかわって相互に関連していますので、3つの議 案一括の討論をします。

2000年4月から実施された介護保険制度は、これまで家族介護に依存してきた日本の介護保険制度が大きく転換され、介護の社会化が達成されるというバラ色のイメージで語られてきました。

しかし、介護保険は、従来、医療保険の給付で行っていた保健医療サービスの一部を 介護保険サービスとして介護保険の給付で行うことにより、ふえ続ける医療費、正確に は、高齢者医療費を抑制するために構築された制度とも言えます。

その後、高齢化の進展などによってまた高齢者医療が増大したので、2008年から介護保険の財政構造をモデルとして後期高齢者医療制度が導入をされました。制度見直しのたびに給付抑制が進められ、かつ介護保険を推進した人たちからも、こんなはずではな

かったという後悔の言葉が聞かれるようになりました。

安倍内閣は、要支援のみならず軽度者、要介護の1、2の人の保険外しまで含む徹底 した給付抑制と、地域包括ケアシステムの名のもとに自助と互助を強調し、かつて日本 型福祉社会論をほうふつさせる介護の家族依存回帰の方向を鮮明にしています。

たび重なる介護報酬の引き下げも加わって、介護職員は過重労働で疲弊し、職員の献 身的な努力によって何とか支えられているのが現状です。早晩、人材不足による施設、 事業者の不足が深刻化して、介護保険は制度崩壊の危機に直面するでしょう。

第7期山県市高齢者福祉計画では、市独自のケアマネを初めとする関係者への独自アンケートなど、実態の把握と対策課題をまとめ上げています。健康介護課の皆さんの努力は高く評価するものです。この調査の結果にも介護現場の現状がリアルに述べられています。

今、介護申請も受け付けない水際作戦が全国で問題視されている中で、山県市は市民の立場に立って介護申請を受け付け、また、介護保険を知らずにサービスを受けられないことがないように市民への告知などきめ細かく計画がされ、取り組もうとしています。

私は、常任委員会の審議の中で、国の見える化システムの問題点などを指摘しました。 国は公助を減らし、地域包括ケアシステムと称して財源移譲もなしに地方自治体に仕事 を押しつけ、給付抑制を図っています。

市が市民に向き合って真面目に介護事業を推進すればするほど給付費は増大し、国の抑制策のはざまで一層の矛盾を抱えていくことになります。国政のねじれと地方自治体の矛盾と困難、今回の計画では、結局のところ介護保険の制度崩壊の危機に直面せざるを得ません。

たとえ名目的であったとしても、介護保険法の制定当時に掲げた介護の社会化を国の 責任として、社会保障の一環として財政的な支援を進める方向に政策のかじを切ること、 その流れを進めていく山県市高齢者福祉計画が求められると思います。

このような立場から、介護保険料の値上げ改定を含めた介護保険事業の3つの関連議案に反対をするものです。

続いて、議第24号 平成30年度山県市一般会計予算について。今年度の予算の中には、 地域経済牽引事業(水洗バルブ等)として4,100万円が計上されています。私は、山県市 の高齢化が進む中、地場産業の下請け企業の現状等を見て、大企業誘致ではなく足元を しっかり見据え、地場産業への支援を訴えてきました。この点で地域経済牽引事業はナ ノシャワーの医療分野への展開の模索など、新たな事業と雇用を生み出すものと期待し ます。 一方で、山県バスターミナル整備に3億1,800万円、公共交通実証実験に823万円が計上されています。高齢者の足を確保するデマンドバスの全市導入を目指す立場からすれば、山県市にふさわしい公共交通のあり方からすると、残念ながらハーバスの空気バス状態は改善される見通しもなく、市内循環線も具体化はこれからという問題を残したまま、不十分な計画と言わざるを得ません。

また、予算には香り会館等管理に1,990万円が計上されています。昨年、第4回市議会で、指定管理者の決定に際しては、本来決定に必要なドルフィンの事業提案書が議会に提出もされず議決を求めるという信じがたい提案の仕方でした。

指定管理のあり方や補助金のあり方をめぐる問題提起がこの間複数の議員からもなされていますが、具体化には至っておりません。グリーンプラザみやま改修(オートキャンプ場)6,000万の計上については、後で触れます。

シルバー人材センターの補助金が増額されて、990万円が計上されています。視察を受けるほどの事業拡大を進めている状況の中で、新たな事業分野への人員強化として280万が増額されています。これも今後の補助金の拡大と固定化につながっていきます。自力での体制強化が望まれます。

インター開通に向けて積極型予算を標榜していますが、審議を通じてもさまざまな課題が未消化のままで今日に至っていると思います。

このような点を総合しまして、平成30年度山県市一般会計予算については反対をします。

続いて、議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について。この整備計画は、平成30年度から31年にかけてグリーンプラザみやまコテージ村キャンプ場の改修工事に、辺地債を活用するために新たに策定されました。この計画の参考資料には、オートキャンプ場整備に関する部分はありませんでした。

辺地法による辺地債の目的は、その他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るとしています。辺地債の目的からすると、今回の6,000万円に及ぶ総合整備計画の策定、そのうち4,800万円のグリーンプラザオートキャンプ場整備が、美山北部地域の住民の生活文化水準の著しい格差の是正にどのように結びつくか、質疑の答弁は納得できません。

辺地債は8割が地方交付税に算入されるとの説明でしたが、しょせん辺地債は借金であり、補助額がどれだけ確保できるかは不明であります。残りは市の財政からの持ち出しになります。

以前、私の質疑の中で、市民から訴えがあったトイレの問題。本市は厳しい財政状況

にある、高富の町なかのトイレは年間70万円維持費がかかるので閉鎖をしたといって、 市民が利用していたトイレが閉鎖されました。たった70万のトイレは閉鎖する一方で、 4,800万円のオートキャンプ場の整備事業が予算計上されています。

この事業の緊急性や必要性についての答弁は、観光による交流人口の増大など抽象的な内容で納得できる具体的なものではありませんでした。しかも、この施設は山県市民からなかなか予約がとれないという声が寄せられており、市民の利便性の確保が要望されていますが、いまだに改善されていません。

2期目の指定管理2年目という時期に大型投資をする一方で、施設の利用料は指定管理者の収入になります。

このような予算の使い方のための整備計画の策定については反対をいたします。以上、反対討論を終わります。

○議長(武藤孝成君) 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第4 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第4号 山県市個人情報保護条例及び山県市情報公開条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決を されました。

議第5号 山県市防災会議条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第7号 消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第9号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決を されました。

議第10号 山県市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を 改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決を されました。

議第19号 山県市市営住宅管理条例及び山県市単独市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 平成29年度山県市一般会計補正予算(第6号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、お諮りいた します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第23号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 平成30年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 平成30年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 平成30年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 平成30年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 平成30年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 新市まちづくり計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 北山辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 第3次山県市地域福祉推進計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 第7期山県市高齢者福祉計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第40号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決を されました。

日程第5 発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例について

○議長(武藤孝成君) 日程第5、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例について、議会運営委員会委員長、趣旨の説明を求めます。 議会運営委員長 上野欣也君。

○議会運営委員会委員長(上野欣也君) それでは、発議第1号 山県市議会委員会条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

山県市行政組織条例の一部が改正されたことに伴い、議会委員会条例第2条第2項の表中、総務産業建設委員会の所管事項のうち、産業課を農林畜産課に改正するとともに、厚生文教委員会の所管事項に子育て支援課を追加するため、本委員会条例を改正するものです。

以上、趣旨説明を申し上げ、御賛同願いますようお願いをいたします。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○9番(山崎 通君) 今のこれの案のことについてですけど、これは今、突然聞いたのでどういう質問をしたらいいのか、ちょっと困惑しておる状態ですけど、こういうふうにやるということには別段異議があるわけではありませんが、今後、常任委員会のあり方というか、方法をちょっと変えていただけたらどうかなと思うんです。

それは何かといいますと、今、常任委員会が2つあるもんで、1つのところに7人いるわけ。そのうちの3人が事に賛成をすると、全部可決になるわけね、最終的に。それで……。そうでしょう。

[「4人」と呼ぶ者あり]

○9番(山崎 通君) 4人やけど、委員長は1人いるもんで、委員長はそれに加わらないと大体3人がなるわけですが、そうすると、3人の意見がいつも、それで14人の意見ということに膨らんでしまいますので、今どうこうではありませんけど、こういう意見が出てき……。条例の一部の改正の話が出てきたので、将来的にこういうことも加味してもらうといいかなというふうに思うんですが。

どうも質問の仕方、質疑の仕方が難しくなるので、委員会の構成の仕方をちょっと考えていただけるといいかなと。余談ですけど、そんなことを委員長にお願いして質疑を終わります。

○議長(武藤孝成君) いいですか。 上野欣也君。

○議会運営委員会委員長(上野欣也君) 今のお話は、私が趣旨説明したこととちょっと 外れますので、お願いのとおり、またいつかの機会で、どっかで検討していくというこ とでお答えをさせていただきます。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) いいですか。 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

日程第7 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。 山崎 通君。
- ○9番(山崎 通君) 今の私の要望もお願いし、上野さんからも快諾をいただきました。 これによって、執行部が行政をこれから行うのに大変都合がいいというようなお話で すので、どんどん行政をいろいろ膨らませて、そして、市民サービスが充実できるよう に頑張っていただけたらいいと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いいた しまして、賛成討論とさせていただきます。
- ○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第8 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第8、採決。

これより、発議第1号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 特別委員会の最終報告について

○議長(武藤孝成君) 日程第9、特別委員会の最終報告について議題といたします。 本件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

初めに、少子化・定住促進対策特別委員会委員長 藤根圓六君。

○少子化・定住促進対策特別委員会委員長(藤根圓六君) 議長の許可をいただきました ので、少子化・定住促進特別委員会の最終報告をします。

本委員会は、特に本市の過疎地域の著しい人口減少に対応すべく、実効ある少子化対策と定住促進を図るための方策の調査研究をしてまいりました。きょうまでの取り組みは次のとおりです。

第1回を平成28年6月23日に開催し、本特別委員会の正副委員長を互選により選出しました。

第2回を8月3日に開催し、28年度の年間計画として2点の問題点を提起しました。 1点目は、取り組みとして、1つ、人口減少対策、2、定住促進対策、3、具体的な 活用策と課題について。2点目は、視察研修についてを掲げました。

第3回を9月5日に開催し、所管事務の現状について、まちづくり・企業支援課は、 空家対策に関すること、美山支所は、移住定住・空家活用支援事業に関すること、空家 登録制度、空家バンクに関すること、福祉課は、児童館の事業・指定管理について、企 画財政課は、Uターン奨励金について、学校教育課は、小規模校のあり方について、各 課の現状を聞きました。

第4回は12月21日に開催し、行政視察研修の感想を聞き、市に対する提案、要望、今後の方針について審議しました。

第5回を2月3日に開催し、恵那市へ行政視察を行い、恵那市役所では、児童館及び 子育て世代包括支援センターの運営状況など、子育て支援について調査研究をしてまい りました。飯地振興事務所では、飯地有償運送いいじ里山バスについて調査研究をして まいりました。

第6回を2月14日に開催し、視察研修の感想と意見を聞き、中間報告書の作成と報告について審議しました。

第7回を3月3日に開催し、委員会の取り組みと、委員会としての提案について審議 し、中間報告書を作成しました。

平成29年第1回定例会において、平成28年度中に開催した7回の委員会について、中間報告を行いました。

第8回を6月7日に開催し、本委員会は前年度に引き続き継続することとしました。 第9回を12月12日に開催し、研修先を協議しました。

第10回を平成30年1月23日に開催し、郡上和良町の和良おこし協議会において、空き 家対策事業、移住促進事業等の視察研修を行いました。

和良おこし協議会とは15名の市内外の有志の住民で構成され、集落の存続を目指した 地域づくりを目標にして、行政に頼らない自主的な活動に注目し、内容としては多々参 考になりました。

第11回を2月7日に、第12回を2月26日に開催し、視察研修の感想、市長への提案、要望の内容及びその是非について協議し、議長に最終報告することに決定し、2年間にわたる委員会の協議研修を終了しました。

議長への報告書には、これまでの調査研究の結果を、人口減少対策及び移住促進対策 に関する施策として取りまとめ、提出いたしました。お手元に報告書の写しを配付いた しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、少子化・定住促進対策特別委員会の最終報告といたします。 ありがとうございました。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

次に、まちづくり特別委員会委員長 村瀬誠三君。

○まちづくり特別委員会委員長(村瀬誠三君) まちづくり特別委員会の報告をさせていただきます。ただいま議長の許可をいただきましたので、まちづくり特別委員会の最終報告をいたします。

本委員会は、東海環状自動車道(仮称)高富インターの開通を見据えた優良企業の誘致、山県市の活力を生み出すもとである地域産業の活性化を図るための地元産業の支援による雇用の創出と、社会インフラである公共交通体系の整備の3つのテーマに対する方策の調査・研究を目的として、平成28年6月23日に、まちづくり特別委員会が設置されており、在任期間である2年目、最終年度を終えようとしております。

平成29年度における活動経緯につきましては、昨年度に引き続き、本年度は、第1回を6月6日に開催し、前年度からの継続調査事項となっている3つの研究テーマに対する課題・問題点及び改善策について、各所属チーフから報告をいただき、年間活動計画について審議をいたしました。

なお、各所属チーフというのは、委員会の中からそれぞれの責任者を決めたものでございます。

第2回、7月5日に開催し、所管に属する担当課長から事務概要について説明を受け、 研究テーマに対する情報共有に努めました。

第3回を8月9日に開催し、山県市商工会にて商工会の概要説明を受け、地元産業の 支援による雇用の創出に対する意見交換会を、商工会役員を交えて行いました。

第4回を11月7日に開催し、研究テーマに対する課題解決への意見集約について、素 案をもとに協議をいたしました。

第5回を12月15日に開催し、山県市地域公共交通網形成計画の概要及びバスターミナル整備事業の概要について所管の担当課長より説明を受け、研究テーマのうちの1つでもある公共交通体系の整備について審議いたしました。

なお、その後、市長部局に提出予定の政策要望書について、再度協議をいたしました。 第6回を本年1月24日に開催し、政策要望書の最終確認を行い、委員会としての意見 を確認し、1月25日付で議長へ要望書の提出についての申し出を行いました。

第7回を本年2月14日に開催し、これまでの調査研究を行った、とりわけ喫緊の課題である産業振興を図る上における3つのテーマの具体的な取り組み事項をまとめた要望書を、市長へ提出いたしました。

その後、市長から現在取り組んでいるまちづくり関連事業に対する思いや、今後の展望についてお聞きすることができました。

最後に、本年度のまとめとして、3月定例会における委員会報告書の申し入れ及び委員会最終報告書の作成内容について協議し、2月23日付で議長に委員会報告書を提出いたしました。

なお、先ほどの2月23日付議長への委員会調査報告書につきましては別添に添付して ありますので、一読していただければ幸いでございます。

以上、現所属委員による、まちづくり特別委員会の最終報告といたします。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

次に、議会改革特別委員会委員長 郷 明夫君。

○議会改革特別委員会委員長(郷 明夫君) 議長の許可をいただきましたので、議会改

革特別委員会の最終報告をいたします。

本委員会は、議会活動の充実・強化及び透明性を目指した、議会制度の改革に関する 調査・研究を行いました。

平成29年度は、議会報告会並びに意見交換会を開催するとともに、県内各市の報酬及 び政務活動費等の状況を調査いたしました。

このうち議会報告会並びに意見交換会については、29年10月11日に美山会場で、10月 12日に高富会場で、10月13日には伊自良会場で開催をいたしました。

各会場では、市民の参加者は少ない状況ではありましたが、治山林道工事における排水処理の充実を望む意見や旧小学校の跡地活用の要望、有害鳥獣対策として整備した柵等の整備後の維持管理に対する支援を要望する意見、東海環状自動車道の高富インターチェンジへのアクセス道路の整備を望む意見などいただき、充実した意見交換の場となりました。

県内各市の報酬及び政務活動費等の状況調査につきましては、各市における支給状況 の資料を集め、調査研究を行いました。

最近、報酬を改正し、政務活動費を復活された恵那市議会については、8月10日に現 地調査をさせていただき、政務活動費を復活された背景などを当時の議会改革特別委員 長などからお聞きをいたしました。

最後に、本委員会で2年間行ってきた議会報告会の充実と報酬・政務活動費の調査研究については、議会活動のさらなる活性化を図るため、今後も課題であるとし、本委員会の取りまとめ報告といたします。

なお、10月12日に行いました高富会場というのは、富岡公民館で行ったものでございます。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、特別委員会の調査の終了が報告されましたので、特別委員会の調査を終了 したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、特別委員会の調査を終了すること に決定されました。

日程第10 議員派遣について

○議長(武藤孝成君) 日程第10、議員派遣について議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元 に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。
- ○議長(武藤孝成君) これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決 定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成30年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成 山県市議会副議長 山 崎 通 12 番 議 員 石 神 真 14 番 議 員 藤 根 圓 六